熊本市公報

第１４４６号

発行所　熊本市中央区手取本町１番１号
　　熊本市総務局行政管理部総務課
発行日　毎　月　末　日

目　　次

条　　例

○熊本市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（第３号）…… 76
○熊本市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例（第４号）…… 77
○熊本市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（第５号）…… 78
○熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例（第６号）…… 79
○熊本市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例（第７号）…… 80
○熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
（第８号）…… 81
○熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例（第９号）…… 82
○熊本市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（第10号）…… 83
○熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（第11号）…… 84
○熊本市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例（第12号）… 85
○熊本市手数料条例の一部を改正する条例（第13号）…… 88
○熊本市消防事務に関する手数料条例の一部を改正する条例（第14号）…… 89
○熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（第15号）…… 90
○熊本市特定非営利活動促進法施行条例及び熊本市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例（第16号） 91
○熊本市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例の一部を改正する条例（第17号）…… 92
○熊本市老人福祉センター条例の一部を改正する条例（第18号）…… 93
○熊本市保健衛生事務に関する手数料条例の一部を改正する条例（第19号）…… 94
○熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（第20号）…… 96
○熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（第21号） 97
○熊本市職業訓練施設条例の一部を改正する条例（第22号）…… 98
○熊本市体育施設条例の一部を改正する条例（第23号）…… 99
○熊本市土壌養分等の分析事務に関する手数料条例を廃止する条例（第24号）…… 100
○くまもと街なか広場条例（第25号）…… 101
○熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を改正する条例（第26号）…… 106
○熊本市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（第27号）…… 108
○熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業施行条例を廃止する条例（第28号）…… 109
○熊本市道路の構造の基準等を定める条例の一部を改正する条例（第29号）…… 110
○熊本市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（第30号）…… 111
○熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（第31号）…… 112
○熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例（第32号）…… 113
○熊本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（第33号）…… 114

○熊本市介護保険条例の一部を改正する条例（第34号）…… 116
○熊本市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第35号） 118
○熊本市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第36号） 119
○熊本市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第37号）…… 120
○熊本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（第38号）…… 122
○熊本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（第39号）…… 124
○熊本市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第40号）…… 126
○熊本市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第41号）…… 128
○熊本市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第42号）…… 130
○熊本市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（第43号） 132
○熊本市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（第44号）…… 134
○熊本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（第45号）…… 136
○熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第46号）…… 138
○熊本市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第47号）…… 140
○熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第48号）…… 142
○熊本市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第49号）…… 144
○熊本市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第50号）…… 145
○熊本市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第51号）…… 147
○熊本市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第52号）…… 148
○熊本市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第53号） 149
○熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第54号）… 150
○熊本市国民健康保険条例の一部を改正する条例（第55号）…… 152
○熊本市介護保険条例の一部を改正する条例（第56号）…… 153
○熊本市議会委員会条例の一部を改正する条例（第57号）…… 154
○熊本市税条例の一部を改正する条例（第58号）…… 155

規　　則

○熊本市火災予防規則及び熊本市火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則（第12号）…… 157
○熊本市危険物規制に関する規則の一部を改正する規則（第13号）…… 159
○熊本市子ども・若者総合相談センター規則の一部を改正する規則（第14号）…… 160

○熊本市中国残留邦人等に対する支援給付及び特定配偶者に対する配偶者支援金事務取扱規則の一部を改正する規則（第15号）…… 161
○熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第16号）…… 163
○地方公営企業法第３９条第２項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則（規則第17号）…… 164
○熊本市公営企業主要補助職員の指定に関する規則の一部を改正する規則（第18号）…… 165
○地方自治法第２４３条の２の２の規定により賠償責任を有する職員の範囲を定める規則（第19号） 166
○熊本市道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則（第20号）…… 167
○熊本市介護保険法等の施行に関する規則の一部を改正する規則（第21号）…… 168
○熊本市児童福祉法に基づく療育の給付に関する規則の一部を改正する規則（第22号）…… 169
○熊本市廃棄物再生利用個別指定に関する規則の一部を改正する規則（第23号）…… 172
○熊本市土壌養分等の分析事務に関する手数料条例施行規則を廃止する規則（第24号）…… 173
○市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則（第25号）…… 174
○熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第１９条の規定に基づく市長が給与を定める職員等に関する規則の一部を改正する規則（第26号）…… 196
○熊本市会計規則の一部を改正する規則（第27号）…… 197
○熊本市事務分掌規則の一部を改正する規則（第28号）…… 198
○熊本市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則（第29号）…… 206
○熊本市道路標識の寸法を定める規則の一部を改正する規則（第30号）…… 209
○熊本市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則（第31号）… 210
○熊本市公文書管理規則（第32号）…… 214
○熊本市特定歴史公文書等の保存、利用等に関する規則（第33号）…… 218
○熊本市公文書等管理委員会規則（第34号）…… 222
○熊本市附属機関設置条例第２条第２項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則の一部を改正する規則（第35号）…… 223
○熊本市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則（第36号）…… 224

訓　　令

○熊本市公報発行に関する訓令の一部を改正する訓令（第３号）…… 225
○熊本市文書に関する訓令を廃止する訓令（第４号）…… 226
○熊本市事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令（第５号）…… 227
○熊本市契約書の書式等を定める訓令の一部を改正する訓令（第６号）…… 230
○熊本市区役所等事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令（第７号）…… 232

議　会　局

○熊本市議会会議規則の一部を改正する規則（規則第１号）…… 234
○熊本市議会事務局設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規程の整備に関する規程（規程第１号）…… 235
○熊本市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規程（規程第２号）…… 237

病　院　局

○熊本市病院局事務決裁規程の一部を改正する規程（規程第１号）…… 238
○熊本市病院局事務分掌規程等の一部を改正する規程（規程第２号）…… 239
○熊本市病院事業企業職員職名規程の一部を改正する規程（規程第３号）…… 241
○熊本市病院事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（規程第４号）…… 242

○熊本市病院事業会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（規程第５号）…　243

固定資産評価審査委員会

○熊本市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程（告示第１号）……　244

条　　例

条例第　３　号
令和３年３月２４日

熊本市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項の規定に基づき、市長若しくは本市の委員会の委員若しくは委員又は本市の職員（同法第２４３条の２の２第３項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の本市に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。

（損害賠償責任の一部免責）

第２条　市長等が本市に対して損害賠償責任を負う場合において、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１７３条第１項第１号の普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。

⑴　市長　６

⑵　副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員　４

⑶　人事委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長又は公営企業管理者　２

⑷　職員（前２号に掲げる職員を除く。）　１

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

条例第　４　号
令和３年３月２４日

熊本市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

熊本市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和２６年条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「署名押印して」を「署名して」に改める。
様式第１号から様式第３号までの規定中「印」を削る。

附　則
この条例は、公布の日から施行する。

条例第　５　号
令和３年３月２４日

熊本市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和２６年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第１６条第１項第１号中「になった者」を「となった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもの」に改め、「職員」の次に「（配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められない職員を除く。）」を加える。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

条 例 第　６　号
令和 ３ 年 ３ 月２４日

熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大 西 一 史

熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

熊本市職員特殊勤務手当支給条例(昭和２８年条例第２２号)の一部を次のように改正する。

別表第１の３の項第９号並びに５の項第３号及び第４号中「都市建設局」を「各区役所」に改め、同表７の項第２号中「職員」の次に「又は健康福祉局に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるもの」を加える。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

条例第　７　号
令和３年３月２４日

熊本市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

熊本市長等の給与に関する条例（昭和３１年条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「前項」を「前項の規定」に、「による」を「によること」に改め、同条に次の１項を加える。

３　第１項の規定により一般職の職員の例によることとされたもののうち常勤監査委員の扶養手当の支給については、給与条例第９条第１項ただし書の行政職８級職員等の例による。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

条　例　第　　８　　号
令和　３　年　３　月２４日

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第６条第３項中「に出席したとき」の次に「(公用車を利用して出席したときを除く。)」を加え、「(公用車を利用して出席したときは、当該定める額の２分の１の額)」を削り、同項各号を次のように改める。

(1)　５キロメートル未満　日額１，０００円
(2)　５キロメートル以上１０キロメートル未満　日額２，０００円
(3)　１０キロメートル以上　日額３，０００円

別表職員倫理審議会委員の項の次に次のように加える。

公文書等管理委員会委員	日額　10,000円

別表再生可能エネルギー等導入推進会議委員の項を削る。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行し、この条例による改正後の第６条第３項の規定は、同日以後における、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の委員並びに監査委員の議会の会議への出席について適用する。

条例第　９　号
令和３年３月２４日

熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例

熊本市企業管理者の給与に関する条例（昭和４１年条例第４８号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「前項」を「第１項」に、「による」を「によること」に改め、同項第１号中「熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和２６年条例第５号。以下「給与条例」という。）」を「給与条例」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の規定により一般職の職員の例によることとされたもののうち扶養手当の支給については、熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和２６年条例第５号。以下「給与条例」という。）第９条第１項ただし書の行政職８級職員等の例による。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

条例第　１０　号
令和　３　年　３　月２４日

熊本市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市教育長の給与等に関する条例（平成１０年条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「前項」を「第１項の規定」に、「による」を「によること」に改め、同項第１号中「熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和２６年条例第５号。以下「給与条例」という。）」を「給与条例」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の規定により一般職の職員の例によることとされたもののうち扶養手当の支給については、熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和２６年条例第５号。以下「給与条例」という。）第９条第１項ただし書の行政職８級職員等の例による。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

条 例 第　１１　号
令和 ３ 年 ３ 月２４日

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第７条第４項中「１００分の１３０」を「１００分の１２７．５」に改める。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

条　例　第　１２　号
令和　３　年　３　月２４日

熊本市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

熊本市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成１６年条例第５４号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

第１条を次のように改める。

（目的）

第１条　この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

第２条第３号中「図形等」を「図形その他の」に改める。

第３条第１項を次のように改める。

市の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行わせることができる。

第３条第２項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した申請等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第３項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該申請等を受ける」に改め、同条第４項中「第１項の場合において、市の機関は、」を「市の機関は、申請等のうち」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているものを第１項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせる場合には、当該署名等」に改め、「かかわらず、」の次に「電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。第７条において同じ。）の利用その他の」を加え、「当該市の機関が」を「規則で」に改め、「当該署名等に」を削り、同条に次の２項を加える。

５　市の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第１項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせる場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものにより行わせることができる。

６　申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第１項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせることが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第２項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第６項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第５項までにおいて同じ。）」とする。

第４条第１項を次のように改める。

市の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、当該市の機関が定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

第４条第２項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第３項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該」に改め、同条第４項中「第１項の場合において、市の機関は、」を「市の機関は、処分通知等のうち」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているものを第１項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に、「当該市の機関が」を「規則で」に改め、「当該署名等に」を削り、同条に次の１項を加える。

５　処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第１項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第２項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第５項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第４項までにおいて同じ。）」とする。

第５条第１項中「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「の縦覧等を」を「により」に改め、同条第２項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類」に、「を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加える。

第６条第１項中「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に、「当該市の機関が」を「規則で」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「の作成等を」を「により」に改め、同条第２項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録」に、「を書面等により行うものとして規定した作成等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第３項中「第１項の場合において、市の機関は、」を「市の機関は、作成等のうち」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているものを第１項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等」に、「当該市の機関が」を「規則で」に改め、「当該署名等に」を削る。

第８条を第９条とする。

第７条の見出しを「（情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表）」に改め、同条中「使用して」を「使用する方法により」に、「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、同条を第８条とする。

第６条の次に次の１条を加える。

（添付書面等の省略）

第７条　市の機関は、申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付を要しないこととすることができる。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（熊本市証紙条例の一部改正）

２　熊本市証紙条例（昭和３９年条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第２条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「熊本市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「熊本市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に改める。

（熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正）

３　熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和５２年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第１０条の２第１項及び第１２条の２第１項中「熊本市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「熊本市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に改める。

条　例　第　１３　号
令和　３　年　３　月２４日

熊本市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市手数料条例の一部を改正する条例

熊本市手数料条例（昭和２５年告示第２０号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「第５号」の次に「、第１７号」を加える。

附　則

この条例は、令和３年６月１日から施行する。

条　例　第　１４　号
令和　３　年　３　月２４日

熊本市消防事務に関する手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市消防事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

熊本市消防事務に関する手数料条例（平成１２年条例第３４号）の一部を次のように改正する。

第４条を次のように改める。

（手数料の徴収猶予及び減免）

第４条　市長は、災害により著しい被害が生じた場合その他特別の理由があると認めるときは、手数料の徴収を猶予し、又はその減免をすることができる。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

条 例 第　１５　号
令和 ３ 年 ３ 月２４日

熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例（平成１６年条例第４３号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項、第３項並びに第５項第１号及び第２号中「同一世帯に属する者」を「同一の住所を有する者」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 第　１６　号
令和 ３ 年 ３ 月２４日

熊本市特定非営利活動促進法施行条例及び熊本市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市特定非営利活動促進法施行条例及び熊本市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例

（熊本市特定非営利活動促進法施行条例の一部改正）

第１条　熊本市特定非営利活動促進法施行条例（平成２４年条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第３条中「第１０条第３項」を「第１０条第４項」に改める。

第２１条第１項第３号中「第５２条第４項及び」の次に「第５項並びに」を加える。

（熊本市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部改正）

第２条　熊本市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（平成２７年条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第４条第５号中「これを」を「当該書類（アに掲げる書類については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）を」に改める。

第１０条に次の１項を加える。

２　指定特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において事業報告書等又は役員名を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所は居所に係る記載の部分を除くことができる。

第１２条第４項中「第２項各号」を「第２項第２号から第４号まで」に改める。

第１３条第１項中「掲げる書類」の次に「（同項第３号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。）」を加える。

附　則

この条例は、令和３年６月９日から施行する。

条 例 第　１７　号
令和 ３ 年 ３ 月２４日

熊本市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例の一部を改正する条例

熊本市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例（平成１６年条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「は、」の次に「児童１人につき別表に定める」を加え、同条第２項を削り、同条第３項を同条第２項とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第２条関係）

利用区分	負担金の月額
８月以外の月の利用	５，０００円（午後６時までの開所時間を延長して利用する場合にあっては、６，２００円）
８月の利用	９，５００円（午後６時までの開所時間を延長して利用する場合にあっては、１０，７００円）

備考　生計を一にする世帯から２人以上の児童が事業を利用している場合における２人目以降の児童の負担金の額は、当該児童１人につきこの表の負担金の額の２分の１の額とする。

附　則

この条例は、令和３年１０月１日から施行し、この条例による改正後の第２条及び別表の規定は、同月分以後の利用者負担金について適用する。

条 例 第　１８　号
令和 ３ 年 ３ 月２４日

熊本市老人福祉センター条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

熊本市老人福祉センター条例（昭和４８年条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第３条の表熊本市城南老人福祉センターの項中「熊本市南区城南町宮地９７６番地」を「熊本市南区城南町宮地１０５０番地」に改める。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

条 例 第　１９　号
令和 ３ 年 ３ 月２４日

熊本市保健衛生事務に関する手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市保健衛生事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

第１条　熊本市保健衛生事務に関する手数料条例（平成１２年条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第２条中「別表第１及び別表第２」を「別表」に改める。

別表第１食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）関係の部を次のように改める。

食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）関係	飲食店営業許可申請	新規１件につき　16,000円（１週間を限度とするものにあっては、1,700円）
		継続１件につき　15,000円
	調理の機能を有する自動販売機による営業許可申請	１件につき　9,600円
	食肉販売業許可申請	１件につき　9,600円
	魚介類販売業許可申請	１件につき　9,600円
	魚介類競り売り営業許可申請	１件につき　21,000円
	集乳業許可申請	１件につき　9,600円
	乳処理業許可申請	１件につき　21,000円
	特別牛乳搾取処理業許可申請	１件につき　21,000円
	食肉処理業許可申請	１件につき　21,000円
	食品の放射線照射業許可申請	１件につき　21,000円
	菓子製造業許可申請	１件につき　14,000円
	アイスクリーム類製造業許可申請	１件につき　14,000円
	乳製品製造業許可申請	１件につき　21,000円
	清涼飲料水製造業許可申請	１件につき　21,000円
	食肉製品製造業許可申請	１件につき　21,000円
	水産製品製造業許可申請	１件につき　16,000円
	氷雪製造業許可申請	１件につき　21,000円
	液卵製造業許可申請	１件につき　14,000円
	食用油脂製造業許可申請	１件につき　21,000円
	みそ又はしょうゆ製造業許可申請	１件につき　16,000円
	酒類製造業許可申請	１件につき　16,000円
	豆腐製造業許可申請	１件につき　14,000円
	納豆製造業許可申請	１件につき　14,000円
	麺類製造業許可申請	１件につき　14,000円
	そうざい製造業許可申請	１件につき　21,000円
	複合型そうざい製造業許可申請	１件につき　21,000円
	冷凍食品製造業許可申請	１件につき　21,000円

	複合型冷凍食品製造業許可申請	１件につき　21,000円
	漬物製造業許可申請	１件につき　14,000円
	密封包装食品製造業許可申請	１件につき　21,000円
	食品の小分け業許可申請	１件につき　9,600円
	添加物製造業許可申請	１件につき　21,000円

別表第２を削り、別表第１を別表とする。

第２条　熊本市保健衛生事務に関する手数料条例の一部を次のように改正する。

別表食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）関係の部中「１６，０００円」を「１７，０００円」に、「1，７００円」を「2，２００円」に、「１５，０００円」を「１６，０００円」に、「9，６００円」を「１０，２００円」に、「２１，０００円」を「２３，０００円」に、「１４，０００円」を「１５，０００円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和３年６月１日から施行する。ただし、第２条及び附則第４項の規定は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　第１条による改正後の別表の規定は、令和３年６月１日以後に行われる申請に係る手数料について適用する。

３　熊本県食品衛生基準条例等の一部を改正する等の条例（令和２年熊本県条例第　４５号）附則第５項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例第５条の規定による廃止前の熊本県特定食品衛生条例（昭和５０年熊本県条例第２５号）第８条第２項の規定による食品の種類の追加又は造作若しくは設備の変更に係る施設の検査に係る手数料については、第１条の規定による改正後の熊本市保健衛生事務に関する手数料条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

４　第２条による改正後の別表の規定は、令和４年４月１日以後に行われる申請に係る手数料について適用する。

条例第　２０　号
令和　３　年　３　月２４日

熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成２０年条例第　１１６号）の一部を次のように改正する。

第１０条第１号中「なった者」を「なった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもの」に改め、「職員」の次に「（配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められない職員を除く。）」を加える。

第２７条第２項中「、第１０条」を削る。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

条 例 第　２１　号
令和 ３ 年 ３ 月２４日

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和４１年条例第５０号)の一部を次のように改正する。

第６条の２第１号中「なった者」を「なった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもの」に改め、「職員」の次に「（配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められない職員を除く。）」を加える。

第１７条第２項中「、第６条の２」を削る。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

条 例 第　２２　号
令和 ３ 年 ３ 月２４日

熊本市職業訓練施設条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市職業訓練施設条例の一部を改正する条例

熊本市職業訓練施設条例（昭和４５年条例第２６号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

熊本市事業内高等職業訓練校	１，０００円	１，５００円	１，５００円

」

を

「

熊本市事業内高等職業訓練校	座学教室	１，０００円	１，５００円	１，５００円
	作業室（A）	１，０００円	１，５００円	１，５００円
	作業室（B）	１，０００円	１，５００円	１，５００円

」

に改める。

附　則

１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の別表の規定は、令和３年７月１日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

条 例 第　２３　号
令和 ３ 年 ３ 月２４日

熊本市体育施設条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市体育施設条例の一部を改正する条例

熊本市体育施設条例（昭和６０年条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第１２条中「託麻スポーツセンター」の次に「、熊本市城南Ｂ＆Ｇ海洋センター」を加える。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例による改正後の熊本市体育施設条例第１２条の規定により熊本市城南Ｂ＆Ｇ海洋センターの指定管理者の指定（令和６年３月３１日までの間の管理に係る指定に限る。）をする場合は、同条例第１３条第２項の規定にかかわらず、市長が別に定める基準に該当するものを選定し、議会の承認を経て指定するものとする。

条 例 第　２４　号
令和 ３ 年 ３ 月２４日

熊本市土壌養分等の分析事務に関する手数料条例を廃止する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市土壌養分等の分析事務に関する手数料条例を廃止する条例

熊本市土壌養分等の分析事務に関する手数料条例（平成２４年条例第５１号）は、廃止する。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

条例第　２５　号
令和　３　年　３　月２４日

くまもと街なか広場条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

くまもと街なか広場条例

（設置）
第１条　市民等に憩い及び集いのための場を提供することにより、中心市街地の新たなにぎわいを創出するため、くまもと街なか広場（以下「広場」という。）を設置する。
（位置）
第２条　広場の位置は、熊本市中央区花畑町７番７号とする。
（使用許可）
第３条　広場の専用使用をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。
２　市長は、前項の許可（以下「使用許可」という。）について必要な条件を付することができる。
（使用の不許可）
第４条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可をしないことができる。
(1)　広場の設置目的に反する使用をするおそれがあるとき。
(2)　公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
(3)　広場を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。
(4)　集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
(5)　広場の管理上支障があるとき。
(6)　前各号に掲げるもののほか、使用が不適当であるとき。
（使用許可の取消し等）
第５条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用の停止を命ずることができる。
(1)　前条第１号から第５号までに規定する事由が生じたとき。
(2)　公益上やむを得ない事由が生じたとき。
(3)　使用許可に付した条件に違反したとき。
(4)　偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
(5)　この条例又はこれに基づく規則の規定に違反したとき。
２　使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が前項の規定による使用許可の取消し等により損害を受けても、市は、その責めを負わない。
（使用料）
第６条　使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。
２　前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
３　市長は、特に必要があると認めるときは、第１項の使用料を減免することができる。
（使用料の還付）
第７条　既納の使用料は、還付しない。ただし、規則で定める場合は、その全部又は一部を還

付することができる。

（行為の禁止）

第８条　広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第５号から第１３号までに掲げる行為については、使用者が使用許可を得て行う場合又は公益上若しくは広場の管理上必要があると市長が認める場合は、この限りでない。

(1)　広場を毀損し、滅失し、又は汚損すること。

(2)　騒音又は大声を発し、暴力を用い、その他他人に迷惑を及ぼす行為をすること。

(3)　ごみ、空き缶その他の汚物を捨てること。

(4)　樹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(5)　興行、展示会、集会、演説、競技会その他これらに類する行為をすること。

(6)　物品の販売、宣伝、勧誘、寄附の募集その他これらに類する行為をすること。

(7)　広告物又はこれに類する物を表示し、配布し、又は散布すること。

(8)　業として写真又は映画の撮影その他これらに類する行為をすること。

(9)　火気を使用すること。

(10)　車両を乗り入れ（自転車にあっては、降車し、移動させる場合を除く。）、又は留め置くこと。

(11)　球戯、スケートボード、ローラースケートその他これらに類する行為をすること。

(12)　寝泊まりすること。

(13)　施設、物品等を設置し、又は放置すること。

(14)　前各号に掲げるもののほか、市長が広場の管理上特に必要があると認めて禁止する行為

（入場の禁止等）

第９条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者の入場を禁止し、又は広場からの退場を命ずることができる。

(1)　他人に危害若しくは迷惑を及ぼすと認められる者又はそのおそれがある物品等を携帯する者

(2)　広場の秩序を乱すと認められる者

（目的外使用等の禁止）

第１０条　使用者は、許可を受けた目的以外の目的に広場を使用してはならない。

２　使用者は、広場を使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

（保安の責任）

第１１条　使用者は、使用期間中の入場者の整理及び警備その他広場の保安に関する責任を負うものとする。

（広場の職員の指示等）

第１２条　使用者は、広場の使用に当たっては、広場の職員の指示に従わなければならない。

２　使用者は、使用中の広場に広場の職員が職務執行のため立ち入ろうとするときは、これを拒むことができない。

（原状回復の義務）

第１３条　使用者は、広場の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。第５条第１項の規定による使用許可の取消し又は使用の停止の命令があったときも、同様とする。

（損害賠償の義務）

第１４条　広場を毀損し、滅失し、又は汚損した者は、速やかに原状に回復し、又は市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

（指定管理者による管理）

第１５条　広場の管理は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、法人その他の団体であって本市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の指定の手続）

第１６条　前条の規定による指定を受けようとするものは、広場の事業計画書その他規則で定める書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、申請があったもののうちから、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1)　広場の運営が、利用者の平等利用を確保することができるものであること。

(2)　その事業計画書の内容が、広場の効用を最大限に発揮させるとともにその管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3)　その事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

(4)　前３号に掲げるもののほか、市長が定める基準

（指定管理者が行う管理の基準）

第１７条　指定管理者は、この条例に定めるもののほか、法令、この条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、広場の管理を行わなければならない。

（指定管理者が行う業務）

第１８条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)　使用許可及びその取消し並びに使用の停止の命令に関する業務

(2)　広場の維持管理に関する業務

(3)　第１条に規定する設置目的を達成するために必要な業務

(4)　前３号に掲げるもののほか、広場の管理運営上市長が必要と認める業務

（使用者の利便の増進に資する業務の提供）

第１９条　指定管理者となった団体（複数の法人等により構成されている団体については、当該法人等を含む。以下同じ。）は、前条各号に掲げる業務の実施と併せて、使用者との間において契約を締結することにより、使用者に対し、広場の使用に係る利便の増進に資する業務（以下「利便増進業務」という。）の提供をすることができる。

２　指定管理者となった団体は、前項の規定により利便増進業務の提供をする場合は、提供する利便増進業務の内容その他の規則で定める事項につき、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（利用料金）

第２０条　指定管理者は、広場の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を自己の収入として収受することができる。この場合において、第６条の規定は、適用しない。

２　利用料金は、別表に定める額に１００分の１５０を乗じて得た額を超えない額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

３　第６条に規定する使用料を納付した者は、当該使用料に係る広場の使用について、利用料金を納付する義務を負わないものとする。

４　利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が別に納期を指定した場合は、この限りでない。

５　指定管理者は、市長が別に定める場合に限り、利用料金を減免することができる。

６　使用者は、既納の利用料金の還付を受けることができない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

（協定の締結）

第２１条　指定管理者の指定を受けるものは、市と広場の管理に関する協定を締結しなければならない。

２　前項の協定に定める事項は、規則で定める。

（指定の取消し等に係る損害賠償）

第２２条　市長が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

（秘密保持義務等）

第２３条　指定管理者及び指定管理者の行う事務に従事している者又は従事していた者は、熊本市個人情報保護条例（平成１３年条例第４３号）第１２条の２に規定するところにより個人情報を適切に管理するほか、広場の管理に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

（委任）

第２４条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和４年７月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1)　次項の規定　公布の日

(2)　附則第３項及び第４項の規定　令和４年１月１日

（準備行為）

２　広場の指定管理者の指定に関する手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（施行前の使用許可等に関する特例）

３　広場の指定管理者は、施行日前においても、第３条、第４条、第５条第１項、第６条、第１７条、第１９条、第２３条及び別表の規定の例により、使用許可、利便増進業務の提供に関する契約の締結及び使用料の収受に関し必要な行為を行うことができる。

４　前項の場合において指定管理者がした使用許可若しくは指定管理者に対してなされた使用許可の申請、指定管理者となった団体と使用者との間における利便増進業務の提供に関する契約の締結若しくは指定管理者に対してなされた利便増進業務の承認又は指定管理者がした使用料の収受は、施行日以後においては、それぞれ第３条、第６条又は第１９条の規定によりなされたものとみなす。

別表（第６条、第２０条関係）

使用時間 ＼ 区分 ／ 広場区分		午前 午前９時から正午まで	午後 午後１時から午後５時まで	夜間 午後６時から午後９時まで	延長・繰上げ １時間当たり
全面	平日	142,200円	189,600円	142,200円	47,400円
	休日等	185,100円	246,800円	185,100円	61,700円
区分１	平日	82,800円	110,400円	82,800円	27,600円
	休日等	110,400円	147,200円	110,400円	36,800円
区分２	平日	27,000円	36,000円	27,000円	9,000円
	休日等	35,100円	46,800円	35,100円	11,700円
区分３	平日	24,000円	32,000円	24,000円	8,000円
	休日等	30,000円	40,000円	30,000円	10,000円
区分４	平日	24,000円	32,000円	24,000円	8,000円
	休日等	30,000円	40,000円	30,000円	10,000円

サンクン ガーデン	平日	午前９時から午後９時まで	2,700円	270円
	休日等	午前９時から午後９時まで	3,500円	350円

備考

１　「全面」とは、区分１、区分２、区分３及び区分４をいう。

２　「平日」とは月曜日から金曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和　　２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）をいい、「休日等」とは平日以外の日をいう。

３　使用時間に１時間未満の端数がある場合は、当該端数を１時間として計算する。

４　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

５　使用時間区分の延長・繰上げの欄に掲げる使用料は、当該欄以外の使用時間区分において広場を使用する場合で当該区分の使用時間を超えて使用したときのみ徴するものとし、使用時間区分が２以上にわたる場合の当該区分間の時間の使用料については、徴しないものとする。

６　区分１、区分２、区分３又は区分４は、２分の１に区切って使用できるものとし、その使用料の額は、使用時間区分に応じて定める使用料の５割に相当する額とする。

７　この表の規定により算定される使用料の額に１００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

条例第　２６　号
令和　３　年　３　月２４日

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例（平成１２年条例第２４号）の一部を次のように改正する。

別表第８の１の項金額の欄第２号イ中(ｶ)を(ｷ)とし、(ｳ)から(ｵ)までを(ｴ)から(ｶ)までとし、同号イ(ｲ)中「３００平方メートル」を「１，０００平方メートル」に改め、同号イ中(ｲ)を(ｳ)とし、(ｱ)の次に次のように加える。

(ｲ)　３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のもの
１４３，０００円

別表第８の１の項金額の欄第２号ウ中(ｶ)を(ｷ)とし、(ｳ)から(ｵ)までを(ｴ)から(ｶ)までとし、同号ウ(ｲ)中「３００平方メートル」を「１，０００平方メートル」に改め、同号ウ中(ｲ)を(ｳ)とし、(ｱ)の次に次のように加える。

(ｲ)　３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のもの
３１０，０００円

別表第８の２の項中「又は設計住宅性能評価書」を「、設計住宅性能評価書又はこれらに相当すると認められるもの」に改め、同項金額の欄第２号イ中(ｶ)を(ｷ)とし、(ｳ)から(ｵ)までを(ｴ)から(ｶ)までとし、同号イ(ｲ)中「３００平方メートル」を　　「１，０００平方メートル」に改め、同号イ中(ｲ)を(ｳ)とし、(ｱ)の次に次のように加える。

(ｲ)　３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のもの
２１，０００円

別表第８の２の項金額の欄第２号ウ中(ｶ)を(ｷ)とし、(ｳ)から(ｵ)までを(ｴ)から(ｶ)までとし、同号ウ(ｲ)中「３００平方メートル」を「１，０００平方メートル」に改め、同号ウ中(ｲ)を(ｳ)とし、(ｱ)の次に次のように加える。

(ｲ)　３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のもの
２１，０００円

別表第８の４の項中「又は設計住宅性能評価書」を「、設計住宅性能評価書又はこれらに相当すると認められるもの」に改める。

別表第１０の１の項金額の欄第１号中「カまで」を「キまで」に改め、同号中カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、同号イ中「３００平方メートル」を　　「１，０００平方メートル」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ　３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満　１７，０００円

別表第１０の１の項金額の欄第２号ア中「(ｶ)まで」を「(ｷ)まで」に改め、同号ア中(ｶ)を(ｷ)とし、(ｳ)から(ｵ)までを(ｴ)から(ｶ)までとし、同号ア(ｲ)中「３００平方メートル」を「１，０００平方メートル」に改め、同号ア中(ｲ)を(ｳ)とし、(ｱ)の次に次のように加える。

(ｲ)　３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満　１００，０００円

別表第１０の１の項金額の欄第２号イ中「標準入力法・主要室入力法」を「標準入力法等」に、「(ｶ)まで」を「(ｷ)まで」に改め、同号イ中(ｶ)を(ｷ)とし、(ｳ)から(ｵ)までを(ｴ)から(ｶ)

までとし、同号イ(ｲ)中「３００平方メートル」を「１，０００平方メートル」に改め、同号イ中(ｲ)を(ｳ)とし、(ｱ)の次に次のように加える。

(ｲ)　３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満　２５６，０００円

別表第１０の４の項金額の欄第１号ア及びイ中「又は設計住宅性能評価書」を　　「、設計住宅性能評価書又はこれらに相当すると認められるもの」に改め、同欄第２号ア中「適合証」の次に「又はこれに相当すると認められるもの」を加え、「(ｶ)まで」を「(ｷ)まで」に改め、同号ア中(ｶ)を(ｷ)とし、(ｳ)から(ｵ)までを(ｴ)から(ｶ)までとし、同号ア(ｲ)中「３００平方メートル」を「１，０００平方メートル」に改め、同号ア中
(ｲ)を(ｳ)とし、(ｱ)の次に次のように加える。

(ｲ)　３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満　１７，０００円

別表第１０の４の項金額の欄第２号イ中「適合証」の次に「又はこれに相当すると認められるもの」を加え、同号イ(ｱ)中「ｆまで」を「ｇまで」に改め、同号イ(ｱ)中ｆをｇとし、ｃからｅまでをｄからｆまでとし、同号イ(ｱ)ｂ中「３００平方メートル」を「１，０００平方メートル」に改め、同号イ(ｱ)中ｂをｃとし、ａの次に次のように加える。

ｂ　３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満　１００，０００円

別表第１０の４の項金額の欄第２号イ(ｲ)中「標準入力法・主要室入力法」を「標準入力法等」に、「ｆまで」を「ｇまで」に改め、同号イ(ｲ)中ｆをｇとし、ｃからｅまでをｄからｆまでとし、同号イ(ｲ)ｂ中「３００平方メートル」を「１，０００平方メートル」に改め、同号イ(ｲ)中ｂをｃとし、ａの次に次のように加える。

ｂ　３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満　２５６，０００円

別表第１０の６の項金額の欄第１号ア中「又は建設住宅性能評価書」を「、建設住宅性能評価書又はこれらに相当すると認められるもの」に改め、同欄第２号ア中「又は認定通知書等」を「、認定通知書等又はこれらに相当すると認められるもの」に改め、同表備考第４項中「標準入力法・主要室入力法」を「標準入力法等」に改め、「規定する基準」の次に「並びに省令第１条第１項第１号ただし書及び第１０条第１号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法」を加える。

附　則

１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の別表第８及び別表第１０の規定は、この条例の施行の日以後行われる申請に係る手数料について適用する。

条 例 第　２７　号
令和 ３ 年 ３ 月２４日

熊本市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

熊本市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成２０年条例第　４３号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項第４号中「第２条第１６号」を「第２条第１８号」に、「第２条第１８号」を「第２条第２０号」に、「第２４条」を「第２５条」に改める。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

条 例 第　２８　号
令和 ３ 年 ３ 月２４日

熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業施行条例を廃止する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業施行条例を廃止する条例

熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業施行条例（平成１３年条例第４５号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（熊本市特別会計条例の一部改正等）

２　熊本市特別会計条例（昭和３９年条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第１条中第１０号を削り、第１１号を第１０号とし、第１２号から第１８号までを１号ずつ繰り上げる。

３　前項の規定による改正前の熊本市特別会計条例第１条第１０号の熊本駅西土地区画整理事業会計に係る出納整理については、令和３年５月３１日までは、なお従前の例による。

条 例 第　２９　号
令和 ３ 年 ３ 月２４日

熊本市道路の構造の基準等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市道路の構造の基準等を定める条例の一部を改正する条例

熊本市道路の構造の基準等を定める条例（平成２４年条例第１１１号）の一部を次のように改正する。

第１条中「並びに道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和３５年総理府・建設省令第３号。以下「命令」という。）第３条の２」を削る。

第３条を次のように改める。

（道路の構造の技術的基準）

第３条　法第３０条第３項の規定により条例で定める技術的基準は、道路構造令（昭和４５年政令第３２０号）第４２条第２項に規定する基準（同令の改正に際し定められた同項に係る経過措置に規定する基準を含む。）とする。

第４条から第４９条までを削る。

第５０条中「及び命令第３条の２」を削り、「命令の」を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和３５年総理府・建設省令第３号）の」に改め、同条を第４条とし、第５１条を第５条とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（熊本市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正）

２　熊本市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成２４年条例第１１２号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「熊本市道路の構造の基準等を定める条例（平成２４年条例第　１１１号。以下「構造条例」という。）第１２条第３項」を「道路構造令第１１条第３項」に改め、同条第２項中「構造条例第１１条第２項」を「道路構造令第１０条の２第２項」に改める。

条例第　３０　号
令和３年３月２４日

熊本市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

熊本市道路占用料徴収条例（昭和４５年条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第１号中「第１１条の８第１項」を「第１１条の９第１項」に改める。
第４条（見出しを含む。）中「道路予定地」を「道路予定区域」に改める。
別表法第３２条第１項第２号に掲げる物件の項の次に次のように加える。

法第３２条第１項第３号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第２条第２項第５号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ１メートルにつき１年	５
			その他のもの		１６
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		１本につき１年	１，３００
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積１平方メートルにつき１年	８２０
			地下に設けるもの		４９０
	その他のもの				１，６００

別表法第３２条第１項第３号及び第４号に掲げる施設の項中「第３２条第１項第３号及び第４号」を「第３２条第１項第４号」に改める。

附　則
この条例は、公布の日から施行する。

条　例　第　３１　号
令和　３　年　３　月２４日

熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和２８年条例第　１９号）の一部を次のように改正する。

第５条の２第１号中「なった者」を「なった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもの」に改め、「職員」の次に「（配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められない職員を除く。）」を加える。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

条例第　３２　号
令和　３　年　３　月２４日

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成１９年条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表１の表中１８の項を削り、１９の項を１８の項とし、２０の項から３０の項までを１項ずつ繰り上げ、３１の項を削り、３２の項を３０の項とし、３３の項から　６３の項までを２項ずつ繰り上げ、６４の項から６６の項までを削り、６７の項を　６２の項とし、６８の項から７０の項までを５項ずつ繰り上げ、７１の項を削り、　７２の項を６６の項とし、７３の項から８１の項までを６項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

７６	熊本市本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議	本庁舎等の整備の在り方について、必要な事項を審議する。
７７	水前寺･立田山断層調査検討委員会	水前寺・立田山断層調査の実施に関し、必要な技術的事項について審議する。
７８	熊本市動植物園マスタープラン推進会議	熊本市動植物園マスタープランの着実な推進を図るため、その評価及び進行管理を行うとともに、必要な事項を協議する。
７９	熊本市河川整備計画策定委員会	本市が管理する河川に係る河川整備計画を策定するため、必要な事項を審議する。
８０	旧植木温泉福祉交流館利活用候補者選定委員会	旧植木温泉福祉交流館を利活用する候補者の選定について、必要な事項を審議する。

別表５の表に次のように加える。

１２	市立幼稚園における特別支援教育等に関する検討委員会	市立幼稚園における特別支援教育等に関し、必要な事項を審議する。
１３	市立学校における医療的ケア運営協議会	市立学校における医療的ケアが必要な幼児、児童及び生徒に関する総括的な管理体制について協議する。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

条 例 第　３３　号
令和 ３ 年 ３ 月２４日

熊本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

熊本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成２６年条例第５７号）の一部を次のように改正する。

目次及び第１章の章名を削る。

第１条中「（法第５８条第１項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）」を削る。

第２条を次のように改める。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３７号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

第２章の章名を削る。

第３条及び第４条を次のように改める。

（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）

第３条　次条から第７条までに定めるもののほか、法第１１５条の２４第１項及び第２項の規定により条例で定める指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

（記録の保存期間）

第４条　前条の場合において、省令第２８条第２項の規定により整備した記録の保存期間は、同項の規定にかかわらず、５年とする。

第３章の章名及び第５条から第２９条までを削り、第３０条を第５条とし、第４章及び第５章並びに第６章の章名を削る。

第３５条に見出しとして「（指定介護予防支援事業者の指定に係る申請者の要件）」を付し、同条を第８条とし、同条の前に次の２条を加える。

（評価結果の公表及び外部評価の活用）

第６条　指定介護予防支援事業者は、省令第２９条第３項に規定する評価の結果を公表しなければならない。

２　指定介護予防支援事業者は、前項の評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。

（準用）

第７条　第４条から前条までの規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。

附則第２項を削り、附則第１項の項番号を削る。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

条例第　３４　号
令和　３　年　３　月２４日

熊本市介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市介護保険条例の一部を改正する条例

熊本市介護保険条例（平成１２年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第３条第１号中「４０，５６０円」を「３８，４００円」に改め、同条第２号中　　「５０，７００円」を「４８，０００円」に改め、同条第３号中「６０，８４０円」を「５７，６００円」に改め、同条第４号中「７０，９８０円」を「６７，２００円」に改め、同条第５号中「８１，１２０円」を「７６，８００円」に改め、同条第６号中「９７，３４４円」を「９２，１６０円」に改め、同号ア中「第３５条の２第１項」の次に「、第３５条の３第１項」を加え、「、当該合計所得金額」を「当該合計所得金額」に、「とする」を「とし、当該合計所得金額が０を下回る場合には０とする」に改め、同条第７号中「１０５，４５６円」を「９９，８４０円」に改め、同条第８号中「１２１，６８０円」を「１１５，２００円」に改め、同条第９号中「１３７，９０４円」を「１３０，５６０円」に改め、同条第１０号中「１４６，０１６円」を「１３８，２４０円」に改め、同条第１１号中「１５４，１２８円」を「１４５，９２０円」に改め、同条第１２号中「１６２，２４０円」を「１５３，６００円」に改め、同条第１３号中「１７０，３５２円」を「１６１，２８０円」に改める。

附則第１０条の４の次に次の２条を加える。

（令和３年度から令和５年度までの各年度における保険料率の特例）

第１０条の５　第３条第１号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和３年度から令和５年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、２３，０４０円とする。

２　第３条第２号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和３年度から令和５年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、２８，８００円とする。

３　第３条第３号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和３年度から令和５年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、５３，７６０円とする。

（令和３年度から令和５年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第１０条の６　第１号被保険者のうち、令和２年の合計所得金額に所得税法第２８条第１項に規定する給与所得又は同法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和３年度における保険料率の算定についての第３条（第６号ア、第７号ア、第８号ア、第９号ア、第１０号ア、第１１号ア及び第１２号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同条第６号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法第２８条第１項に規定する給与所得及び同法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第２８条第２項の規定によって計算した金額及び同法第３５条第２項第１号の規定によって計算した金額の合計額から１０万円を控除して得た額（当該額が０を下回る場合には、０とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

２　前項の規定は、令和４年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、

同項中「令和２年」とあるのは、「令和３年」と読み替えるものとする。

３　第１項の規定は、令和５年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和２年」とあるのは、「令和４年」と読み替えるものとする。

附　則

１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の熊本市介護保険条例の規定は、令和３年度以後の年度分の保険料について適用し、令和２年度分までの保険料については、なお従前の例による。

条　例　第　３５　号
令和　３　年　３　月２４日

熊本市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成２４年条例第８２号)の一部を次のように改正する。

第２条から第４条までを次のように改める。

(定義)

第２条　この条例において使用する用語は、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成２０年厚生労働省令第１０７号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

(軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準)

第３条　次条から第７条までに定めるもののほか、法第６５条第１項の規定により条例で定める軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

２　前項の場合において、省令第２２条第２項中「規定」とあるのは「規定並びに熊本市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年条例第８２号。以下「条例」という。）第４条から第６条までの規定」と、省令附則第２条中「この省令の施行の際」とあるのは「平成２５年４月１日において」と、「附則第１７条の」とあるのは「附則第１７条まで及び条例第４条から第７条までに」と読み替えるものとする。

(記録の保存期間)

第４条　前条第１項の場合において、省令第９条第２項の規定により整備した記録の保存期間は、同項の規定にかかわらず、５年とする。

第５条から第１６条までを削る。

第１７条の見出しを「（身体的拘束等の実施に係る報告義務等）」に改め、同条第１項を次のように改める。

軽費老人ホームは、市長の求めに応じ、省令第１７条第４項に規定する身体的拘束等に係る記録を報告しなければならない。

第１７条第２項から第４項までを削り、同条第５項中「、身体的拘束等」を「、前項の身体的拘束等」に改め、同項を同条第２項とし、同条第６項を削り、同条を第５条とし、第１８条から第３３条までを削る。

第３４条第１項中「、その」を「、入所者に対し」に改め、同条第２項中「前項の規定による」を「軽費老人ホームは、前項の」に改め、同条を第６条とし、第３５条を第７条とする。

附則第２条から第１１条までを削り、附則第１条の見出し及び条名を削る。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

条 例 第　３６　号
令和 ３ 年 ３ 月２４日

熊本市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成２４年条例第８３号)の一部を次のように改正する。

第２条から第４条までを次のように改める。

(定義)

第２条　この条例において使用する用語は、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和４１年厚生省令第１９号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

(養護老人ホームの設備及び運営に関する基準)

第３条　次条から第７条までに定めるもののほか、法第１７条第１項の規定により条例で定める養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

２　前項の場合において、省令第２１条第２項中「規定」とあるのは、「規定並びに熊本市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年条例第８３号）第４条から第６条までの規定」と読み替えるものとする。

(記録の保存期間)

第４条　前条第１項の場合において、省令第９条第２項の規定により整備した記録の保存期間は、同項の規定にかかわらず、５年とする。

第５条から第１５条までを削る。

第１６条の見出しを「（身体的拘束等の実施に係る報告義務等）」に改め、同条第１項を次のように改める。

養護老人ホームは、市長の求めに応じ、省令第１６条第５項に規定する身体的拘束等に係る記録を報告しなければならない。

第１６条第２項から第５項までを削り、同条第６項中「、身体的拘束等」を「、前項の身体的拘束等」に改め、同項を同条第２項とし、同条第７項を削り、同条を第５条とする。

第１７条から第２９条までを削る。

第３０条第１項中「、その」を「、入所者に対する」に改め、同条第２項中「前項の規定による」を「養護老人ホームは、前項の」に改め、同条を第６条とし、第３１条を第７条とする。

附則第２項の前の見出し及び同項から附則第５項までを削り、附則第１項の見出し及び項番号を削る。

別表を削る。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

条　例　第　３７　号
令和　３　年　３　月２４日

熊本市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年条例第８４号）の一部を次のように改正する。

目次並びに第１章の章名及び第２章の章名を削る。
第２条から第６条までを次のように改める。
（定義）
第２条　この条例において使用する用語は、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第４６号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。
（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準）
第３条　次条から第６条までに定めるもののほか、法第１７条第１項の規定により条例で定める特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。
２　前項の場合において、省令第２３条第２項中「規定」とあるのは、「規定並びに熊本市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年条例第８４号）第４条から第６条までの規定」と読み替えるものとする。
（記録の保存期間）
第４条　前条第１項の場合において、省令第９条第２項（省令第４２条、第５９条及び第６３条において準用する場合を含む。）の規定により整備した記録の保存期間は、同項の規定にかかわらず、５年とする。
（身体的拘束等の実施に係る報告義務等）
第５条　特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを含む。以下同じ。）は、市長の求めに応じ、省令第１５条第５項（ユニット型特別養護老人ホームにあっては省令第３６条第７項、地域密着型特別養護老人ホームにあっては省令第５９条において準用する省令第１５条第５項、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームにあっては省令第６３条において準用する省令第３６条第７項）に規定する身体的拘束等に係る記録を報告しなければならない。
２　特別養護老人ホームは、前項の身体的拘束等を行った場合は、当該入所者（ユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームにあっては、入居者。以下同じ。）の家族等への連絡をしなければならない。ただし、当該入所者に係る特定の事象の発生に際して身体的拘束等を行う緊急の必要が生じる蓋然性が高い場合であって、あらかじめ当該入所者の家族等に対してその旨及びその際に行う身体的拘束等の内容を説明し、承諾を得ていたときは、この限りでない。
（評価結果の公表及び外部評価の活用）
第６条　特別養護老人ホームは、省令第１５条第７項（ユニット型特別養護老人ホームにあっ

ては省令第３６条第９項、地域密着型特別養護老人ホームにあっては省令第５９条において準用する省令第１５条第７項、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームにあっては省令第６３条において準用する省令第３６条第９項）に規定する評価の結果を公表しなければならない。

２　特別養護老人ホームは、前項の評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。

第７条から第３１条まで及び第３章から第５章までを削る。

附則第２条の前の見出し及び同条から附則第９条までを削る。

附則第１０条に見出しとして「（経過措置）」を付し、同条中「前条に規定する」を「この条例の施行の際現に存する」に、「第１０条第４項第１号ア又は第４４条第４項第１号ア」を「省令第１１条第４項第１号イ又は第５５条第４項第１号イ」に改め、同条を附則第２条とする。

附則第１１条を削る。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

条　例　第　３８　号
令和　３　年　３　月２４日

熊本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

熊本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２４年条例第８５号）の一部を次のように改正する。

目次及び第１章の章名を削る。
第２条及び第３条を次のように改める。
（定義）
第２条　この条例において使用する用語は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３７号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。
（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準）
第３条　次条から第７条までに定めるもののほか、法第４２条第１項第２号、第７２条の２第１項第１号及び第２号並びに第７４条第１項及び第２項の規定により条例で定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。
第２章の章名及び同章第１節の節名を削り、第４条を次のように改める。
（評価結果の公表及び外部評価の活用）
第４条　指定訪問介護事業者は、省令第２２条第２項に規定する評価の結果を公表しなければならない。
２　指定訪問介護事業者は、前項の評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。
３　前２項の規定は、次に掲げる事業について準用する。
(1)　共生型訪問介護の事業
(2)　基準該当訪問介護の事業
(3)　指定訪問入浴介護の事業
(4)　基準該当訪問入浴介護の事業
(5)　指定訪問看護の事業
(6)　指定訪問リハビリテーションの事業
(7)　指定居宅療養管理指導の事業
(8)　指定通所介護の事業
(9)　共生型通所介護の事業
(10)　基準該当通所介護の事業
(11)　指定通所リハビリテーションの事業
(12)　指定短期入所生活介護の事業（ユニット型指定短期入所生活介護の事業を含む。）

(13) 共生型短期入所生活介護の事業
(14) 基準該当短期入所生活介護の事業
(15) 指定短期入所療養介護の事業（ユニット型指定短期入所療養介護の事業を含む。）
(16) 指定特定施設入居者生活介護の事業
(17) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業
(18) 指定福祉用具貸与の事業
(19) 基準該当福祉用具貸与の事業
(20) 指定特定福祉用具販売の事業

第２章第２節の節名を削り、第５条を次のように改める。

（記録の保存期間）

第５条　第３条の場合において、省令第３９条第２項の規定により整備した記録の保存期間は、同項の規定にかかわらず、５年とする。

２　前項の規定は、前条第３項各号に掲げる事業について準用する。

第６条、第２章第３節、同章第４節の節名及び第８条から第４１条までを削る。

第４２条に次の１項を加える。

２　前項の規定は、第４条第３項各号に掲げる事業について準用する。

第４２条を第６条とし、同条の次に次の１条を加える。

（身体的拘束等の実施に係る報告義務等）

第７条　指定短期入所生活介護事業者（ユニット型指定短期入所生活介護事業者を含む。以下同じ。）は、市長の求めに応じ、省令第１２８条第５項（ユニット型指定短期入所生活介護事業者にあっては、省令第１４０条の７第７項）に規定する身体的拘束等に係る記録を報告しなければならない。

２　指定短期入所生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行った場合は、当該利用者の家族等への連絡をしなければならない。ただし、当該利用者に係る特定の事象の発生に際して身体的拘束等を行う緊急の必要が生じる蓋然性が高い場合であって、あらかじめ当該利用者の家族等に対してその旨及びその際に行う身体的拘束等の内容を説明し、承諾を得ていたときは、この限りでない。

３　前２項の規定は、第４条第３項各号（第１３号から第１７号までに限る。）に掲げる事業について準用する。

第２章第５節及び第６節、第３章から第１３章まで並びに第１４章の章名を削る。

第２７７条に見出しとして「（指定居宅サービス事業者の指定に係る申請者の要件）」を付し、同条を第８条とする。

附則第２条の前の見出し及び同条から附則第１５条までを削り、附則第１条の見出し及び条名を削る。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

条　例　第　３９　号
令和　３　年　３　月２４日

熊本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

熊本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２４年条例第８６号）の一部を次のように改正する。

目次及び第１章の章名を削る。

第２条及び第３条を次のように改める。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３４号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準）

第３条　次条から第７条までに定めるもののほか、法第７８条の２の２第１項第１号及び第２号並びに第７８条の４第１項及び第２項の規定により条例で定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

第２章の章名及び同章第１節の節名を削り、第４条を次のように改める。

（記録の保存期間）

第４条　前条の場合において、省令第３条の４０第２項の規定により整備した記録の保存期間は、同項の規定にかかわらず、５年とする。

２　前項の規定は、次に掲げる事業等について準用する。

(1)　夜間対応型訪問介護の事業
(2)　指定地域密着型通所介護の事業
(3)　共生型地域密着型通所介護の事業
(4)　指定療養通所介護の事業
(5)　指定認知症対応型通所介護の事業
(6)　指定小規模多機能型居宅介護の事業
(7)　指定認知症対応型共同生活介護の事業
(8)　指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業
(9)　指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を含む。）
(10)　指定看護小規模多機能型居宅介護の事業

第５条、第２章第２節及び第３節、同章第４節の節名並びに第９条から第４２条までを削り、第４３条に次の１項を加える。

２　前項の規定は、前条第２項各号に掲げる事業等について準用する。

第４３条を第５条とし、同条の次に次の２条を加える。

（評価結果の公表及び外部評価の活用）

第６条　指定夜間対応型訪問介護事業者は、省令第９条第２項に規定する評価の結果を公表しなければならない。

２　指定夜間対応型訪問介護事業者は、前項の評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。

３　前２項の規定は、第４条第２項各号（第１号、第６号、第７号及び第１０号を除く。）に掲げる事業等について準用する。

（身体的拘束等の実施に係る報告義務等）

第７条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市長の求めに応じ、省令第７３条第６号に規定する身体的拘束等に係る記録を報告しなければならない。

２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の身体的拘束等を行った場合は、当該利用者の家族等への連絡をしなければならない。ただし、当該利用者に係る特定の事象の発生に際して身体的拘束等を行う緊急の必要が生じる蓋然性が高い場合であって、あらかじめ当該利用者の家族等に対してその旨及びその際に行う身体的拘束等の内容を説明し、承諾を得ていたときは、この限りでない。

３　前２項の規定は、第４条第２項各号（第７号から第１０号までに限る。）に掲げる事業等について準用する。

第２章第５節、第３章から第７章まで、第８章の章名、同章第１節の節名及び第　１５１条を削り、第１５２条を第８条とし、第８章第２節から第５節まで、第９章及び第１０章の章名を削る。

第２０５条に見出しとして「（指定地域密着型サービス事業者の指定に係る申請者の要件）」を付し、同条を第９条とし、第１１章の章名を削り、第２０６条を第１０条とする。

附則第２条の前の見出し及び同条から附則第１２条までを削り、附則第１条の見出し及び条名を削る。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

条例第　４０　号
令和　３　年　３　月２４日

熊本市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年条例第８７号）の一部を次のように改正する。

目次及び第１章の章名を削る。

第２条を次のように改める。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３９号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

第２章の章名を削り、第４条を次のように改める。

（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準）

第４条　次条から第８条までに定めるもののほか、法第８８条第１項及び第２項の規定により条例で定める指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

第３章の章名を削り、第５条を次のように改める。

（身体的拘束等の実施に係る報告義務等）

第５条　指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設を含む。以下同じ。）は、市長の求めに応じ、省令第１１条第５項（ユニット型指定介護老人福祉施設にあっては、省令第４２条第７項）に規定する身体的拘束等に係る記録を報告しなければならない。

２　指定介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行った場合は、当該入所者（ユニット型指定介護老人福祉施設にあっては、入居者。以下同じ。）の家族等への連絡をしなければならない。ただし、当該入所者に係る特定の事象の発生に際して身体的拘束等を行う緊急の必要が生じる蓋然性が高い場合であって、あらかじめ当該入所者の家族等に対してその旨及びその際に行う身体的拘束等の内容を説明し、承諾を得ていたときは、この限りでない。

第４章の章名を削り、第６条及び第７条を次のように改める。

（評価結果の公表及び外部評価の活用）

第６条　指定介護老人福祉施設は、省令第１１条第７項（ユニット型指定介護老人福祉施設にあっては、省令第４２条第９項）に規定する評価の結果を公表しなければならない。

２　指定介護老人福祉施設は、前項の評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。

（記録の保存期間）

第７条　第４条の場合において、省令第３７条第２項（省令第４９条において準用する場合を含む。）の規定により整備した記録の保存期間は、同項の規定にかかわらず、５年とする。

第８条から第４２条までを削り、第４３条を第８条とし、第５章を削る。

附則第２条の前の見出し及び同条から附則第１０条までを削る。

附則第１１条に見出しとして「（経過措置）」を付し、同条中「前条に規定する介護老人福祉施設」を「この条例の施行の際現に法第４８条第１項第１号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設（この条例の施行後に増築され、又は改築された部分を除く。）」に、「第５条第１項第１号ア」を「省令第３条第１項第１号イ」に、「同号ア」を「同号イ」に改め、同条を附則第２条とする。

附則第１２条を削る。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

条例第　４１　号
令和　３　年　３　月２４日

熊本市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成２４年条例第８８号）の一部を次のように改正する。

目次及び第１章の章名を削る。
第２条を次のように改める。
（定義）
第２条　この条例において使用する用語は、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成１１年厚生省令第４０号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。
第２章の章名を削り、第３条を次のように改める。
（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準）
第３条　次条から第７条までに定めるもののほか、法第９７条第１項から第３項までの規定により条例で定める介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。
第３章の章名を削り、第４条及び第５条を次のように改める。
（身体的拘束等の実施に係る報告義務等）
第４条　介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を含む。以下同じ。）は、市長の求めに応じ、省令第１３条第５項（ユニット型介護老人保健施設にあっては、省令第４３条第７項）に規定する身体的拘束等に係る記録を報告しなければならない。
２　介護老人保健施設は、前項の身体的拘束等を行った場合は、当該入所者（ユニット型介護老人保健施設にあっては、入居者。以下同じ。）の家族等への連絡をしなければならない。ただし、当該入所者に係る特定の事象の発生に際して身体的拘束等を行う緊急の必要が生じる蓋然性が高い場合であって、あらかじめ当該入所者の家族等に対してその旨及びその際に行う身体的拘束等の内容を説明し、承諾を得ていたときは、この限りでない。
（評価結果の公表及び外部評価の活用）
第５条　介護老人保健施設は、省令第１３条第７項（ユニット型介護老人保健施設にあっては、省令第４３条第９項）に規定する評価の結果を公表しなければならない。
２　介護老人保健施設は、前項の評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。
第４章の章名を削り、第６条を次のように改める。
（記録の保存期間）
第６条　第３条の場合において、省令第３８条第２項（省令第５０条において準用する場合を含む。）の規定により整備した記録の保存期間は、同項の規定にかかわらず、５年とする。
第７条から第４１条までを削り、第４２条を第７条とし、第５章を削る。

附則第２条の前の見出し及び同条から附則第１４条までを削り、附則第１条の見出し及び条名を削る。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

条例第　４２　号
令和　３　年　３　月２４日

熊本市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年条例第８９号）の一部を次のように改正する。

目次及び第１章の章名を削る。
第２条を次のように改める。
（定義）
第２条　この条例において使用する用語は、健康保険法等の一部を改正する法律附則第１３０条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第４１号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。
第２章及び第３章を削り、第２条の次に次の４条を加える。
（指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準）
第３条　次条から第７条までに定めるもののほか、法第１１０条第１項及び第２項の規定により条例で定める指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。
（身体的拘束等の実施に係る報告義務等）
第４条　指定介護療養型医療施設（ユニット型指定介護療養型医療施設を含む。以下同じ。）は、市長の求めに応じ、省令第１４条第５項（ユニット型指定介護療養型医療施設にあっては、省令第４３条第７項）に規定する身体的拘束等に係る記録を報告しなければならない。
２　指定介護療養型医療施設は、前項の身体的拘束等を行った場合は、当該入院患者の家族等への連絡をしなければならない。ただし、当該入院患者に係る特定の事象の発生に際して身体的拘束等を行う緊急の必要が生じる蓋然性が高い場合であって、あらかじめ当該入院患者の家族等に対してその旨及びその際に行う身体的拘束等の内容を説明し、承諾を得ていたときは、この限りでない。
（評価結果の公表及び外部評価の活用）
第５条　指定介護療養型医療施設は、省令第１４条第７項（ユニット型指定介護療養型医療施設にあっては、省令第４３条第９項）に規定する評価の結果を公表しなければならない。
２　指定介護療養型医療施設は、前項の評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。
（記録の保存期間）
第６条　第３条の場合において、省令第３６条第２項（省令第５０条において準用する場合を含む。）の規定により整備した記録の保存期間は、同項の規定にかかわらず、５年とする。
第４章の章名及び第７条から第４０条までを削り、第４１条を第７条とし、第５章を削る。
附則第２条の前の見出し及び同条から附則第１０条までを削り、附則第１条の見出し及び条

名を削る。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

条 例 第　４３　号
令和 ３ 年 ３ 月２４日

熊本市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

熊本市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成２４年条例第９０号）の一部を次のように改正する。

目次及び第１章の章名を削る。

第２条及び第３条を次のように改める。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３５号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）

第３条　次条から第７条までに定めるもののほか、法第５４条第１項第２号、第　　１１５条の２の２第１項第１号及び第２号並びに第１１５条の４第１項及び第２項の規定により条例で定める指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

第２章を削り、第３条の次に次の１条を加える。

（記録の保存期間）

第４条　前条の場合において、省令第５４条第２項の規定により整備した記録の保存期間は、同項の規定にかかわらず、５年とする。

２　前項の規定は、次に掲げる事業について準用する。

(1)　基準該当介護予防訪問入浴介護の事業
(2)　指定介護予防訪問看護の事業
(3)　指定介護予防訪問リハビリテーションの事業
(4)　指定介護予防居宅療養管理指導の事業
(5)　指定介護予防通所リハビリテーションの事業
(6)　指定介護予防短期入所生活介護の事業（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を含む。）
(7)　共生型介護予防短期入所生活介護の事業
(8)　基準該当介護予防短期入所生活介護の事業

(9)　指定介護予防短期入所療養介護の事業(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を含む。)
(10)　指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業
(11)　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業
(12)　指定介護予防福祉用具貸与の事業
(13)　基準該当介護予防福祉用具貸与の事業
(14)　指定特定介護予防福祉用具販売の事業

第３章第１節から第３節まで、同章第４節の節名及び第５１条の２から第５６条までを削る。

第５６条の２に次の１項を加える。

２　前項の規定は、前条第２項各号に掲げる事業について準用する。

第５６条の２を第５条とし、同条の次に次の２条を加える。

(評価結果の公表及び外部評価の活用)

第６条　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、省令第５６条第２項に規定する評価の結果を公表しなければならない。

２　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。

３　前２項の規定は、第４条第２項各号に掲げる事業について準用する。

(身体的拘束等の実施に係る報告義務等)

第７条　指定介護予防短期入所生活介護事業者（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者を含む。以下同じ。）は、市長の求めに応じ、省令第１３６条第２項（省令第１５９条において準用する場合を含む。）に規定する身体的拘束等に係る記録を報告しなければならない。

２　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行った場合は、当該利用者の家族等への連絡をしなければならない。ただし、当該利用者に係る特定の事象の発生に際して身体的拘束等を行う緊急の必要が生じる蓋然性が高い場合であって、あらかじめ当該利用者の家族等に対してその旨及びその際に行う身体的拘束等の内容を説明し、承諾を得ていたときは、この限りでない。

３　前２項の規定は、第４条第２項各号（第７号から第１１号までに限る。）に掲げる事業について準用する。

第５７条、第３章第５節及び第６節、第４章から第１３章まで並びに第１４章の章名を削る。

第２６７条に見出しとして「（指定介護予防サービス事業者の指定に係る申請者の要件）」を付し、同条を第８条とする。

附則第２条の前の見出し及び同条から附則第１７条までを削り、附則第１条の見出し及び条名を削る。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

条　例　第　４４　号
令和　３　年　３　月２４日

熊本市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

熊本市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成２４年条例第９１号）の一部を次のように改正する。

目次及び第１章の章名を削る。

第２条及び第３条を次のように改める。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３６号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）

第３条　次条から第９条までに定めるもののほか、法第１１５条の１４第１項及び第２項の規定により条例で定める指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

第２章の章名及び同章第１節の節名を削り、第４条を次のように改める。

（記録の保存期間）

第４条　前条の場合において、省令第４０条第２項の規定により整備した記録の保存期間は、同項の規定にかかわらず、５年とする。

第２章第２節、同章第３節の節名及び第１１条から第４０条までを削り、第４１条を第５条とし、同条の次に次の４条を加える。

（評価結果の公表及び外部評価の活用）

第６条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、省令第４１条第２項に規定する評価の結果を公表しなければならない。

２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。

（身体的拘束等の実施に係る報告義務等）

第７条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市長の求めに応じ、省令第５３条第２項に規定する身体的拘束等に係る記録を報告しなければならない。

２　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の身体的拘束等を行った場合は、当該利用者の家族等への連絡をしなければならない。ただし、当該利用者に係る特定の事象の発生に際して身体的拘束等を行う緊急の必要が生じる蓋然性が高い場合であって、あらかじめ当該利用者の家族等に対してその旨及びその際に行う身体的拘束等の内容を説明し、承諾を得ていたときは、この限りでない。

（指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業についての準用）

第８条　第４条及び第５条の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。

（指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業についての準用）

第９条　第４条、第５条及び第７条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。

第２章第４節、第３章及び第４章並びに第５章の章名を削る。

第９２条に見出しとして「（指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る申請者の要件）」を付し、同条を第１０条とし、第６章の章名を削り、第９３条を第１１条とする。

附則第２条の前の見出し及び同条から附則第５条までを削り、附則第１条の見出し及び条名を削る。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

条 例 第　４５　号
令和 ３ 年 ３ 月２４日

熊本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大 西 一 史

熊本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

熊本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成２６年条例第５６号）の一部を次のように改正する。

目次及び第１章の章名を削る。
第２条を次のように改める。
（定義）
第２条　この条例において使用する用語は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３８号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。
第２章の章名を削る。
第３条及び第４条を次のように改める。
（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準）
第３条　次条から第７条までに定めるもののほか、法第８１条第１項及び第２項の規定により条例で定める指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。
（評価結果の公表及び外部評価の活用）
第４条　指定居宅介護支援事業者は、省令第１２条第２項に規定する評価の結果を公表しなければならない。
２　指定居宅介護支援事業者は、前項の評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。
第３章の章名を削る。
第５条を次のように改める。
（記録の保存期間）
第５条　第３条の場合において、省令第２９条第２項の規定により整備した記録の保存期間は、同項の規定にかかわらず、５年とする。
第６条から第３０条までを削り、第３１条を第６条とし、同条の次に次の１条を加え、第４章を削る。
（準用）
第７条　第４条から前条までの規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。
第５章の章名を削る。
第３３条に見出しとして「（指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の要件）」を付し、同条を第８条とする。
附則第２項を削り、附則第１項の項番号を削る。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

条 例 第　４６　号
令和 ３ 年 ３ 月２４日

熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大 西 一 史

熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年条例第９３号）の一部を次のように改正する。

目次及び第１章の章名を削る。
第２条及び第３条を次のように改める。
（定義）
第２条　この条例において使用する用語は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成２４年厚生労働省令第１５号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。
（指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準）
第３条　次条から第７条までに定めるもののほか、法第２１条の５の１９第１項及び第２項の規定により条例で定める指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。
２　前項の場合において、省令第１０条第１項中「付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む」とあるのは、「建物と同一敷地内又はこれに隣接する敷地内にあるものに限る」と読み替えるものとする。
第２章の章名、同章第１節から第３節まで、同章第４節の節名及び第１１条から第２５条までを削る。
第２６条の見出しを「（外部評価の活用）」に改め、同条第１項を次のように改める。
指定児童発達支援事業者は、省令第２６条第３項に規定する評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。
第２６条第２項から第６項までを削り、同条を第４条とし、第２７条から第４３条までを削る。
第４４条の見出し中「禁止」を「実施に係る連絡義務」に改め、同条第１項及び第２項を削り、同条第３項を同条とし、同条を第５条とする。
第４５条から第５４条までを削り、第５５条を第６条とし、同条の次に次の１条を加える。
（準用）
第７条　第４条から前条までの規定は、次に掲げる事業について準用する。
(1)　共生型児童発達支援の事業
(2)　基準該当児童発達支援の事業
(3)　指定医療型児童発達支援の事業
(4)　指定放課後等デイサービスの事業
(5)　共生型放課後等デイサービスの事業

(6)　基準該当放課後等デイサービスの事業
(7)　指定居宅訪問型児童発達支援の事業
(8)　指定保育所等訪問支援の事業

第２章第５節及び第６節並びに第３章から第７章までを削る。

附則第２条中「第１０条第１項」を「省令第１０条第１項」に改める。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

条例第　４７　号
令和　３　年　３　月２４日

熊本市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年条例第９４号）の一部を次のように改正する。

目次及び第１章の章名を削る。
第２条及び第３条を次のように改める。
（定義）
第２条　この条例において使用する用語は、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成２４年厚生労働省令第１６号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。
（指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準）
第３条　次条から第７条までに定めるもののほか、法第２４条の１２第１項及び第２項の規定により条例で定める指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。
２　前項の場合において、省令第４７条第３項中「都道府県知事（指定都市にあっては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては児童相談所設置市の長とする。以下この項及び次項において同じ。）」とあるのは「都道府県知事並びに指定都市及び児童相談所設置市の長（以下「本市等の長」という。）」と、「関して都道府県知事」とあるのは「関して本市等の長」と、「、都道府県知事」とあるのは「、本市等の長」と、同条第４項中「都道府県知事」とあるのは「本市等の長」と読み替えるものとする。
第２章の章名及び同章第１節の節名を削り、第４条を次のように改める。
（評価結果の公表及び外部評価の活用）
第４条　指定福祉型障害児入所施設は、省令第２０条第３項に規定する評価の結果を公表しなければならない。
２　指定福祉型障害児入所施設は、前項の評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。
第２章第２節、同章第３節の節名及び第６条から第４０条までを削る。
第４１条の見出し中「禁止」を「実施に係る連絡義務」に改め、同条第１項及び第２項を削り、同条第３項を同条とし、同条を第５条とする。
第４２条から第５１条までを削り、第５２条を第６条とし、同条の次に次の１条を加える。
（準用）
第７条　第４条から前条までの規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。
第３章を削る。
附則第２条を削り、附則第１条の条名を削る。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

条 例 第　４８　号
令和 ３ 年 ３ 月２４日

熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年条例第９６号）の一部を次のように改正する。

目次及び第１章の章名を削る。
第２条及び第３条を次のように改める。
（定義）
第２条　この条例において使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第１７１号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。
（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準）
第３条　次条から第６条までに定めるもののほか、法第３０条第１項第２号イ、第　４１条の２第１項第１号及び第２号並びに第４３条第１項及び第２項の規定により条例で定める指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。
２　前項の場合において、省令第２９条中「介護給付費」とあるのは「介護給付費又は特例介護給付費」と、省令第１８３条中「都道府県」とあるのは「市」と、省令第２０１条第４項中「都道府県」とあるのは「市及び熊本県」と、省令第２１０条第４項及び第５項並びに第２１３条の６第５項及び第６項中「都道府県知事」とあるのは「市長」と、同項中「前項」とあるのは「前２項」と、省令第２１３条の　１０第１項、附則第７条第１項及び附則第１１条第２項中「都道府県知事」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。
第２章の章名及び同章第１節の節名を削り、第４条を次のように改める。
（評価結果の公表及び外部評価の活用）
第４条　指定居宅介護事業者は、省令第２４条第２項に規定する評価の結果を公表しなければならない。
２　指定居宅介護事業者は、前項の評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。
３　前２項の規定は、次に掲げる事業について準用する。
(1)　重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業
(2)　共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業
(3)　基準該当居宅介護の事業
(4)　重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業
(5)　指定療養介護の事業
(6)　指定生活介護の事業

(7)　共生型生活介護の事業
(8)　指定短期入所の事業
(9)　共生型短期入所の事業
(10)　指定重度障害者等包括支援の事業
(11)　指定自立訓練（機能訓練）の事業
(12)　共生型自立訓練（機能訓練）の事業
(13)　指定自立訓練（生活訓練）の事業
(14)　共生型自立訓練（生活訓練）の事業
(15)　指定就労移行支援の事業
(16)　指定就労継続支援Ａ型の事業
(17)　指定就労継続支援Ｂ型の事業
(18)　基準該当就労継続支援Ｂ型の事業
(19)　指定就労定着支援の事業
(20)　指定自立生活援助の事業
(21)　指定共同生活援助の事業
(22)　日中サービス支援型指定共同生活援助の事業
(23)　外部サービス利用型指定共同生活援助の事業

第２章第２節及び第３節、同章第４節の節名並びに第９条から第４２条までを削る。

第４３条に次の１項を加える。

２　前項の規定は、前条第３項各号に掲げる事業について準用する。

第４３条を第５条とし、同条の次に次の１条を加える。

（身体拘束等の実施に係る連絡義務）

第６条　指定療養介護事業者は、身体拘束等を行った場合は、市、当該利用者の家族等への連絡をしなければならない。ただし、当該利用者に対して身体拘束等を行う緊急の必要が生じる蓋然性が高い場合であって、あらかじめ当該利用者、その家族等に対してその旨及びその際に行う身体拘束等の内容を説明し、承諾を得ていたときは、この限りでない。

２　前項の規定は、第４条第３項各号（第１号から第５号まで、第１０号、第１９号及び第２０号を除く。）に掲げる事業について準用する。

第４４条、第２章第５節及び第６節並びに第３章から第１６章までを削る。

附則第２条から第１１条までを削り、附則第１条の見出し及び条名を削る。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

条 例 第　４９　号
令和 ３ 年 ３ 月２４日

熊本市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年条例第９７号）の一部を次のように改正する。

目次及び第１章の章名を削る。
第２条及び第３条を次のように改める。
（定義）
第２条　この条例において使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第１７２号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。
（指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準）
第３条　次条から第６条までに定めるもののほか、法第４４条第１項及び第２項の規定により条例で定める指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。
２　前項の場合において、省令第２９条第４項中「都道府県」とあるのは「市及び熊本県」と、省令第３３条中「都道府県」とあるのは「市」と、省令第３９条第２号中「又は訓練等給付費」とあるのは「、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、省令附則第１７条及び第１８条中「施行日」とあるのは「平成　　２５年３月３１日」と読み替えるものとする。
第２章の章名及び同章第１節の節名を削る。
第４条を次のように改める。
（評価結果の公表及び外部評価の活用）
第４条　指定障害者支援施設等は、省令第２２条第３項に規定する評価の結果を公表しなければならない。
２　指定障害者支援施設等は、前項の評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。
第５条から第７条まで、第２章第２節、同章第３節の節名及び第１０条から第５１条までを削る。
第５２条の見出しを「（身体拘束等の実施に係る連絡義務）」に改め、同条第１項及び第２項を削り、同条第３項を同条とし、同条を第５条とし、第５３条から第６０条までを削り、第６１条を第６条とする。
附則第２条及び第３条を削り、附則第１条の見出し及び条名を削る。

附　則
この条例は、令和３年４月１日から施行する。

条例第　５０　号
令和　３　年　３　月２４日

熊本市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年条例第９８号）の一部を次のように改正する。

目次及び第１章の章名を削る。
第２条及び第３条を次のように改める。
（定義）
第２条　この条例において使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第１７４号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。
（障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準）
第３条　次条から第６条までに定めるもののほか、法第８０条第１項の規定により条例で定める障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。
２　前項の場合において、省令第６９条中「都道府県」とあるのは「市」と、省令第８７条第４項中「都道府県」とあるのは「市及び熊本県」と読み替えるものとする。
第２章の章名を削り、第４条を次のように改める。
（評価結果の公表及び外部評価の活用）
第４条　療養介護事業者は、省令第１６条第３項に規定する評価の結果を公表しなければならない。
２　療養介護事業者は、前項の評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。
第５条から第２７条までを削る。
第２８条の見出しを「（身体拘束等の実施に係る連絡義務）」に改め、同条第１項及び第２項を削り、同条第３項を同条とし、同条を第５条とし、同条の次に次の１条を加える。
（準用）
第６条　前２条の規定は、次に掲げる事業について準用する。
(1)　生活介護の事業
(2)　自立訓練（機能訓練）の事業
(3)　自立訓練（生活訓練）の事業
(4)　就労移行支援の事業
(5)　就労継続支援A型の事業
(6)　就労継続支援B型の事業
第２９条から第３２条まで及び第３章から第９章までを削る。
附則第２条から第４条までを削り、附則第１条の見出し及び条名を削る。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

条 例 第　５１　号
令和 ３ 年 ３ 月２４日

熊本市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年条例第９９号）の一部を次のように改正する。

第２条を次のように改める。

（センターの設備及び運営に関する基準）

第２条　次条に定めるもののほか、法第８０条第１項の規定により条例で定めるセンターの設備及び運営に関する基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第１７５号。以下「省令」という。）に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

第３条から第１８条までを削り、第１９条を第３条とする。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

条 例 第　５２　号
令和 ３ 年 ３ 月２４日

熊本市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年条例第　１００号）の一部を次のように改正する。

第２条を次のように改める。

（福祉ホームの設備及び運営に関する基準）

第２条　次条に定めるもののほか、法第８０条第１項の規定により条例で定める福祉ホームの設備及び運営に関する基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第１７６号。以下「省令」という。）に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

第３条から第１６条までを削り、第１７条を第３条とする。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

条 例 第　５３　号
令和 ３ 年 ３ 月２４日

熊本市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年条例第１０１号）の一部を次のように改正する。

目次及び第１章の章名を削る。
第２条及び第３条を次のように改める。
（定義）
第２条　この条例において使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第１７７号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。
（障害者支援施設の設備及び運営に関する基準）
第３条　次条から第５条までに定めるもののほか、法第８４条第１項の規定により条例で定める障害者支援施設の設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。
２　前項の場合において、省令第２４条第４項中「都道府県」とあるのは「市及び熊本県」と、省令第２８条中「都道府県」とあるのは「市」と読み替えるものとする。
第２章の章名及び第４条から第４０条までを削り、第３条の次に次の１条を加える。
（評価結果の公表及び外部評価の活用）
第４条　障害者支援施設は、省令第１７条第３項に規定する評価の結果を公表しなければならない。
２　障害者支援施設は、前項の評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。
第４１条の見出しを「（身体拘束等の実施に係る連絡義務）」に改め、同条第１項及び第２項を削り、同条第３項を同条とし、同条を第５条とする。
第４２条から第４５条までを削る。
附則第２条及び第３条を削り、附則第１条の見出し及び条名を削る。

附　則
この条例は、令和３年４月１日から施行する。

条例第　５４　号
令和　３　年　３　月２４日

熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成２４年条例第１０５号)の一部を次のように改正する。

目次及び第１章の章名を削る。

第１条中「（以下この章において「最低基準」という。）」を削る。

第２条及び第３条を次のように改める。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生省令第６３号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準）

第３条　次条から第７条までに定めるもののほか、法第４５条第１項の規定により条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

２　前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省令第２条	都道府県知事	市長
省令第３条第１項	都道府県知事	市長
	その管理に属する法第８条第２項に規定する都道府県児童福祉審議会（社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第１２条第１項の規定により同法第７条第１項に規定する地方社会福祉審議会（以下この項において「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、地方社会福祉審議会）	熊本市社会福祉審議会条例（平成１２年条例第３３号）第１条に規定する熊本市社会福祉審議会
省令第３条第２項	都道府県	市
省令第３２条第２号	又は	１人につき４．９５平方メートル以上、
	１．６５平方メートル	３．３平方メートル
省令第３２条第３号	又は	１人につき４．９５平方メートル以上、

省令第３２条第５号	付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む	建物と同一敷地内又はこれに隣接する敷地内にあるもの（公園等を除く。）に限る
省令第３２条の２第５号	提供するよう努める	提供する
省令第３８条第２項第６号	児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事）	市長
省令第６２条第１号	付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む	建物と同一敷地内又はこれに隣接する敷地内にあるものに限る

第４条から第２０条までを削り、第２１条を第４条とし、第２章から第７章まで、第８章の章名及び第６７条から第７５条までを削り、第７６条を第５条とし、第７７条を第６条とし、第９章の章名及び第７８条から第８２条までを削る。

第８３条を次のように改める。

（準用）

第８３条　前２条の規定は、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センターについて準用する。

第８３条を第７条とし、第８４条及び第１０章から第１４章までを削る。

附則第２条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、同条を次のように改める。

第２条　この条例の施行の際現に存する保育所については、当分の間、第３条第２項の規定（省令第３２条第５号の規定の読替えに係る部分に限る。）は、適用しない。

附則第３条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第３条　この条例の施行の際現に存する福祉型児童発達支援センターについては、当分の間、第３条第２項の規定（省令第６２条第１号の規定の読替えに係る部分に限る。）は、適用しない。

附則第４条から第９条まで、第１０条の前の見出し及び同条から附則第１３条までを削る。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

条 例 第　５５　号
令和 ３ 年 ３ 月２４日

熊本市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市国民健康保険条例の一部を改正する条例

熊本市国民健康保険条例（昭和５０年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第１４条第１項中「第３５条の２第１項」の次に「、第３５条の３第１項」を加える。
第２０条第１項第１号中「地方税法第３１４条の２第２項に掲げる金額」を「地方税法第３１４条の２第２項第１号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第３号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第２８条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が５５万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第３１４条の２第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢６５歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が６０万円を超える者に限り、年齢６５歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が１１０万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第３号において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあっては、地方税法第３１４条の２第２項第１号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同項第２号及び第３号中「地方税法第３１４条の２第２項に掲げる金額」を「地方税法第　３１４条の２第２項第１号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に　１０万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改める。
附則第１０項中「地方税法第３１３条第３項」と」の次に「、「１１０万円」とあるのは「１２５万円」と」を加える。
附則第１３項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成２４年法律第３１　号)附則第１条の２第１項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）」に改める。

附　則

1　この条例は、令和３年４月１日から施行する。ただし、附則第１３項の改正規定は、公布の日から施行する。

2　この条例による改正後の熊本市国民健康保険条例の規定は、令和３年度以後の年度分の保険料について適用し、令和２年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

条　例　第　５６　号
令和　３　年　３　月２４日

熊本市介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市介護保険条例の一部を改正する条例

熊本市介護保険条例（平成１２年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第３条第７号ア中「２００万円」を「２１０万円」に改め、同条第８号ア中「３００万円」を「３２０万円」に改める。

附　則

１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の熊本市介護保険条例の規定は、令和３年度以後の年度分の保険料について適用し、令和２年度分までの保険料については、なお従前の例による。

条例第　５７　号
令和　３　年　３　月２４日

熊本市議会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市議会委員会条例の一部を改正する条例

熊本市議会委員会条例（平成２５年条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第１１条の２第１項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成　　２４年法律第３１号）附則第１条の２第１項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

第２９条第２項中「会議録は」の次に「、熊本市公文書管理条例（令和２年条例第６０号）第９条第３項の規定により市長に移管するまでの間」を加える。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。ただし、第１１条の２第１項の改正規定は、公布の日から施行する。

条例第　５８　号
令和　３　年　３　月３１日

熊本市税条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市税条例の一部を改正する条例

熊本市税条例（昭和２５年告示第８９号）の一部を次のように改正する。

第６２条の５第１号及び第２号中「同条第４項」の次に「又は第５項」を加える。

附則第１０条の５第２項中「令和元年度分及び令和２年度分」を「令和３年度分及び令和４年度分」に改める。

附則第１１条の見出し中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、同条中「次の」を「、次の」に改める。

附則第１１条の２の見出し中「令和元年度又は令和２年度」を「令和４年度又は令和５年度」に改め、同条第１項中「令和元年度分又は令和２年度分」を「令和４年度分又は令和５年度分」に改め、同条第２項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和４年度適用土地又は令和４年度類似適用土地」に、「令和２年度分」を「令和５年度分」に改める。

附則第１２条の見出し中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、同条第１項中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和３年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第２項及び第３項中「平成３０年度から令和２年度までの各年度分」を「令和４年度分及び令和５年度分」に改め、同条第４項及び第５項中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改める。

附則第１２条の３中「平成３０年法律第３号」を「令和３年法律第　号」に、「附則第２２条第１項」を「附則第１４条第１項」に、「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改める。

附則第１３条の見出し中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、同条中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和３年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加える。

附則第１５条の２第１項中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、同条第２項中「令和３年３月３１日」を「令和６年３月３１日」に改める。

附則第１５条の３中「同条第４項」の次に「又は第５項」を加え、「令和３年３月３１日」を「令和３年１２月３１日」に改める。

附則第１５条の３の２第２項中「同条第２項」の次に「又は第３項」を、「同条第４項」の次に「又は第５項」を加える。

附則第１９条の見出し中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、同条第１項中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和３年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加え、同条第２項及び第３項中「平成３０年度から令和２年度までの各年度分」を「令和４年度分及び令和５年度分」に改め、同条第４項及び第５項

中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改める。

附則第１９条の２中「附則第２２条第１項」を「附則第１４条第１項」に、「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改める。

附則第２０条の見出し中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、同条中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和３年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第２０条の４の見出し中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、同条中「第２０条の３」を「前条」に改める。

附則第２１条中「第１３項、第１８項から第２２項まで、第２４項、第２５項、第２９項、第３３項、第３７項から第３９項まで、第４２項から第４４項まで、第４７項若しくは第４８項」を「第１０項、第１５項から第１９項まで、第２１項、第２２項、第２６項、第２９項、第３３項から第３５項まで、第３７項から第３９項まで、第４２項若しくは第４３項」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第２条　この条例による改正後の熊本市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和３年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和２年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税の環境性能割に関する経過措置）

第３条　新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第４条　新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和３年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和２年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

規　　則

規　則　第　１２　号
令和　３　年　３　月２４日

熊本市火災予防規則及び熊本市火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市火災予防規則及び熊本市火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則

（熊本市火災予防規則の一部改正）

第１条　熊本市火災予防規則（昭和６３年規則第１６号）の一部を次のように改正する。

第４条中「（様式第２号）」を削る。

第５条第２項中「（様式第３号）」を「を提出すること」に改め、同条第３項中「（様式第４号。以下同じ。）」を削る。

第６条の３第１項中「（様式第４号の２）」を削る。

第６条の５第２項中「（様式第４号の２の２。以下同じ。）」を削り、同条第３項中「（様式第４号の３）」を「を交付すること」に改める。

第６条の８第３項中「（様式第４号の４）」を「を交付すること」に改める。

第１１条中「（様式第５号）」を削る。

第１２条の３第１項中「（様式第５号の２）」を削り、同条第２項中「（様式第５号の３）」及び「（様式第５号の４）」を削り、同条第４項中「（様式第５号の５）」を削る。

第１２条の４中「（様式第５号の６）による」を「を交付することにより行う」に改める。

第１２条の６中「（様式第５号の７）による」を「を提出することにより行う」に改める。

第１３条第１項中「（様式第６号）による」を「を提出することにより行う」に改める。

第１４条第１項各号列記以外の部分中「様式」を「届出書を提出すること」に改め、同項第１号中「（様式第７号）」を削り、同項第２号中「第１２号」を「第　　１３号」に、「燃料電池発電設備・変電設備・発電設備・蓄電池設備設置届出書（様式第８号）」を「急速充電設備・燃料電池発電設備・変電設備・発電設備・蓄電池設備設置届出書」に改め、同項第３号中「条例第４４条第１３号」を「条例第４４条第１４号」に改め、「（様式第９号）」を削り、同項第４号中「条例第４４条第１４号」を「条例第４４条第１５号」に改め、「（様式第１０号）」を削る。

第１５条第１項各号列記以外の部分中「様式による」を「届出書を提出することにより行う」に改め、同項第１号中「（様式第１１号）」を削り、同項第２号中「（様式第１２号）」を削り、同項第３号中「（様式第１３号）」を削り、同項第４号中「（様式第１４号）」を削り、同項第５号中「（様式第１５号）」を削り、同項第６号中「（様式第１５号の２）」を削る。

第１６条第１項中「（様式第１６号）」を「を提出すること」に改める。

第１７条第１項中「（様式第１７号）による」を「を提出することにより行う」に改め、同条第３項中「（様式第１８号）による」を「を提出することにより行う」に改める。

第１８条第１項中「（様式第１９号）」を「を提出すること」に改め、同条第２項中「様式第２０号」を「別記様式」に改める。

第１９条を第２０条とし、第１８条の３の次に次の１条を加える。

（書類等の様式等）

第１９条　この規則に定めるもののほか、この規則の規定により使用する書類等に記載すべ

き事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

２　前項の様式のうち市民等が作成する書類等に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

様式第１号から様式第１９号までを削り、様式第２０号を別記様式とする。

（熊本市火薬類取締法施行細則の一部改正）

第２条　熊本市火薬類取締法施行細則（平成１６年規則第１３号）の一部を次のように改正する。

第２０条の見出し中「火薬類消費許可証等」を「火薬類消費許可書等」に改め、同条中「火薬類（煙火）消費許可証（様式第１号）」を「火薬類（煙火）消費許可書」に、「火薬類消費許可証（様式第２号）」を「火薬類消費許可書」に改める。

第２２条の見出し中「火薬類廃棄許可証等」を「火薬類廃棄許可書等」に改め、同条中「火薬類廃棄許可証（様式第３号）」を「火薬類廃棄許可書」に改める。

第３５条中「収去証」を「収去書」に改める。

第４４条第１項中「この規則に定めるもののほか、」を削る。

様式第１号から様式第３号までを削る。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市火災予防規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

３　この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市火薬類取締法施行細則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

規　則　第　１３　号
令和　３　年　３　月２４日

熊本市危険物規制に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市危険物規制に関する規則の一部を改正する規則

熊本市危険物規制に関する規則（昭和６３年規則第１７号）の一部を次のように改正する。

第１４条の２中「第６２条の５の２第２項ただし書」を「第６２条の５の２第３項」に改める。
第１４条の３中「第６２条の５の３第２項ただし書」を「第６２条の５の３第３項」に改める。

附　則
この規則は、公布の日から施行する。

規　則　第　１４　号
令和　３　年　３　月２４日

熊本市子ども・若者総合相談センター規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市子ども・若者総合相談センター規則の一部を改正する規則

熊本市子ども・若者総合相談センター規則（平成２０年規則第３２号）の一部を次のように改正する。

第３条ただし書中「午前０時」を「午前８時３０分」に、「午後１２時」を「午後９時」に改める。
第４条中「（電話相談に関する事務を除く。）」を削る。

附　則
この規則は、令和３年４月１日から施行する。

規　則　第　１５　号
令和　３　年　３　月２４日

熊本市中国残留邦人等に対する支援給付及び特定配偶者に対する配偶者支援金事務取扱規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市中国残留邦人等に対する支援給付及び特定配偶者に対する配偶者支援金事務取扱規則の一部を改正する規則

熊本市中国残留邦人等に対する支援給付及び特定配偶者に対する配偶者支援金事務取扱規則（平成２０年規則第５２号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第１号中「（様式第１号）」を削り、同項第２号中「（様式第２号）」を削り、同項第３号中「（様式第３号）」を削り、同項第４号中「（様式第４号）」を削り、同項第５号中「（様式第５号）」を削り、同条第２項第１号中「（様式第６号）」を削り、同項第２号中「（様式第７号）」を削り、同項第３号中「（様式第８号）」を削り、同項第４号中「（様式第９号）」を削り、同項第５号中「（様式第１０号）」を削り、同項第６号中「（様式第１１号）」を削る。

第４条第２項中「（様式第１２号）」を削る。

第５条第１項中「（様式第１３号）」を「を提出すること」に改め、同条第２項中「（様式第１４号）」を「を提出すること」に改め、同条第３項第１号中「（様式第１５号）」を削り、同項第２号中「（様式第１５号の２）」を削り、同項第３号中「（様式第１５号の３）」を削り、同項第４号中「（様式第１６号）」を削り、同項第５号中「（様式第　　１７号）」を削り、同項第６号中「（様式第１８号）」を削り、同項第７号中「（様式第１９号）」を削り、同項第８号中「（様式第２０号）」を削り、同項第９号中「（様式第２１号）」を削る。

第６条第１項中「（様式第２２号）」を削り、「（様式第２３号）」を「を交付すること」に改め、同項ただし書中「（様式第２４号）」及び「（様式第２５号）」を削り、同条第４項中「（様式第２６号）」及び「（様式第２７号）」を削る。

第７条第１項中「（様式第２８号）」を削り、同条第２項中「（様式第２９号）」を削る。

第８条中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第１４条第４項においてその例によるものとされた生活保護法第２９条の規定に基づく調査について（依頼）（様式第３０号）」を「市長が別に定める調査依頼票を交付すること」に改める。

第９条第１項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付の決定に伴う扶養義務について（照会）（様式第３１号）及び扶養届書により行う」を「市長が別に定める扶養照会書を交付し、扶養届書の提出を求める」に改め、同条第２項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付の決定に伴う扶養義務者への通知について（様式第３２号）」を「市長が別に定める開始決定通知書を交付すること」に改め、同条第３項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等の規定に基づく報告について（依頼）（様式第３３号）」を「市長が別に定める報告依頼書を交付すること」に改める。

第１０条中「（様式第３４号）」を削る。

第１１条第２項中「（様式第３５号）」を削る。

第１２条中「（様式第３６号）」を「を提出すること」に改める。

第１３条中「（様式第３７号）」を「を提出すること」に改め、同条の次に次の１条を加える。

（書類の様式等）

第１４条　この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

２　前項の様式のうち市民が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

様式第１号から様式第３７号までを削る。

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市中国残留邦人等に対する支援給付及び特定配偶者に対する配偶者支援金事務取扱規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

規　則　第　１６　号
令和　３　年　３　月２４日

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成２年規則第６５号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「再生資源集団回収活動」を「市民リサイクル活動」に改め、同条第２号中「集団回収登録団体」を「市民リサイクル活動登録団体」に、「再生資源集団回収活動」を「市民リサイクル活動」に改め、同条第３号中「集団回収登録業者」を「市民リサイクル活動登録業者」に改める。

第１６条第１項中「集団回収登録団体」を「市民リサイクル活動登録団体」に、「集団回収登録業者」を「市民リサイクル活動登録業者」に、「再生資源集団回収活動」を「市民リサイクル活動」に改める。

第１８条の見出しを「（市民リサイクル活動に関する団体及び業者の登録）」に改め、同条第１項中「再生資源集団回収活動」を「市民リサイクル活動」に、「集団回収登録団体」を「市民リサイクル活動登録団体」に改め、同条第２項中「集団回収登録団体」を「市民リサイクル活動登録団体」に、「再生資源集団回収活動」を「市民リサイクル活動」に改め、同条第３項中「再生資源集団回収活動」を「市民リサイクル活動」に、「市民税」を「市税」に、「集団回収登録業者」を「市民リサイクル活動登録業者」に改め、同条第４項中「集団回収登録団体」を「市民リサイクル活動登録団体」に、「集団回収登録業者」を「市民リサイクル活動登録業者」に改める。

第１９条第１項及び第２項中「集団回収登録団体」を「市民リサイクル活動登録団体」に、「集団回収登録業者」を「市民リサイクル活動登録業者」に改める。

附　則

１　この規則は、令和３年７月１日から施行する。

２　この規則による改正前の第１８条の規定によりされた申請又は登録は、この規則による改正後の同条の規定によりされた申請又は登録とみなす。

規　則　第　１７　号
令和　３　年　３　月２４日

地方公営企業法第３９条第２項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

地方公営企業法第３９条第２項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第３９条第２項の規定に基づき市長が定める職に関する規則（昭和４５年規則第１９号）の一部を次のように改正する。

第３号ウ中「、課長」の次に「、特任部長」を加える。

附　則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

規　則　第　１８　号
令和　３　年　３　月２４日

熊本市公営企業主要補助職員の指定に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市公営企業主要補助職員の指定に関する規則の一部を改正する規則

熊本市公営企業主要補助職員の指定に関する規則（昭和２７年規則第２７号）の一部を次のように改正する。

第３号ウ中「、課長」の次に「、特任部長」を加える。

附　則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

規　則　第　１９　号
令和　３　年　３　月２４日

地方自治法第２４３条の２の２の規定により賠償責任を有する職員の範囲を定める規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

地方自治法第２４３条の２の２の規定により賠償責任を有する職員の範囲を定める規則

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２の２第１項後段の規定により規則で指定する職員は、同項各号に掲げる行為に直接関与した職員とする。

附　則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

規　則　第　２０　号
令和　３　年　３　月２６日

熊本市道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市道路占用料徴収条例施行規則（平成２４年規則第１２９号）の一部を次のように改正する。

第２条第１１号を同条第１２号とし、同条第１０号の次に次の１号を加える。
(11)　道路法（昭和２７年法律第１８０号）第３３条第２項第３号に規定する利便増進誘導区域内に設けられる歩行者利便増進施設等　条例に定める額の１００分の１０の額
第２条に次の１項を加える。
２　前項第１１号に掲げる物件が併せて同項第１号から第１０号までのいずれかに該当する場合における占用料の額は、同項第１１号の額とする。
第４条中「第２条第１１号」を「第２条第１項第１２号」に改める。
別記様式中「印」を削り、「第２条第１１号」を「第２条第１項第１２号」に改める。

附　則
この規則は、公布の日から施行する。

規　則　第　２１　号
令和　３　年　３　月２６日

熊本市介護保険法等の施行に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市介護保険法等の施行に関する規則の一部を改正する規則

熊本市介護保険法等の施行に関する規則（平成１２年規則第４０号）の一部を次のように改正する。

附則第７項第１号中「令和３年２月２８日」を「令和４年２月２８日」に改め、同号ア中「、居住制限区域又は避難指示解除準備区域（令和２年４月１日前に指定が解除されたものを除く。）」を削る。

附則第１０項第１号中「１２０月」を「１３２月」に改める。

附則第１１項第２号中「第２９２条第１項第９号」を「第２９２条第１項第１０号」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

規　則　第　２２　号
令和　３　年　３　月２６日

熊本市児童福祉法に基づく療育の給付に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市児童福祉法に基づく療育の給付に関する規則の一部を改正する規則

熊本市児童福祉法に基づく療育の給付に関する規則（平成８年規則第６号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「（様式第１号）」及び「（様式第２号）」を削り、同条第２項中「（様式第３号）」及び「（様式第４号）」を削り、同条第３項中「療育給付継続・療育機関変更協議書（様式第５号）を」を削り、「経由して、」の次に「療育給付継続・療育機関変更協議書を」を加える。

第３条中「係る費用」の次に「（以下「徴収金」という。）」を加える。

第５条を第６条とし、第４条の次に次の１条を加える。

（書類の様式等）

第５条　この規則の規定により使用する書類（第２条第１項の課税証明書等及び同条第４項の療育券を除く。）に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

２　前項の様式のうち市民が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

別表Ｃ１の項からＤ１９の項までを次のように改める。

Ｃ	Ａ階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみの世帯		4,500	450
Ｄ１	Ａ階層及びＣ階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	3,000円以下	5,800	580
Ｄ２		3,001円から5,800円まで	6,900	690
Ｄ３		5,801円から8,700円まで	7,600	760
Ｄ４		8,701円から13,000円まで	8,500	850
Ｄ５		13,001円から17,400円まで	9,400	940
Ｄ６		17,401円から	11,000	1,100

		22,400円まで		
Ｄ７		22,401円から 28,200円まで	12,500	1,250
Ｄ８		28,201円から 58,400円まで	16,200	1,620
Ｄ９		58,401円から 75,000円まで	18,700	1,870
Ｄ１０		75,001円から 96,600円まで	23,100	2,310
Ｄ１１		96,601円から 121,800円まで	27,500	2,750
Ｄ１２		121,801円から 175,500円まで	35,700	3,570
Ｄ１３		175,501円から 221,100円まで	44,000	4,400
Ｄ１４		221,101円から 380,800円まで	52,300	5,230
Ｄ１５		380,801円から 549,000円まで	80,700	8,070
Ｄ１６		549,001円から 579,000円まで	85,000	8,500
Ｄ１７		579,001円から 700,900円まで	102,900	10,290
Ｄ１８		700,901円から 849,000円まで	122,500	12,250
Ｄ１９		849,001円から 1,041,000円まで	143,800	14,380
Ｄ２０		1,041,001円以上	要した費用の月額の全額	左の額の10パーセントの額とする。ただし、当該額が17,120円に満たないときは17,120円

				とする。

別表備考第７項を削り、同表備考第６項中「すべて」を「全て」に改め、同項を同表備考第７項とし、同表備考中第５項を第６項とし、同表備考第４項ただし書中「所得税又は」を削り、同項を同表備考第５項とし、同表備考中第１項から第３項までを１項ずつ繰り下げ、第１項として次の１項を加える。

１　当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税によることとする。

別表備考中第９項を第１１項とし、第８項を第１０項とし、同項の前に次の２項を加える。

８　前項の児童の属する世帯とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すものとする。

９　児童と世帯を一にしない扶養義務者であって、児童に対する扶養義務を現に履行していないものは、階層区分の認定において扶養義務者としないものとする。

別表備考に次の２項を加える。

１２　次の各号のいずれかに該当する者については、地方税法第２９２条第１項第１１号に規定する寡婦又は同項第１２号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（同法第２９２条第１項第１３号に規定する所得金額の合計額。１月から６月までの間の利用においては、前々年の所得とする。以下この項において同じ。）が同法第２９５条第１項第２号に規定する額以下であるときは、市町村民税非課税として取り扱う。

(1)　婚姻によらないで母となった女子であって現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第８６条第１項の規定により控除される額（以下この項において「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。以下この項において同じ。）に限る。）を有するもの（次号に掲げる者を除く。）

(2)　前号に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が５００万円以下であるもの

(3)　婚姻によらないで父となった男子であって現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子に限る。）を有し、かつ、前年の所得が５００万円以下であるもの

１３　前項の規定により寡婦又は寡夫とみなした者であって、同項の規定により市町村民税非課税として取り扱う者以外の者について所得割の額の計算をする場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額を、その者に係る総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計から控除するものとする。

(1)　前項第１号又は第３号に該当する場合　２６万円

(2)　前項第２号に該当する場合　３０万円

様式第１号から様式第５号までを削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

規　則　第　２３　号
令和　３　年　３　月２６日

熊本市廃棄物再生利用個別指定に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市廃棄物再生利用個別指定に関する規則の一部を改正する規則

熊本市廃棄物再生利用個別指定に関する規則（平成２２年規則第１１１号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「（様式第１号）の正本及び副本」を削る。
第５条中「様式第２号」を「様式第１号」に改める。
第６条第１項中「（様式第３号）」を削る。
第７条第１項中「（様式第４号）の正本及び副本」を削る。
第８条第１項中「（様式第５号）の正本及び副本」を削る。
第９条中「（様式第６号）の正本及び副本」を削る。
第１３条中「（様式第７号）」を削る。
第１６条第３項中「様式第８号」を「様式第２号」に改める。
第１７条第１項第１号中「（様式第９号）」を削り、同項第２号中「（様式第１０号）」を削る。
第１８条を第１９条とし、同条の前に次の１条を加える。
（書類の様式等）
第１８条　この規則に定めるもののほか、この規則の規定により使用する書類（第３条第２項に掲げる書類並びに第８条第２項の書類及び図面を除く。）に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。
２　前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。
様式第１号を削り、様式第２号を様式第１号とし、様式第３号から様式第７号までを削り、様式第８号を様式第２号とし、様式第９号及び様式第１０号を削る。

附　則
１　この規則は、公布の日から施行する。
２　この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市廃棄物再生利用個別指定に関する規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

規　則　第　２４　号
令和　３　年　３　月２６日

熊本市土壌養分等の分析事務に関する手数料条例施行規則を廃止する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市土壌養分等の分析事務に関する手数料条例施行規則を廃止する規則

熊本市土壌養分等の分析事務に関する手数料条例施行規則（平成２４年規則第６０号）は、廃止する。

附　則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

規　則　第　２５　号
令和　３　年　３　月２６日

市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則

市税に関する文書の様式を定める規則（平成６年規則第６号）の一部を次のように改正する。

第１条中「以下」の次に「別表までにおいて」を加え、「を施行するための文書」を「の施行のために必要な文書（証票、標識等を含む。以下同じ。）の様式（ひな型等を含む。以下同じ。）」に改める。

第２条の見出しを「（文書の様式）」に改め、同条中「の賦課徴収その他」を削る。

第３条中「昭和２５年政令第２４５号。以下」の次に「別表までにおいて」を、「昭和２５年法律第２２６号。以下」の次に「同表までにおいて」を加え、「第６条の８」を「第６条の８第４項」に、「第６条の２の３後段の」を「第６条の２の３ただし書に規定する」に改める。

第４条中「第６条の２の３前段」を「第６条の２の３本文」に改め、「この規則で定める」を削り、「記載するもの」を「記載して行うもの」に改める。

別表様式第１号の項中「第４５０条」を「第４４８条」に改め、同表様式第８号の項を次のように改める。

様式第８号	削除	

別表様式第１４号の２の項中「第１５条の９第１項から第４項まで」を「第１５条の９」に改め、同表様式第２３号の項を次のように改める。

様式第２３号	削除	

別表様式第２６号の項中「第２０条の１０第１項」を「第２０条の１０」に改め、同表様式第２７号の項及び様式第２７号の２の項中「第３３４条」を「第３３５条」に改め、同表様式第２９号の２の項を削り、同表様式第３１号の項中「並びに地方税法施行規則」を「、地方税法施行規則」に改め、「以下」の次に「この表において」を加え、同表様式第３１号の２の項中「並びに施行規則」を「、施行規則」に改め、同表様式第３２号の項及び様式第３２号の２の項中「第４１条、第４３条、第３１９条の２及び第３２１条の７並びに条例第３１条」を「第４３条及び第３１９条の２」に改め、同表様式第３３号の項中「第４１条、第４３条、第３１５条、第３１６条、第３１９条の２、第３２１条の２、第３２１条の６及び第３２１条の７並びに条例第７条、第３１条及び第３２条の２」を「第４３条及び第３１９条の２」に改め、同表様式第３４号の項中「以下」の次に「この表において」を加え、同表様式第３９号の項を次のように改める。

様式第３９号	削除	

別表様式第４０号の項中「第４８条の９の４」を「第４８条の９の１０」に改め、同表様式第４２号の項中「第３１７条の２第７項」を「第３１７条の２第９項」に、「第２８条の２第８項」を「第２８条の２第９項」に改め、同表様式第４４号の項中「第３２１条の１１及び第３２１条の１２、第３２１条の１４並びに条例第３２条の９第１項及び第３項」を「第３２１条の１１第４項」に改め、同表様式第４６号の項及び様式第４６号の２の項中「及び第１４９条」を「、第１４９条及び第１５０条」に改め、同表様式第４７号の項中「第３４１条第１項

第１０号」を「第３４１条第　　１０号」に改め、同表様式第４８号の項中「第３４１条第１項第１２号」を「第　　３４１条第１２号」に改め、同表様式第４８号の２の項中「未登録家屋名義変更届」を「未登記家屋名義変更届」に、「第３４１条第１項第１３号」を「第３４１条第１３号」に改め、同表様式第４９号の項中「第４０条の４」を「第４０条の４の２」に改め、同表様式第５０号の項中「第３５２条の２第３項」を「第３５２条の２第５項から第７項まで」に、「第４２条の２第１項」を「第４２条の２」に改め、同表様式第　　５０号の２の項中「第４２条の２第２項」を「第４２条の２第１項から第３項まで」に改め、同表様式第５１号の項中「第４０４条、第４０５条並びに第３５３条第１項及び第２項」を「第３５３条、第４０４条及び第４０５条」に改め、同表様式第５２号の項中「並びに条例第５０条」を「、条例第５０条」に、「第５条」を「第６条」に改め、同表様式第５３号の４の項中「附則第１５条の８第４項」を「附則第１５条の８第２項」に改め、同表様式第５３号の５の項中「附則第１０条の３第６項」を「附則第１０条の３第７項」に改め、同表様式第５３号の６の項中「附則第１０条の３第７項」を「附則第１０条の３第８項」に改め、同表様式第５３号の７の項中「附則第１０条の３第８項」を「附則第１０条の３第９項」に改め、同表様式第５５号の項中「第４３５条第１項」を「第４３５条」に、「及び第１４９条」を「、第１４９条及び第１５０条」に改め、同表様式第６４号の項から様式第６４号の３の項までの規定中「標識」を「課税標識及び課税外標識」に改め、「第２項」の次に「並びに第７０条の２第１項及び第３項」を加え、同表様式第６５号の項中「原動機付自転車等」を「原動機付自転車及び小型特殊自動車」に改め、同表様式第６９号の項中「特例譲渡」を「特定譲渡」に、「第６０１条第１項、第６０２条第１項及び第６０３条第１項から第３項まで並びに政令第５４条の４２第２項から第５項」を「第６０１条から第６０３条」に改め、同表様式第７０号の項中「特例譲渡」を「特定譲渡」に、「第６０１条第１項及び第５項、第６０２条第１項並びに第６０３条第１項から第４項」を「第　　６０１条から第６０３条」に改め、同表様式第７３号の項中「第１１４条の２第２項」を「第１１４条の３」に改め、同表様式第７４号の２の項中「法附則第３１条の２の３」を「附則第３１条の２の２」に改め、同表様式第７８号の項中「、第７０１条の４８」を削り、「、第４項及び第５項」を「及び第４項」に改め、同表様式第８９号の項中「条例第１４４条」を「法第７０１条の５７、条例第１４４条」に改め、同表様式第９１号の項中「第７０１条の５２」を「第７０１条の５２第１項及び条例第　　１４１条」に改め、同表様式第１００号の項を次のように改める。

様式第１００号	削除	

様式第２号中「印」を削る。

様式第８号を次のように改める。

様式第８号　削除

様式第１４号の２中「印」を削る。

様式第１５号中「印」及び

「１　抵当権設定登記承諾書

２　印鑑証明書（担保提供者と物件所有者が異なる場合、各１通）

※印鑑証明の届出ある印を押印してください。

３　資格証明書　　」

を削る。

様式第１６号中「㊞」及び「（注）　印鑑証明の届出ある印を押なつすること」を削る。

様式第１７号中

「

出納員（分任出納員） 徴税吏員　　印	出納員印

」

を

「

出納員 分任出納員

」

に改める。

様式第１８号中「年　　月　　日以後に課される」、「税　　税」、「次に掲げるもので上記金額を担保するに足りるものを提出して下さい。なお、第三者の所有するものであってもさしつかえありません。（法第１６条第１項各号を列挙する。）」、「年　　月　　日限」、「１　担保される金額の算出根拠は次のとおりです。」及び「２」を削る。

様式第２３号を次のように改める。

様式第２３号　削除

様式第２６号中

「

	法人代表者印

」

を

「

」

に、

「※法人の場合は、法人代表者印を押印していただくか、法人代表者印を押印した委任状が必要です。
※最近納付された場合は、領収証をご提示ください。　」

を

「※最近納付された場合は、領収証をご提示ください。

」

に改める。

様式第２８号中「印」を削る。

様式第２９号の２（その１）及び様式第２９号の２（その２）を削る。

様式第３０号中

「　　「

5/100	
10/100	
5/100	
15/100	
35/100	
40/100	

を

」　　」

に改める。

様式第３１号中

「

印

」

を

「

」

に、

「委任者　　印」

を

「委任者　　」

に改める。

様式第３１号の２中

「

印

」

を

「

」

に、「ご記入ください」を「記入してください」に、「寡夫　・　未婚」を「ひとり親」に、

「委任者　　印」

を

「委任者　　」

に改める。

様式第３２号第３片中

「

(収入)
所得

」を「

(収入)
所得(所得金額調整控除後)

」に、

「障・寡・勤」を「障・寡・ひ・勤」に、

「

寡婦特	寡夫	勤学

」を「

寡婦	ひとり親	勤学	

」

に改める。

様式第３２号の２中

「

一般寡婦	特別寡婦	寡夫	勤労学生

」を「

寡婦	ひとり親	勤労学生	

」

に改める。

様式第３３号第３片中

「

一般寡婦	特別寡婦	寡夫

」を「

寡婦	ひとり親	

」

に改める。

様式第３８号中

「給与所得」を「給与所得（所得金額調整控除後）」に、

「障・寡・勤」を「障・寡・ひ・勤」に、

」　　」

「

本人該当区分							繰越損失
未成年者	特障	他障	寡婦	特寡	寡夫	勤労学生	

」

を

「

本人該当区分						繰越損失
未成年者	特障	他障	寡婦	ひとり親	勤労学生	

」

に、

「

控除不足額⑨			

」

を

「

控除不足額⑨			

」

に改める。

様式第３９号を次のように改める。

様式第３９号　削除

様式第４２号中「法　人　番　号」を「管　理　番　号」に、

「

代表者氏名印	印

」

を

「

代表者氏名	

」

に、「したから」を「したので」に、「下さい」を「ください」に、

「

決算期日	自　月　日 至　月　日	自　月　日 至　月　日	年　回	(下記のいずれかに○印をつけ、更に3の場合には該当箇所にご記入下さい。) 1　上記本店所在地に送付する。 2　関与税理士に送付する。 3　下記送付先に送付する。 (書類送付先) ・住所 〒　―
資本金等	円			
事業種目	1 2			・名称
所轄税務署	都道府県　区市　税務署			・TEL
延長された申告期限	法定納期限から(　)月間			
添付書類	1　定款(写) 2　設立の登記事項証明書(写) 3　特定非営利活動法人設立の場合には監督庁の認証を表すものの写し			

」

を

「

事業年度	自　月　日 至　月　日	自　月　日 至　月　日	年　回	(以下のいずれかに○印を付け、さらに3の場合には書類送付先をご記入ください。) 1　本店所在地に送付する。 2　関与税理士に送付する。 3　書類送付先に送付する。 (書類送付先) ・住所 〒　―
資本金等	円			
事業種目	1 2			・名称
所轄税務署	都道府県　区市　税務署			・TEL
延長された申告期限	法定納期限から(　)月間			
事業開始(見込)年月日	年　月　日			
添付書類	1　定款(写し) 2　設立の登記事項証明書(写し) 3　特定非営利活動法人設立の場合には所轄庁の認証を表すものの写し			

」

に改める。

様式第４２号の２中「法　人　番　号」を「管　理　番　号」に、「本社所在地」を「本店

所在地」に、

「

代表者氏名印	㊞

」

を

「

代 表 者 氏 名	

」

に、「係及び氏名」を「者の氏名・」に、「からお届けします」を「ので届け出ます」に改め、「年　月　日　(登記年月日　　年　月　日)」を削り、

「

８　その他 (　　)

」を「

８　その他 (　　)

」に、

「

14　そ の 他	具体的内容

」

を

「

14　支店等の新設・廃止	名称所在地 新設・廃止
15　そ の 他	具体的内容

」

に改め、

「

※添付書類……本店移転、商号変更、組織変更、解散、清算結了の場合は登記事項証明書。合併の場合は登記事項証明書と合併契約書の写し。

」

を削り、

「

(　　局　　番)

」を「

(TEL　　)

」

に改める。

様式第４３号中「(電話　　)」を「(TEL　　)」に、「法人番号」を「管理番号」に改め、

「

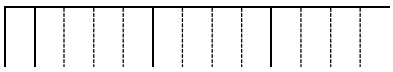

」

を削り、「代表者氏名印」を「代表者氏名」に、

「

更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項	還付を受けようとする金融機関名及び支払方法
	銀行　　支店 口座番号(普通・当座)

」

を

「

更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項	還付金の振込先口座
	銀行　　支店 口座番号(普通・当座)

」

に、「署名押印」を「氏名」に改める。

様式第４５号中「本社所在地」を「本店所在地」に、「（電話番号　　）」を「（TEL　　）」に、

「

代表者氏名	印

」

を

「

代 表 者 氏 名	

」

に、「届出」を「申請」に、「係及び氏名並びに」を「者の氏名・」に改め、「特定非営利活動法人については、」を削り、「から　　年　月　日」の次に「まで」を加え、

「添付書類

１　主務官庁の許可証等（写）

２　定款・寄附行為・規則・規約（写）

３　決算報告書（写）

４　特定非営利活動法人にあっては所轄庁の認証を示すもの（写）」

を削る。

様式第４６号第８片及び第９片から第１２片までを削る。

様式第４８号の２中「未登録家屋名義変更届」を「未登記家屋名義変更届」に、「貴市」を「、貴市」に改め、

「

変更事由	添付書類	
	所有権移転原因を証明、又は示す書類	その他
売　　買	売買を証する書類（売渡証書、売買契約書等）	印鑑証明が必要な場合があります。
相　　続	相続を証する書類（遺産分割協議書等）	
贈　　与	贈与を証する書類（贈与証書等）	
そ の 他	所有権移転の原因を証する書類又は申立書	
氏名修正	不在籍不在住証明及び申立書	所有者の印鑑証明
上記の所有権移転原因を証する書類がない場合は、次の書類を提出してください。 1　売買・贈与・その他‥‥申立書に実印を押印し、所定の書類を添付してください。 2　相続‥‥同意書に押印し、所定の書類を添付してください。		

」

を削る。

様式第５０号中「かかる」を「係る」に、「氏　名　　印」を「氏　名　　」に、「共有者が」を「、共有者が」に、「署名押印」を「署名」に、「おいます」を「負います」に、「すみやか」を「速やか」に改める。

様式第５０号の２中「申出る」を「申し出る」に、

「

			―	―							――
あん分割合の算定方法くわしく書いて下さい。											

」

を

「

			―	―							――
あん分割合の算定方法（詳しく書いてください。）											

」

に、「遵守事項」を「遵守事項等」に、「毎年」を「、毎年」に、「及び共有者」を「又は共有者」に、「すみやか」を「速やか」に、「３５２条―２の１項、同法規則１５条―４―１に準じた、土地のあん分割分の算定について、算出が困難の場合は市へ算出依頼する旨記載して下さい」を「第３５２条の２第１項及び地方税法施行規則第１５条の４第１項に準じた土地のあん分割合の算定が困難な場合は、市へ算定依頼する旨を記載してください」に改める。

様式第５２号及び様式第５３号の２中「印」を削る。

様式第５３号の５中「附則第１０条の３第６項」を「附則第１０条の３第７項」に改め、「（地方税法施行規則附則第７条第７項の規定に基づく証明書）」を削る。

様式第５３号の６中「附則第１０条の３第７項」を「附則第１０条の３第８項」に改める。

様式第５３号の７中「附則第１０条の３第８項」を「附則第１０条の３第９項」に改める。

様式第５８号中

「

	法人代表者印
年　月　日生（個人の場合のみ）	

」

を

「

年　月　日生（個人の場合のみ）

」

に改め、「※法人の場合は、この申請書に法人代表者印を押印していただくか、法人代表者印を押印した委任状が必要です。」を削る。

様式第５８号の２中「下さい」を「ください」に、「受け取り」を「受取」に改め、「㊞」を削り、「お書きください。」を「お書きください」に、「ください。）」を「ください。）。」に、

「　　「

」　　」

に、「既に、」を「既に　を　め、「審査申出書」の次に「の」を加える。

土地・家屋・償却
土地・家屋・償却
土地・家屋・償却

土地・家屋・償却資産
土地・家屋・償却資産
土地・家屋・償却資産

様式第５９号を次のように改める。

様式第５９号

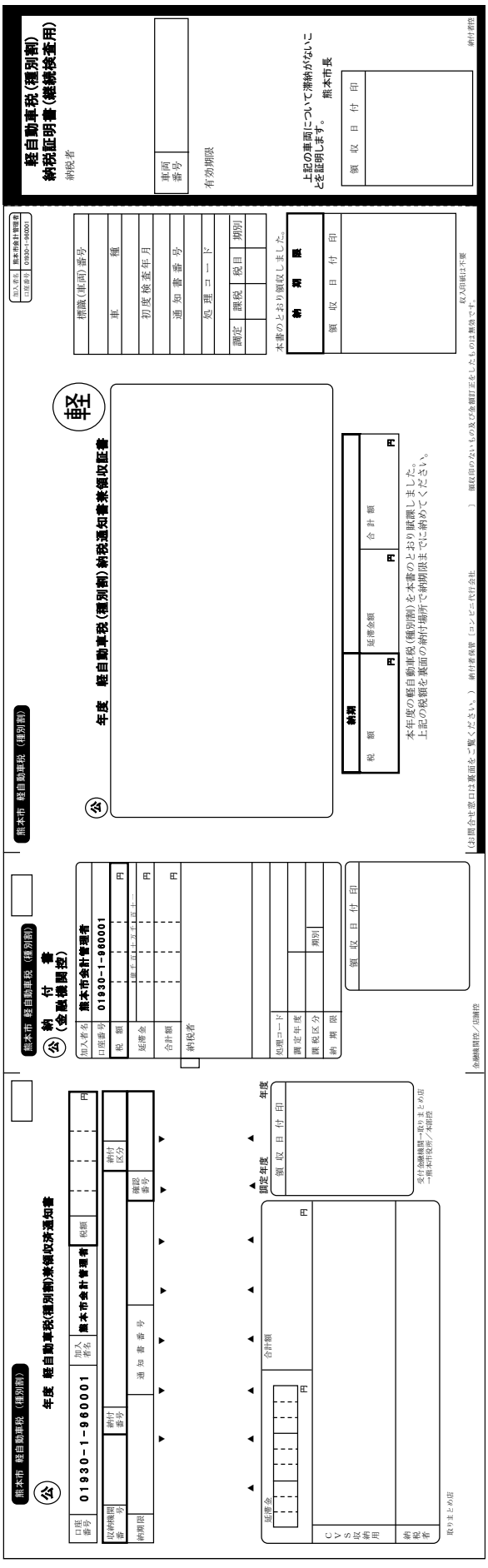

（備考）裏面に課税の根拠、税率、納期限までに納付しない場合の措置、不服がある場合の救済方法等を記載する。

様式第６２号（その１）中

「住所
氏名　　印　」

を

「住所又は
所 在 地
氏名又は
名　　称　　」

に、

「　　「

住　　所
氏　　名

を

住所又は 所 在 地
氏名又は 名　　称

に、

」　　」

「　　「

申請事由

を

申請事由

に、

」　　」

「※個人の場合、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。
※なお、減免の事由が消滅した場合は、直ちに申告してください。　　」

を

「※なお、減免の事由が消滅した場合は、直ちに申告してください。　　」

に改める。

様式第６３号中「印」を削り、「速やかに」を「、速やかに」に改め、

「

受　領　印

」

を削る。

様式第６４号から様式第６５号までを次のように改める。

様式第６４号

原動機付自転車（二輪）の　課税標識 / 課税外標識　のひな型

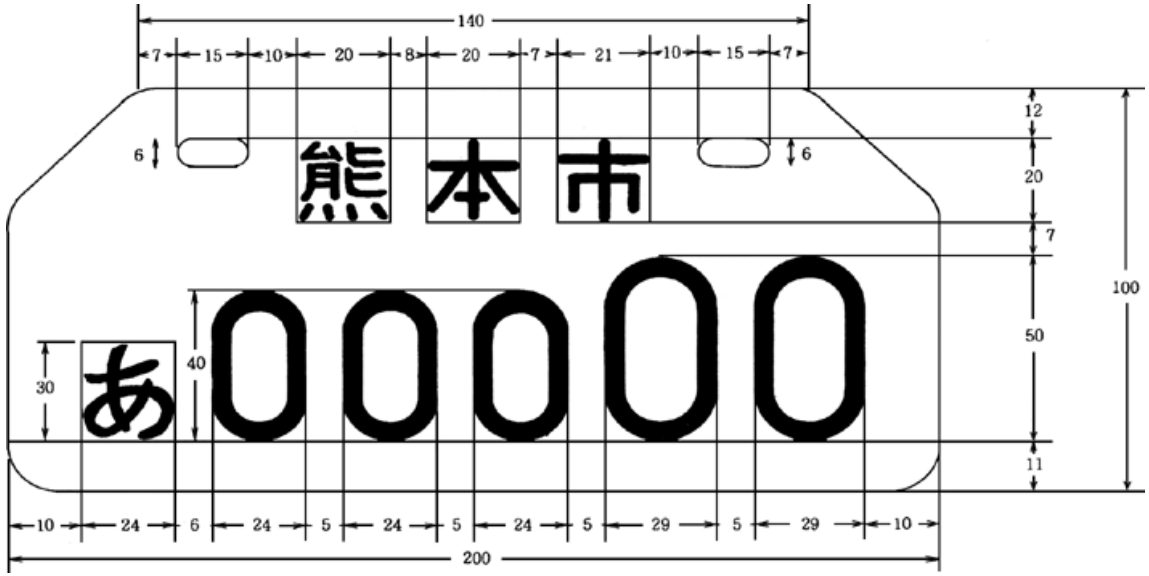

〔備考〕　１　標識は、図示の例により、上段に「熊本市」を、下段にひらがな文字（５０cc以下のものについては、あ・い・う・え、た・ち・つ・て・と、は・ひ・ふ・ほ、ま・み・む・め・も、ら・り・る・れ・ろ、わのみを使用し、５０cc超９０cc以下のものについては、か・き・く・け・こ、な・に・ぬ・ね・の、や・ゆ・よのみを使用し、９０cc超のものについては、さ・す・せ・そのみを使用する。）及び５桁の数字を表示する。ただし、上位の桁の数字が有効数字でない場合は、直径１０ミリメートルの点で表示する。

２　数字は、アラビア数字とする。

３　標識はメタル製又はこれに代わるものとし、文字及び数字は浮出しとする。

４　標識の地の塗色は、５０cc以下のものについては白色、５０cc超９０cc以下のものについては薄黄色、９０cc超のものについては薄桃色とする。

５　標識の文字、点及び数字の塗色は、濃紺色とする。

６　寸法の単位は、ミリメートルとする。

様式第６４号の２

小型特殊自動車の　課税標識／課税外標識　のひな型

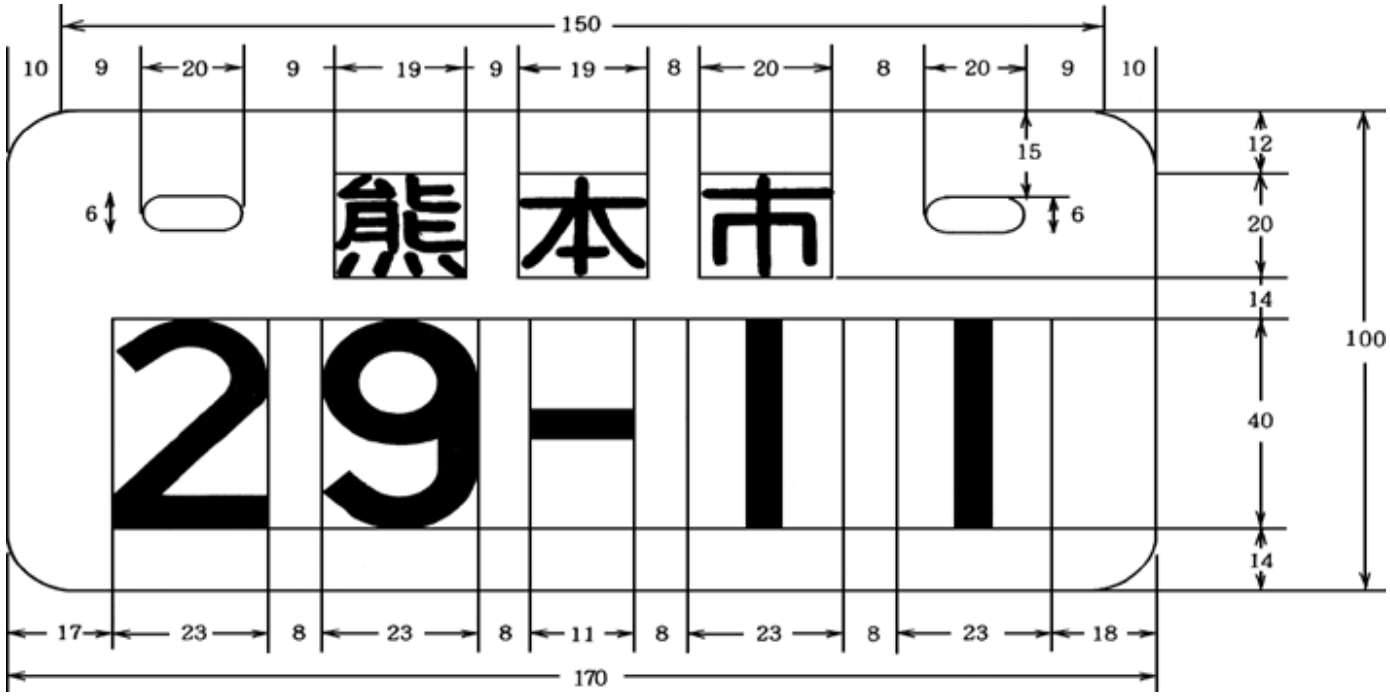

〔備考〕　１　標識は、図示の例により、上段に「熊本市」を、下段に４桁の数字を表示する。ただし、上位の桁の数字が有効数字でない場合は、直径１０ミリメートルの点で表示する。

２　数字は、アラビア数字とする。

３　標識はメタル製又はこれに代わるものとし、文字及び数字は浮出しとする。

４　標識の地の塗色は緑色とし、標識の文字、点及び数字の塗色は濃紺色とする。

５　寸法の単位は、ミリメートルとする。

様式第６４号の３

原動機付自転車（三輪以上）の　課税標識 / 課税外標識　のひな型

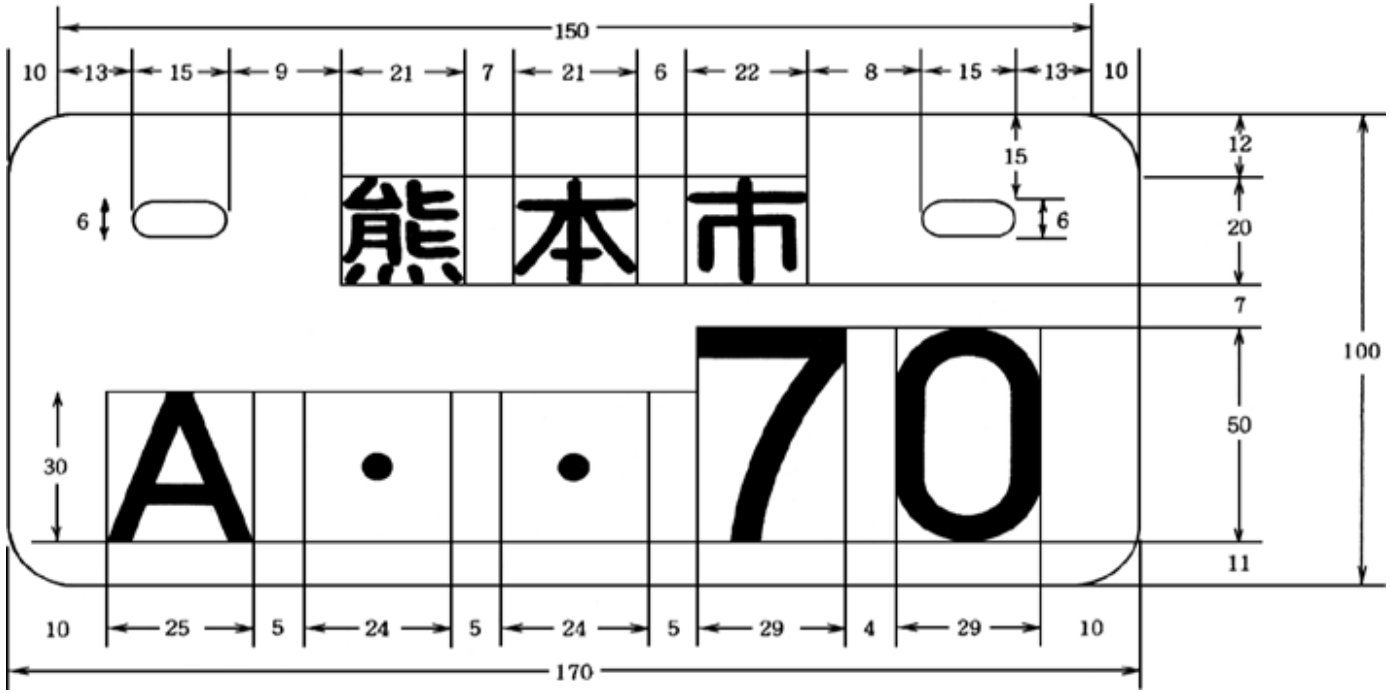

〔備考〕　１　標識は、図示の例により、上段に「熊本市」を、下段に英文字及び４桁の数字を表示する。ただし、上位の桁の数字が有効数字でない場合は、直径１０ミリメートルの点で表示する。

２　数字は、アラビア数字とする。

３　標識はメタル製又はこれに代わるものとし、文字及び数字は浮出しとする。

４　標識の地の塗色は薄青色とし、標識の文字、点及び数字の塗色は濃紺色とする。

５　寸法の単位は、ミリメートルとする。

様式第６５号

原動機付自転車
小型特殊自動車　の試乗標識のひな型

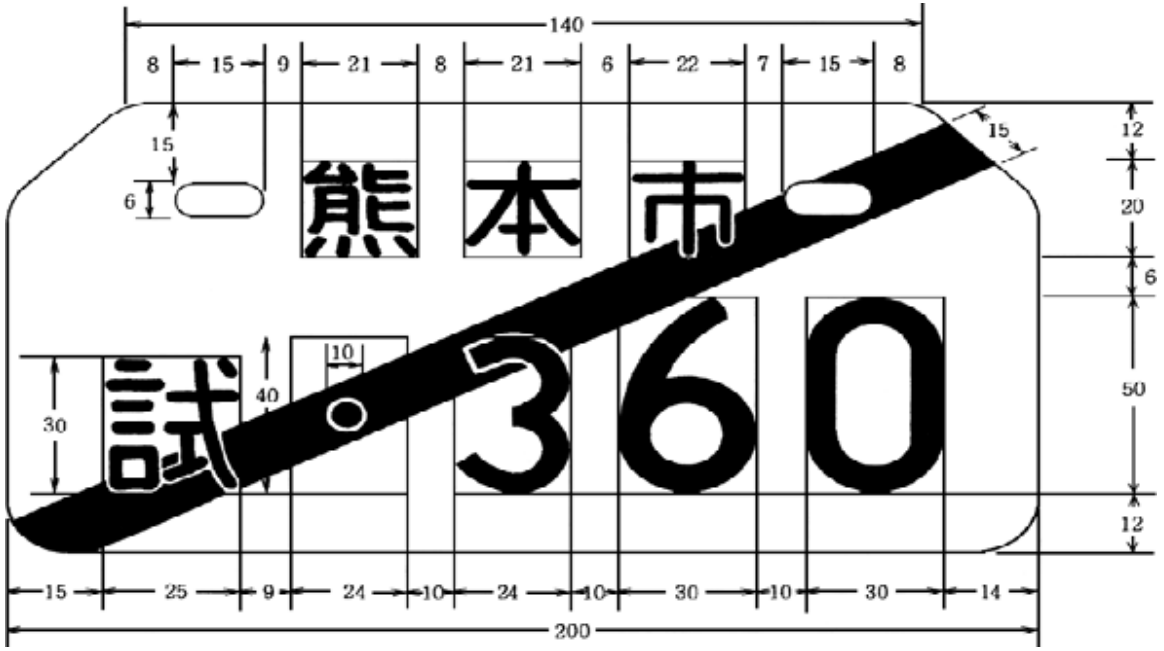

〔備考〕　１　標識は、図示の例により、上段に「熊本市」を、下段に「試」及び４桁の数字を表示する。ただし、上位の桁の数字が有効数字でない場合は、直径１０ミリメートルの点で表示する。

２　数字は、アラビア数字とする。

３　標識はメタル製又はこれに代わるものとし、文字及び数字は浮出しとする。

４　標識の地の塗色は白色とし、標識の文字、点及び数字の塗色は濃紺色とする。

５　斜線の塗色は、赤色とする。

６　寸法の単位は、ミリメートルとする。

様式第６６号中「印」を削る。

様式第６８号中「㊞」を削り、「第６０３条の２第６項」を「第６０３条の２第５項」に改める。

様式第７２号中「通り」を「とおり」に、「第６０３条の２第６項」を「第６０３条の２第５項」に改める。

様式第７３号中「㊞」を削り、

「

(　局　番)

」

を

「

(TEL　)

」

に、「法第６０５条の２減免を受けたいので」を「地方税法第６０５条の２に規定する減免を受けたいので、」に改める。

様式第７４号中「㊞」を削り、

「

(　)局 TEL(　)　番

」

を

「

TEL(　)

」

に改める。

様式第７４号の２中「附則第８条の４第１項」を「附則第８条の５第１項」に改める。

様式第７６号中「㊞」、「人」及び「円」を削り、「）を記入して下さい。ただし」を「。）を記入してください。ただし、」に、「として記入して下さい」を「として記入してください」に改める。

様式第７７号中「下さい」を「ください」に、「切り捨て」を「切捨て」に改める。

様式第８０号中

「　「

資本金の金額 又は出資金額

を

資本金の額 又は出資金額

」　」

に改め、「印」及び「(　)」を削り、

「

」

を

「

」

に改める。

様式第８１号中

「　　「

受付印　を　受付印　に改め、「㊞」を削り、

」　　」

「

資本の金額又は出資金額		円
この申告書に応答する者等	係名	(　局　番)
	氏名	

」

を

「

資本金の額又は出資金額		円
この申告書に応答する者	係名	
	電話	
	氏名	

」

に、

「　　「

貸付・変更・解約	を	貸付け・変更・解約

に、

」　　」

「

備　考

」

を

「

備　考

」

に改める。

様式第８２号中

「

印

」

を

「

」

に改める。

様式第８３号中

「

印

」

を

「

」

に、

「

この請求により還付を受けようとする税額⑯－⑰

」

を

「

増減差額⑯－⑰　　⑱

」

に、「別表一から四」を「別表１から別表４」に改める。

様式第９０号中「支払い給与等」を「支払給与等」に改め、「M」、「T」及び「S」を削り、

「

①、②　合　計

」

を

「

①　、②　合　計

」

に改める。

様式第９２号中「手書」を「手書き」に改める。

様式第９３号中

「　　「

給与所得	を	給与所得調整控除後

」　　」

に、「寡婦（寡夫）」を「寡婦・ひとり親」に、「手書」を「手書き」に改める。

様式第９６号及び様式第９７号中「備え付け」を「備付け」に、「手書」を「手書き」に改める。

様式第９８号中「かかる」を「係る」に、「備え付け」を「備付け」に、「手書」を「手書き」に改める。

様式第１００号を次のように改める。

様式第１００号　削除

様式第１０１号中「備え付け」を「備付け」に、「手書」を「手書き」に改める。

様式第１０２号中

「

年度（事業年度）	税目	納付すべき税額 円	納付済額 円	納期限未到来税額 円	未納額 円

備考

」

を

「

年度（事業年度）	税目	納付すべき税額 円	納付済額 円	納期限未到来税額 円	未納額 円	備考

」

に、「手書」を「手書き」に改める。

様式第１０３号から様式第１０３号の４までの規定中「手書」を「手書き」に改める。

様式第１０４号中「指定番号」を「宛名番号」に改め、「印」を削る。

様式第１０５号中「手書」を「手書き」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の様式第３３号及び様式第９３号は、令和３年度以後の年度分の個人の県民税及び市民税について用い、令和２年度分までの個人の県民税及び市民税については、なお従前の例による。

３　この規則の施行の日前において、この規則による改正前の市税に関する文書の様式を定める規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

規　則　第　２６　号
令和　３　年　３　月２９日

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第１９条の規定に基づく市長が給与を定める職員等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第１９条の規定に基づく市長が給与を定める職員等に関する規則の一部を改正する規則

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第１９条の規定に基づく市長が給与を定める職員等に関する規則（令和２年規則第２８号）の一部を次のように改正する。

附則中「この条例」を「この規則」に改める。

別表第１中「消費生活相談員」を「消費生活相談会計年度任用職員」に改め、同表措置通報対応職員の項を削り、同表中「犬の評価人」を「動物愛護センター犬の評価業務会計年度任用職員」に、

「

競輪事務所警備本部長
競輪事務所場内取締委員（隊長）
競輪事務所場内取締委員（副隊長）
競輪事務所場内取締委員（警備班長）
競輪事務所場内取締委員（指揮長）
競輪事務所場内取締委員（隊員）

」

を

「

熊本競輪場場内取締会計年度任用職員（本部長）
熊本競輪場場内取締会計年度任用職員（指揮長）
熊本競輪場場内取締会計年度任用職員（隊長）
熊本競輪場場内取締会計年度任用職員（副隊長）
熊本競輪場場内取締会計年度任用職員（班長）
熊本競輪場場内取締会計年度任用職員（委員）

」

に、「都市政策研究所非常勤研究員」を「都市政策研究所研究員会計年度任用職員」に改める。

別表第２国際交流専門員の項の次に次のように加える。

国際交流員

別表第２中「オンブズマン専門調査員」を「専門調査員」に改める。

附　則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

規　則　第　２７　号
令和　３　年　３　月３０日

熊本市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市会計規則の一部を改正する規則

熊本市会計規則（昭和３９年規則第２９号）の一部を次のように改正する。

第２０条第２項中「公衆電話」の次に「、コインロッカー」を加える。

別表第１(1)市長事務部局（消防局を除く。）の表危機管理防災総室の項の前に次のように加える。

広報課	課長

別表第１(1)市長事務部局（消防局を除く。）の表財政課の項及び農業支援課の項を削り、同表各農業振興室の項の次に次のように加える。

自転車利用推進室	室長

別表第１(1)市長事務部局（消防局を除く。）の表中「土木管理課」を「土木総務課」に改め、同表自転車対策室の項から中央・西区土木センター河内分室の項までを削り、同表各交流室の項の次に次のように加える。

各区土木センター	所長
西区土木センター河内分室	室長

附　則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

規　則　第　２８　号
令和　３　年　３　月３１日

熊本市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市事務分掌規則の一部を改正する規則

熊本市事務分掌規則（平成８年規則第３８号）の一部を次のように改正する。

第３条第７項を削り、同条中第６項を第７項とし、第５項を第６項とし、同条第４項中「復興総室及び」を削り、同項を同条第５項とし、同条第３項中「、」を「及び」に改め、「及び熊本駅周辺整備事務所」を削り、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３　政策局に危機管理監を置く。

第３条第１６項中「企業立地推進室」の次に「、起業・新産業支援室」を加え、「都市デザイン室」を「自転車利用推進室」に、「自転車対策室、」を「用地調整室及び」に改め、「、河内分室、城南地域整備室及び植木地域整備室」を削る。

本則に次の１条を加える。

（職務の代行）

第４条　危機管理監に事故があるとき、又は危機管理監が欠けたときは、次に掲げる職にある職員がその順序に従い危機管理監の職務を行う。

⑴　政策局長

⑵　政策局総括審議員（総括審議員を置かない場合にあっては、総合政策部長）

別表⑴政策局の表総合政策部の部政策企画課の項事務分掌の欄中第１７号を削り、第１６号を第１７号とし、第１５号を第１６号とし、第１４号を第１５号とし、第　１３号の次に次の１号を加える。

⑭　平成２８年熊本地震に関する災害復興事業に係る総合的調整に関すること。

別表⑴政策局の表総合政策部の部政策企画課の項事務分掌の欄に次の１号を加える。

⑱　本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議に関すること。

別表⑴政策局の表復興総室の部を削り、同表危機管理防災総室の部事務分掌の欄中第１４号を第１６号とし、同号の前に次の１号を加える。

⑮　水前寺・立田山断層調査検討委員会に関すること。

別表⑴政策局の表危機管理防災総室の部事務分掌の欄中第１３号を第１４号とし、第１２号を第１３号とし、第１１号の次に次の１号を加える。

⑿　国土強靭化地域計画に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

別表⑵総務局の表行政管理部の部総務課の項事務分掌の欄中第２２号を第２３号とし、同欄第２１号中「公文書の管理に関する検討委員会」を「公文書等管理委員会」に改め、同号を同欄第２２号とし、同欄中第２０号を第２１号とし、第１９号を第　２０号とし、第１８号の次に次の１号を加える。

⑲　熊本市公文書管理条例（令和２年条例第６０号）に基づく利用請求の受付等並びに同条例の運用及び同条例に基づく審査請求の総括に関すること。

別表⑵総務局の表行政管理部の部改革プロジェクト推進課の項事務分掌の欄第６号を削り、同欄第７号中「熊本市市役所改革推進委員会」を「市役所改革推進委員会」に改め、同号を同欄第６号とする。

別表(3)財政局の表財務部の部財政課の項事務分掌の欄に次の１号を加える。

(10)　平成２８年熊本地震復興基金に関すること。

別表(3)財政局の表税務部の部市民税課の項事務分掌の欄中第６号を削り、第５号を第６号とし、第１号から第４号までを１号ずつ繰り下げ、同欄に第１号として次の１号を加える。

(1)　個人の市民税の賦課等に関すること。

別表(3)財政局の表税務部の部市民税課の項事務分掌の欄中第９号を削り、第８号を第９号とし、第７号の次に次の１号を加える。

(8)　市税に関する証明に関すること。

別表(3)財政局の表税務部の部東税務室、西税務室、南税務室、北税務室（室）の項事務分掌の欄中第５号を削り、第４号を第５号とし、第３号の次に次の１号を加える。

(4)　市税に関する証明に関すること。

別表(3)財政局の表税務部の部固定資産税課の項事務分掌の欄中第３号から第６号までを削り、第２号を第６号とし、第１号を第５号とし、同号の前に次の４号を加える。

(1)　固定資産税の賦課等に関すること。

(2)　都市計画税の賦課等に関すること。

(3)　土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧に関すること。

(4)　固定資産課税台帳並びに土地名寄帳及び家屋名寄帳の閲覧に関すること。

別表(4)文化市民局の表市民生活部の部地域政策課の項事務分掌の欄第１５号を削り、同欄第１６号中「熊本市行政区画等審議会」を「行政区画等審議会」に改め、同号を同欄第１５号とし、同欄中第１７号から第１９号までを１号ずつ繰り上げ、同部生涯学習課の項事務分掌の欄中第２号を第３号とし、第１号を第２号とし、同欄に第１号として次の１号を加える。

(1)　青少年の健全育成に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

別表(4)文化市民局の表文化創造部の部文化財課の項事務分掌の欄第５号中「熊本市文化財保存修復基金運営協議会」を「文化財保存修復基金運営協議会」に改める。

別表(5)健康福祉局の表福祉部の部健康福祉政策課の項事務分掌の欄中第２６号を第２９号とし、同号の前に次の２号を加える。

(27)　災害義援金配分委員会に関すること。

(28)　災害弔慰金等支給審査委員会に関すること。

別表(5)健康福祉局の表福祉部の部健康福祉政策課の項事務分掌の欄中第２５号を第２６号とし、第１６号から第２４号までを１号ずつ繰り下げ、第１５号の次に次の１号を加える。

(16)　平成２８年熊本地震の被災者の生活再建支援に係る総合的調整に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

別表(5)健康福祉局の表福祉部の部保護管理援護課の項事務分掌の欄第１７号中「熊本市生活困窮者自立支援関連事業受託事業者選考委員会」を「生活困窮者自立支援関連事業受託事業者選考委員会」に改め、同部高齢福祉課の項事務分掌の欄中第２４号を第２５号とし、第３号から第２３号までを１号ずつ繰り下げ、第２号の次に次の１号を加える。

(3)　老人福祉施設の設置認可、指導監督等に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

別表(5)健康福祉局の表福祉部の部介護事業指導室（室）の項事務分掌の欄第２号中「こと」の次に「（他課の所管に属するものを除く。）」を加え、同表子ども未来部の部子ども政策課の項事務分掌の欄中第２１号を第２２号とし、第２０号の次に次の１号を加える。

(21)　子どもの死亡事案に関する詳細調査委員会に関すること。

別表(5)健康福祉局の表子ども未来部の部児童相談所の項事務分掌の欄中第９号を第１０号とし、第８号を第９号とし、第７号の次に次の１号を加える。

(8)　施設退所児童等の支援に関すること。

別表(6)環境局の表環境推進部の部環境政策課の項事務分掌の欄中第１５号を削り、第１６号を第１５号とし、同部温暖化・エネルギー対策室（室）の項事務分掌の欄中第３号を削り、

第４号を第３号とし、同欄第５号中「再生可能エネルギー等導入推進基金及び」を削り、同号を同欄第４号とし、同部環境共生課の項事務分掌の欄中第８号を削り、第９号を第８号とし、第１０号を第９号とし、同表資源循環部の部廃棄物計画課の項事務分掌の欄第１０号中「熊本市一般廃棄物処理基本計画策定委員会」を「一般廃棄物処理基本計画策定委員会」に改める。

別表(7)経済観光局の表産業部の部経済政策課の項事務分掌の欄第３号中「総合的企画」の次に「、調査、分析」を加え、同部商業金融課の項事務分掌の欄中第９号を削り、第１０号を第９号とし、第１１号を第１０号とし、第１２号を第１１号とし、第１３号の前に次の１号を加える。

(12)　サービス業の振興に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

別表(7)経済観光局の表産業部の部商業金融課の項事務分掌の欄中第１５号を削り、第１６号を第１５号とし、同欄に次の１号を加える。

(16)　新型コロナウイルス感染症金融対策基金に関すること。

別表(7)経済観光局の表産業部の部産業振興課の項事務分掌の欄中第４号を削り、第５号を第４号とし、第６号を第５号とし、第７号を第６号とし、第８号の前に次の１号を加える。

(7)　起業・新産業支援室（室）に関すること。

別表(7)経済観光局の表産業部の部産業振興課の項第９号を削り、同部企業立地推進室(室)の項事務分掌の欄に次の１号を加える。

(5)　産業用地整備検討審査会に関すること。

別表(7)経済観光局の表産業部の部企業立地推進室（室）の項の次に次のように加える。

起業・新産業支援室(室)	(1)　起業に関すること。 (2)　新産業の振興に関すること。 (3)　中小企業の経営及び人材育成に関すること。 (4)　くまもと森都心プラザに関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (5)　新製品・新技術研究開発助成事業審査会に関すること。

別表(7)経済観光局の表観光交流部の部観光政策課の項事務分掌の欄第１０号中「熊本市観光振興推進協議会」を「観光振興推進協議会」に改め、同部動植物園の項事務分掌の欄に次の１号を加える。

(8)　動植物園マスタープラン推進会議に関すること。

別表(7)経済観光局の表スポーツ・イベント部の部スポーツ振興課の項事務分掌の欄第９号中「及び」を「、」に改め、「植木中央公園運動施設」の次に「及び熊本市城南Ｂ＆Ｇ海洋センター」を加える。

別表(8)農水局の表農政部の部森づくり推進室（室）の項事務分掌の欄第７号中「熊本市健全な森づくり推進計画（仮称）策定委員会」を「健全な森づくり推進計画（仮称）策定委員会」に改め、同欄に次の１号を加える。

(8)　森づくり基金に関すること。

別表(9)都市建設局の表都市政策部の部交通政策課の項事務分掌の欄中第３号を削り、第４号を第３号とし、第５号から第７号までを１号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

自転車利用推進室（室）	(1)　自転車の利用に係る総合的企画及び調整に関すること。 (2)　自転車の放置防止に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (3)　自転車走行空間の計画及び調整に関すること。 (4)　自転車駐車場に関すること。 (5)　自転車駐車対策等協議会に関すること。

別表(9)都市建設局の表都市政策部の部都市整備景観課の項及び都市デザイン室（室）の項を次のように改める。

市街地整備課	(1)　中心市街地の活性化に係る総合的企画及び調整に関すること。 (2)　市街地再開発事業等に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (3)　中心市街地の活性化に関する法律（平成１０年法律第　９２号）に関すること（他課の所管に属するものを除く。） (4)　地域拠点における都市機能の維持及び確保に関すること。 (5)　土地区画整理事業に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (6)　土地区画整理事業の総合的調整に関すること。 (7)　熊本駅周辺地域の整備及び管理に関すること。 (8)　道路に係る占用、同意及び施工承認に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (9)　ＪＲ鹿児島本線等の連続立体交差事業に関連する用地交換及び調整に関すること。 (10)　駐車場法（昭和３２年法律第１０６号）に基づく路外駐車場の設置及び管理に係る届出等に関すること。 (11)　桜町・花畑周辺地区まちづくりマネジメント検討委員会に関すること。 (12)　駐車場適正配置検討委員会に関すること。
都市デザイン課	(1)　景観整備に係る総合的企画及び調整に関すること。 (2)　景観法（平成１６年法律第１１０号）及び熊本市景観条例（平成２１年条例第４２号）に関すること。 (3)　屋外広告物法（昭和２４年法律第１８９号）及び熊本市屋外広告物条例（平成７年条例第７３号）に関すること。 (4)　景観審議会に関すること。 (5)　歴史まちづくり協議会に関すること。 (6)　保存建築物選定委員会に関すること。

別表(9)都市建設局の表都市政策部の部建築指導課の項事務分掌の欄中第３号を削り、第４号を第３号とし、第５号から第９号までを１号ずつ繰り上げ、同表熊本駅周辺整備事務所の部を削り、同表住宅部の部住宅政策課の項事務分掌の欄中第６号を第１１号とし、第５号を第１０号とし、第４号の次に次の５号を加える。

(5)　市営住宅等の計画策定に関すること。

(6)　平成２８年熊本地震により被災した住宅の支援に係る総合的調整に関すること(他課の所管に属するものを除く。）。

(7)　応急仮設住宅の入居及び退去に関すること。

(8)　マンションの適正な管理及び運営の促進に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

(9)　平成２８年熊本地震により被災したマンションの建替え及び解体支援に関すること。

別表(9)都市建設局の表住宅部の部市営住宅課の項事務分掌の欄中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号から第５号までを１号ずつ繰り上げ、同部震災住宅支援課の項を削り、同表土木部の部土木総務課の項事務分掌の欄第５号中「課内」の次に「、道路計画課」を加え、「土木管理課、用地調整課」を「道路保全課」に、「及び」を「、」に改め、「公園課」の次に「及び用地課」を加え、同号を同欄第１５号とし、同欄第４号の次に次の１０号を加える。

(5)　道路、河川及び熊本市法定外公共物管理条例（平成１６年条例第６０号）に規定する法定外公共物（以下「法定外公共物」という。）（農道を除く。）に係る財産管理の総括に関すること。

(6)　道路に係る認定、廃止、変更等の総括に関すること。
(7)　道路に係る占用、同意及び施工承認の総括に関すること。
(8)　河川に係る占用、使用、同意及び施工承認の総括に関すること。
(9)　道路及び河川の占用許可の更新（２以上の土木センターの各所管区域において複数の許可を受けている者に係るものに限る。）に関すること。
(10)　法定外公共物（農道を除く。）に係る使用、同意及び施工承認の総括に関すること。
(11)　車両通行制限に関すること。
(12)　軌道法（大正１０年法律第７６号）に基づく認可等に関すること。
(13)　地籍調査に関すること。
(14)　用地調整室（室）に関すること。

別表(9)都市建設局の表土木部の部土木総務課の項の次に次のように加える。

用地調整室（室）	(1)　用地補償の指導、審査及び総合的調整に関すること。 (2)　損失補償基準に関すること。 (3)　財産の取得及び処分等に係る不動産等価格の審査等に関すること。 (4)　公有地の拡大の推進に関する法律（昭和４７年法律第　６６号）に関すること。 (5)　地価公示に関すること。 (6)　土地収用法（昭和２６年法律第２１９号）に関すること。 (7)　用地取得に係る行政代執行法（昭和２３年法律第４３号）に基づく代執行に関すること。
道路計画課	(1)　道路、都市計画道路及び橋りょうの整備計画に関すること。 (2)　道路及び橋りょうに係る建設及び改良工事の総括に関すること。 (3)　都市計画道路に係る建設の総括に関すること。 (4)　広域道路ネットワークに関すること。

別表(9)都市建設局の表土木部の部道路整備課の項事務分掌の欄第１号から第３号までを次のように改める。

(1)　都市計画道路に係る建設に関すること。
(2)　地域高規格道路等の建設に関すること。
(3)　道路及び橋りょうに係る建設及び改良工事に関すること。

別表(9)都市建設局の表土木部の部道路整備課の項事務分掌の欄第４号から第６号までを削り、同部土木管理課の項を次のように改める。

道路保全課	(1)　道路及び橋りょうに係る保全事業の総括に関すること。 (2)　法定外公共物である道路（農道を除く。）に係る改良工事及び維持管理の総括に関すること。 (3)　道路及び橋りょうに係る長寿命化及び耐震化に関すること。 (4)　道路に係る環境整備に関すること。 (5)　自転車走行空間の整備に関すること。 (6)　道路の附属物の機能保全に関すること。 (7)　河川管理施設に係る設備の新設及び改良工事並びに維持管理に関すること。 (8)　公共下水道の雨水事業に係る設備の維持管理に関すること。 (9)　街路樹再生計画策定委員会に関すること。

別表(9)都市建設局の表土木部の部自転車対策室（室）の項及び用地調整課の項を削り、同

部河川課の項事務分掌の欄第２号中「の総括」を削り、同欄第３号中「及び維持管理の総括」を削り、同欄中第９号を第１１号とし、第８号を第１０号とし、第７号を第９号とし、同号の前に次の１号を加える。

⑻　河川管理施設に係る改良工事及び維持管理の総括に関すること。

別表⑼都市建設局の表土木部の部河川課の項事務分掌の欄第６号中「及び維持管理の総括」を削り、同号を同欄第７号とし、同欄中第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、同号の前に次の１号を加える。

⑷　河川に係る改良工事及び維持管理の総括に関すること。

別表⑼都市建設局の表土木部の部河川課の項事務分掌の欄に次の１号を加える。

⑿　河川整備計画策定委員会に関すること。

別表⑼都市建設局の表土木部の部公園課の項事務分掌の欄第１号中「及び公園施設」を削り、同欄第２号中「及び公園施設」を削り、「建設」の次に「、改良工事及び維持管理」を加え、同欄第３号中「及び公園施設」を削り、「維持管理」を「利活用」に改め、同部全国都市緑化フェア推進室（室）の項事務分掌の欄中第３号を削り、第４号を第３号とし、同項の次に次のように加える。

用地課	(1)　公共事業の施行に係る用地等の取得及びこれに伴う損失の補償に関すること。

別表⑼都市建設局の表土木部の部東区土木センター、中央・西区土木センター、南区土木センター及び北区土木センターの項から植木地域整備室（北区土木センター室）の項までを削る。

附　則

１　この規則は、令和３年４月１日から施行する。

（熊本市予算決算規則の一部改正）

２　熊本市予算決算規則（昭和３９年規則第２８号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「議会事務局長」を「議会局長」に改め、同条第２号中「都市整備景観課」を「市街地整備課、都市デザイン課」に改め、「、震災住宅支援課」、「、復興総室副室長」及び「、熊本駅周辺整備事務所副所長」を削り、「議会事務局総務課長」を「議会局総務課長」に改める。

（熊本市物品会計規則の一部改正）

３　熊本市物品会計規則（昭和４０年規則第２４号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「、復興総室」を削り、「、熊本城総合事務所及び熊本駅周辺整備事務所」を「及び熊本城総合事務所」に、「熊本市議会事務局設置条例」を「熊本市議会局設置条例」に改める。

別表環境局の部資源循環部の款廃棄物計画課の項の次に次のように加える。

環境施設課	扇田環境センター

別表経済観光局の部中

「

企業立地推進室

」

を

「

企業立地推進室
起業・新産業支援室

」

に改め、同表都市建設局の部都市政策部の款都市整備景観課の項を次のように改める。

交通政策課	自転車利用推進室

別表都市建設局の部土木部の款土木総務課の項課Ｂの欄を次のように改める。

用地調整室
道路整備課
道路保全課
河川課
公園課
全国都市緑化フェア推進室
用地課

別表都市建設局の部土木部の款東区土木センター総務課の項から北区土木センター総務課の項までを削り、同表中央区役所の部中

「

保健福祉部	保護第一課	保護第二課

」

を

「

区民部	中央区土木センター総務課	中央区土木センター維持課
保健福祉部	保護第一課	保護第二課

」

に改め、同表東区役所の部区民部の款託麻まちづくりセンターの項の次に次のように加える。

東区土木センター総務課	東区土木センター維持課

別表西区役所の部区民部の款河内まちづくりセンターの項の次に次のように加える。

西区土木センター総務課	西区土木センター維持課

別表南区役所の部区民部の款城南まちづくりセンターの項の次に次のように加える。

南区土木センター総務課	南区土木センター維持課

別表北区役所の部区民部の款龍田まちづくりセンターの項の次に次のように加える。

北区土木センター総務課	北区土木センター維持課

別表議会事務局の部を次のように改める。

議会局	総務課	議事課
		政策調査課

（熊本市職員安全衛生規則の一部改正）

４　熊本市職員安全衛生規則（昭和４９年規則第２６号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項第１１号及び第１２号を次のように改める。

(11)　中央区土木センター　中央区役所区民部中央区土木センター所長

(12)　東区土木センター　東区役所区民部東区土木センター所長

第５条第２項中第２５号を第２６号とし、第１４号から第２４号までを１号ずつ繰り下げ、同項第１３号中「都市建設局土木部北区土木センター所長」を「北区役所区民部北区土木センター所長」に改め、同号を同項第１４号とし、同号の前に次の１号を加える。

(13)　西区土木センター　西区役所区民部西区土木センター所長

(熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例施行規則の一部改正)

５　熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例施行規則(昭和６１年規則第７号)の一部を次のように改正する。

第７条中「都市建設局土木管理課自転車対策室」を「交通政策課自転車利用推進室」に改める。

(熊本市屋外広告物条例施行規則の一部改正)

６　熊本市屋外広告物条例施行規則（平成８年規則第１２号）の一部を次のように改正する。

第２１条及び第３６条第１項中「都市整備景観課」を「都市デザイン課」に改める。

(熊本市景観審議会条例施行規則の一部改正)

７　熊本市景観審議会条例施行規則（平成１５年規則第３８号）の一部を次のように改正する。

第４条中「都市整備景観課」を「都市デザイン課」に改める。

(熊本市河川管理規則の一部改正)

８　熊本市河川管理規則（平成２４年規則第７５号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「都市建設局の各土木センター」を「各区土木センター」に改める。

規　則　第　２９　号
令和　３　年　３　月３１日

熊本市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則

熊本市区役所等事務分掌規則（平成２４年規則第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「及びまちづくりセンター」を「、まちづくりセンター及び土木センター」に改め、同条中第６項を第７項とし、第５項を第６項とし、第４項の次に次の１項を加える。

５　次の各号に掲げる土木センターの区分に応じ当該各号に定める課及び室は、それぞれ当該土木センターの室とする。

(1)　中央区土木センター　総務課及び維持課

(2)　東区土木センター　総務課及び維持課

(3)　西区土木センター　総務課、維持課及び河内分室

(4)　南区土木センター　総務課、維持課及び城南地域整備室

(5)　北区土木センター　総務課、維持課及び植木地域整備室

第３条第４項中「いう。）」の次に「並びに中央区土木センター、東区土木センター、西区土木センター、南区土木センター及び北区土木センター（以下「各区土木センター」という。）」を加える。

第３条第６項に次の１号を加える。

(3)　河内分室、城南地域整備室及び植木地域整備室

別表区民部の部総務企画課の項事務分掌の欄第７０号及び第７１号を削り、同欄中第７２号を第７０号とし、第７３号から第７７号までを２号ずつ繰り上げ、第７８号を第７７号とし、同号の前に次の１号を加える。

(76)　旧植木温泉福祉交流館利活用候補者選定委員会に関すること（北区役所に限る。）。

別表区民部の部中各交流室（室）の項の次に次のように加える。

各区土木センター	
総務課（各区土木センター室）	次の事務で他課の所管に属するものを除く。 (1)　土木センターの庶務に関すること。 (2)　土木センターの予算の総括に関すること。 (3)　道路、河川及び熊本市法定外公共物管理条例（平成１６年条例第６０号）に規定する法定外公共物（以下「法定外公共物」という。）（農道を除く。）に係る財産管理に関すること。 (4)　道路に係る認定、廃止、変更等に関すること。 (5)　道路に係る占用及び同意に関すること。 (6)　地籍調査の成果の写しの閲覧及び交付に関すること。 (7)　河川に係る占用、使用及び同意に関すること。 (8)　法定外公共物（農道を除く。）に係る使用及び同意に関すること。

	(9)　道路、河川及び法定外公共物（農道を除く。）に係る施工承認に関すること。 (10)　私道整備補助事業に関すること。 (11)　港湾施設、港湾区域、海岸保全区域及び一般公共海岸区域に係る占用及び使用に関すること（西区土木センターに限る。）。 (12)　土木センターの相談業務の総括に関すること。
維持課（各区土木センター室）	次の事務で他課の所管に属するものを除く。 (1)　道路及び橋りょうに係る改良工事及び維持管理に関すること。 (2)　法定外公共物である道路（農道を除く。）に係る改良工事及び維持管理に関すること。 (3)　道路及び法定外公共物（農道を除く。）に係る施工承認に関すること。 (4)　浸水解消対策に関すること。 (5)　河川及び河川管理施設に係る改良工事及び維持管理に関すること。 (6)　法定外公共物である河川等に係る新設及び改良工事並びに維持管理に関すること。 (7)　公共下水道の雨水事業に係る施設の維持管理に関すること。 (8)　公有水面に関すること。 (9)　河川に係る施工承認に関すること。 (10)　県との協定に基づき実施する県が管理する河川の清掃に関すること。 (11)　公園に係る建設、改良工事、維持管理及び利活用に関すること。 (12)　公園に係る財産管理に関すること。 (13)　公園に係る占用、使用及び同意に関すること。 (14)　公園愛護会に関すること。 (15)　水前寺江津湖公園に関すること（東区土木センターに限る。）。 (16)　大規模盛土造成地滑動崩落防止事業その他平成２８年熊本地震により被災した宅地に係る公共事業施行後の維持管理に関すること。
河内分室（西区土木センター室）	次の事務で他課の所管に属するものを除く。 (1)　市道及び橋りょう（市道に関するものに限る。）に係る改良工事及び維持管理に関すること。 (2)　法定外公共物である道路（農道を除く。）に係る改良工事及び維持管理に関すること。 (3)　市道及び法定外公共物（農道及び河川等を除く。）に係る施工承認に関すること。
城南地域整備室（南区土木センター室）	次の事務で旧下益城郡城南町の区域におけるものに限る。 (1)　市道及び橋りょう（市道に関するものに限る。）に係る維持管理に関すること。 (2)　法定外公共物である道路（農道を除く。）に係る維持管理に関すること。 (3)　法定外公共物である河川等に係る新設、改良工事及び維持管理

	(4)　市道及び法定外公共物（農道を除く。）に係る施工承認に関すること。 (5)　公園に係る維持管理に関すること。
植木地域整備室（北区土木センター室）	次の事務で旧鹿本郡植木町の区域におけるものに限る。 (1)　市道及び橋りょう（市道に関するものに限る。）に係る維持管理に関すること。 (2)　法定外公共物である道路（農道を除く。）に係る維持管理に関すること。 (3)　法定外公共物である河川等に係る新設、改良工事及び維持管理に関すること。 (4)　市道及び法定外公共物（農道を除く。）に係る施工承認に関すること。 (5)　公園に係る維持管理に関すること。

附　則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

規　則　第　３０　号
令和　３　年　３　月３１日

熊本市道路標識の寸法を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市道路標識の寸法を定める規則の一部を改正する規則

熊本市道路標識の寸法を定める規則（平成２５年規則第５３号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第５０条」を「第４条」に改める。
第４条中「第５０条後段」を「第４条後段」に改める。

附　則
この規則は、公布の日から施行する。

規　則　第　３１　号
令和　３　年　３　月３１日

熊本市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

熊本市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成１７年規則第３号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則

第１条第１項中「熊本市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「熊本市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に、「情報通信技術利用条例」を「情報通信技術活用推進条例」に、「第６条」を「第７条」に、「情報通信の技術を」を「情報通信技術を」に、「他の規則に特別の」を「別に」に改め、同条第２項中「情報通信の技術を」を「情報通信技術を」に、「熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「熊本県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」に、「情報通信技術利用条例」を「情報通信技術活用推進条例」に改める。

第２条中「情報通信技術利用条例」を「情報通信技術活用推進条例」に改める。

第３条から第７条までを次のように改める。

（申請等に係る電子情報処理組織）

第３条　情報通信技術活用推進条例第３条第１項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを市長が別に定めるところによる電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による申請等）

第４条　情報通信技術活用推進条例第３条第１項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、市長が別に定めるところにより、市長等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、前条の申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

２　前項の規定により申請等を行う者は、当該申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（市長等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。次項及び第６項において同じ。）であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、市長が別に定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

⑴　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）第３条第１項に規定する署名用電子証明書

⑵　電子署名及び認証業務に関する法律第８条に規定する認定認証事業者が作成したもの（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成１３年総務省、法務省、経済産業省令第２号）第４条第１号に規定する電子証明書をいう。）

⑶　商業登記法（昭和３８年法律第１２５号）第１２条の２第１項及び第３項の規定に基づ

き登記官が作成したもの

(4)　前３号に掲げるもののほか、市長が別に定めるもの

３　情報通信技術活用推進条例第３条第４項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって前項各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信する措置又は申請等を行った者を確認するための措置（市長が別に定める方法による措置に限る。）とする。

４　同一の内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せて必要とするものを含む。）について、第１項の規定により申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

５　第１項の規定により申請等を行う者は、市長が別に定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等若しくは電磁的記録（以下これらを「添付書面等」という。）に記載され若しくは記録されている事項若しくは記載すべき若しくは記録すべき事項を同項に規定する申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、同項の市長等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録し又は当該添付書面等を提出しなければならない。

６　前項の規定にかかわらず、市長等は、第１項の規定により申請等を行う者が当該申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって第２項各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信する措置を講じるときは、添付書面等のうち市長が別に定めるものの提出を省略させることができる。

（情報通信技術による手数料の納付）

第５条　情報通信技術活用推進条例第３条第５項に規定する規則で定めるものは、前条第１項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行わせることが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第６条　情報通信技術活用推進条例第３条第６項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1)　申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると市長等が認める場合

(2)　申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると市長等が認める場合

(3)　その他市長等が必要があると認める場合

（処分通知等に係る電子情報処理組織）

第７条　情報通信技術活用推進条例第４条第１項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを市長が別に定めるところによる電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

第８条中「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改め、同条を第１４条とし、同条の前に次の６条を加える。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第８条　市長等は、情報通信技術活用推進条例第４条第１項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、市長が別に定めるところにより、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を前条の市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

２　市長等は、前項の処分通知等を行うときは、原則として、当該処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを記録するものとする。

３　情報通信技術活用推進条例第４条第４項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電

子証明書と併せてこれを記録する措置とする。

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第９条　情報通信技術活用推進条例第４条第１項ただし書に規定する規則で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

(1)　第７条の電子情報処理組織を使用して行う暗証番号等の入力

(2)　電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の市長が別に定めるところにより行う届出

(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が別に定める方式

（処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第１０条　情報通信技術活用推進条例第４条第５項に規定する規則で定める処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

(1)　処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると市長等が認める場合

(2)　処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると市長等が認める場合

(3)　その他市長等が必要があると認める場合

（電磁的記録等による縦覧等）

第１１条　市長等は、情報通信技術活用推進条例第５条第１項の規定により書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行うときは当該事項を電子情報処理組織を利用する方法又は当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法により、当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは当該事項を記載した書類を当該縦覧等を行う事務所に備え置く方法により縦覧等を行うものとする。

（電磁的記録による作成等）

第１２条　市長等は、情報通信技術活用推進条例第６条第１項の規定により電磁的記録により作成等を行う場合においては、市長が別に定めるところにより、当該作成等に係る事項を市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

２　情報通信技術活用推進条例第６条第３項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、作成等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて、これを前項に規定するファイルに記録する措置又は同項に規定する磁気ディスクをもって調製する措置とする。

（情報通信技術活用推進条例第７条の規則等で定める書面等及び措置）

第１３条　条例第７条の規則等で定める書面等は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同条の規則等で定める措置は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

書面等	措置
住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第１２条第１項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書	次のいずれかに掲げる措置 (1)　電子情報処理組織を使用する方法により行う、個人番号カードに記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）第３条第１項に規定する署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される同法第２条第１項に規定する電子署名が行われた情報の市長等への提供

	⑵　電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の市長等への提供 ⑶　個人番号カードの市長等への提示

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

規　則　第　３２　号
令和　３　年　３　月３１日

熊本市公文書管理規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市公文書管理規則

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　市長事務部局における公文書管理の体制（第３条―第５条）
第３章　市長事務部局における公文書事務（第６条―第１６条）
第４章　市長以外の実施機関における公文書の管理に関する定め（第１７条）
第５章　雑則（第１８条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、熊本市公文書管理条例（令和２年条例第６０号。以下「条例」という。）第１３条第１項の規定に基づき公文書の管理が適正に行われることを確保するために必要な事項を定めるとともに、条例第１２条の規定に基づき市長事務部局における公文書の適正な管理に必要な体制について定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則で使用する用語の意義は、条例の例による。

第２章　市長事務部局における公文書管理の体制

（文書主管課長等の設置）

第３条　公文書（条例第２条第２項に規定する公文書のうち市長が保有しているものに限る。以下この章及び次章において同じ。）の収受、作成、整理、保存その他の管理に関する事務（以下「公文書事務」という。）を統括するため、文書主管課長を置き、総務局行政管理部総務課長（以下「総務課長」という。）（各区役所にあっては、総務企画課長）をもって充てる。

２　課等（市長事務部局の課等をいう。以下同じ。）における公文書事務を統括するため、課等に文書管理責任者を置き、各課等の長をもって充てる。

３　公文書事務を適切に行うため、各課等に文書主任及び文書副主任各１人を置く。

４　文書主任には主査（これに相当する職を含む。）をもって充て、文書副主任には文書管理責任者が選任する者をもって充てるものとする。

（文書主管課長の職務）

第４条　文書主管課長は、各課等における公文書事務が適正かつ円滑に実施されるよう指導及び改善に努めなければならない。

２　文書主管課長は、公文書の散逸を防止し、又は適切な保存を図るため必要があると認めるときは、各課等に保存している公文書の保存状況を調査し、又は適切な保存のための指示を行うことができる。

（文書主任及び文書副主任の職務）

第５条　文書主任は、文書管理責任者の命を受けて、公文書を正確かつ迅速に取り扱うよう努め、課等内の公文書事務のうち次に掲げるものを行うものとする。

⑴　文書ファイルの編集、保存期間の設定等に関すること。
⑵　文書ファイルの保管及び引継ぎに関すること。
⑶　歴史公文書等選別基準による文書ファイルの選別に関すること。
⑷　文書ファイルの廃棄に関すること。
⑸　外部への公文書の郵送に関すること。
⑹　その他公文書の適正な取扱いに関すること。

２　文書副主任は、文書主任を補佐し、文書主任に事故があるときは、その職務を代理する。

第３章　市長事務部局における公文書事務

（公文書の作成）

第６条　文書管理責任者は、条例第５条の規定により職務上の意思決定に係る公文書が適正に作成されるよう、別に定める公文書に関する指針に基づき、職員に対し必要な指示を行うものとする。

（公文書の整理）

第７条　職員は、条例第６条第１項の規定により公文書を文書ファイルにまとめるときは、別に定めるところによらなければならない。

（保存期間の起算日）

第８条　条例第６条第３項の規定による保存期間の起算日は、会計年度別に整理するものにあっては当該文書ファイルの完結日（当該文書ファイルに係る事案の処理が終わった日をいう。以下同じ。）の属する年度の翌年度の４月１日、暦年別に整理するものにあっては当該文書ファイルの完結日の属する年の翌年１月１日とする。

（保存期間の延長）

第９条　条例第６条第４項の規定による文書ファイルの保存期間の延長は、次の各号に掲げる文書ファイルについて行わなければならないものとし、この場合における保存期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。

⑴　現に監査、検査等の対象となっている文書ファイル　当該監査、検査等が終了するまでの期間
⑵　現に係属している訴訟に関係する文書ファイル　当該訴訟（当該訴訟の上訴を含む。）が終結するまでの期間
⑶　不服申立てがなされた事案に関係する文書ファイルで当該不服申立てに対する裁決、決定その他の処分の日の翌日から起算して１年を経過していないもの
当該裁決、決定その他の処分の日の翌日から起算して１年間
⑷　熊本市情報公開条例（平成１０年条例第３３号）第５条の規定による開示又は熊本市個人情報保護条例（平成１３年条例第４３号）第１３条第１項、第２１条第１項若しくは第２４条第１項の規定による開示、訂正若しくは利用停止の請求があった文書ファイル　当該請求に対する決定の日の翌日から起算して１年間
⑸　時効が完成するまでの間証拠として保存する必要がある文書ファイル　当該時効の期間を考慮して文書管理責任者が定める期間
⑹　前各号に掲げるもののほか、職務の遂行上保存期間の延長が必要であると認められるもの　当該職務の遂行上必要とする期間

２　前項の場合において、同項各号のいずれかに該当する文書ファイルが当該各号のうち他の号に掲げるものにも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間、保存しなければならない。

（保存期間満了後の措置の設定）

第１０条　文書管理責任者は、所管の文書ファイルについて、条例第６条第５項の規定による引き続き保存する措置又は廃棄する措置の設定を行わなければならない。

２　文書管理責任者は、前項の規定によりとるべき措置を設定するに当たっては、必要に応じ、

文書主管課長と協議を行うことができる。

３　文書主管課長は、第１項の規定により文書管理責任者が文書ファイルについて廃棄の措置をとるべき旨を設定した場合であっても、当該文書ファイルが特定歴史公文書等に該当すると認めるときは、当該文書管理責任者に引き続き保存する措置をとるべきことを求めることができる。この場合において、当該文書管理責任者は、当該求めを参酌して第１項の規定により設定した内容を変更することができる。

（文書ファイルの引継ぎ）

第１１条　文書管理責任者は、所管の文書ファイル（電磁的記録によるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）の完結日後１年を経過したときは、次の各号に掲げる文書ファイルの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に当該文書ファイルを引き継ぐものとする。ただし、当該期間を経過した場合においても、常時使用する文書ファイルその他特別な理由があると認める文書ファイルは、引き続き文書主管課長（総務課長に限る。）が認める場所において必要な期間保存することができる。

⑴　条例別表の保存期間の基準の区分が第１種である文書ファイル　文書主管課長（総務課長に限る。）

⑵　前号に該当しない文書ファイル　文書主管課長

２　文書主管課長は、前項に規定する引継ぎを受けようとするときは、その旨及び当該文書ファイルの保存場所について文書管理責任者に通知しなければならない。

３　文書管理責任者は、前項に規定する通知を受けたときは、引継ぎを行う文書ファイルを所定の文書保存箱に収納し、通知後１月以内に文書主管課長に引き継がなければならない。

（引継文書の審査及び収蔵）

第１２条　文書主管課長は、前条の規定により文書ファイルの引継ぎを受けるときは、その整理の状態及び保存期間について審査し、不適当なものがあるときは、文書管理責任者に対し、その修正又は補充を求めることができる。

２　文書主管課長は、引継ぎが適当と認められた文書ファイルを文書主管課長が管理する文書庫に収蔵するものとする。

（文書ファイル管理簿の作成及び公表）

第１３条　条例第８条第１項の規定により文書ファイル管理簿に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。

⑴　文書ファイルの分類

⑵　文書ファイルの名称

⑶　保存期間

⑷　保存期間の満了する日

⑸　保存場所

⑹　所管する課等の名称

⑺　その他文書主管課長（総務課長に限る。以下同じ。）が必要と認める事項

２　文書管理責任者は、文書ファイルを作成したときは、別に定めるところにより、速やかに当該文書ファイルに係る前項各号に掲げる事項を文書ファイル管理簿に記載しなければならない。

３　文書管理責任者は、所管の文書ファイルに係る文書ファイル管理簿の記載事項等について、文書主管課長へ報告しなければならない。

４　条例第８条第２項の規定による公表は、文書主管課長が公表用として整理した文書ファイル管理簿を市のホームページに掲載するとともに、文書主管課長が設ける閲覧場所に設置し、一般の閲覧に供することにより行う。

（保存期間が満了した文書ファイルの移管又は廃棄）

第１４条　文書管理責任者は、保存期間が満了した文書ファイルについて、第１０条第１項の

規定により行った引き続き保存する措置又は廃棄する措置の設定（同条第３項の規定により変更された場合を含む。）に基づき、文書主管課長に移管し、それ以外のものにあっては廃棄しなければならない。

２　文書管理責任者は、移管する文書ファイルについて、文書ファイルの分類、名称、その他特定歴史公文書等の適切な保存及び利用に資するために必要な事項を文書主管課長に報告しなければならない。この場合において、当該文書ファイルについて、条例第１６条第１号に掲げる場合に該当するものとして利用の制限を行うことが適切であると認めるときは、その旨の意見を付さなければならない。

（管理状況の点検及び報告等）

第１５条　文書主任は、少なくとも毎年度１回、公文書の管理の状況を点検し、その結果を文書管理責任者に報告するものとする。

２　文書管理責任者は、文書ファイル管理簿の作成状況その他の公文書の管理の状況について、毎年度、文書主管課長に報告しなければならない。

３　文書主管課長は、前項の規定により各文書管理責任者から報告を受けた公文書の管理の状況及び条例第１１条第１項の規定により市長以外の実施機関から報告を受けた公文書の管理の状況を取りまとめ、毎年度、その概要を市のホームページへの掲載その他の方法により公表しなければならない。

４　文書主管課長は、公文書の管理の状況について、調査を行うことができる。

（研修）

第１６条　文書主管課長は、少なくとも毎年度１回、公文書事務に関し必要な研修を実施するものとする。

２　文書主管課長は、市長以外の実施機関から公文書事務に関し必要な研修を実施するため求めがあった場合には、研修に必要となる情報の提供又は人材の派遣に努めるものとする。

３　文書管理責任者は、文書主管課長が実施する研修に課等の職員を参加させなければならない。

第４章　市長以外の実施機関における公文書の管理に関する定め

第１７条　市長以外の実施機関については、前章の規定に準じ、公文書の管理に関する規程を定めなければならない。

第５章　雑則

第１８条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

規　則　第　３３　号
令和　３　年　３　月３１日

熊本市特定歴史公文書等の保存、利用等に関する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市特定歴史公文書等の保存、利用等に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、熊本市公文書管理条例（令和２年条例第６０号。以下「条例」という。）に基づく特定歴史公文書等の保存、利用等について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

（保存方法等）

第３条　市長は、特定歴史公文書等の保存場所の温度、湿度その他環境の整備について、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

２　市長は、特定歴史公文書等の長期保存及び利用のため、記録媒体の変換その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

３　市長は、特定歴史公文書等について、識別を容易にするため、必要な番号、記号その他の符号（第５条において「識別番号」という。）を付するものとする。

（寄贈された文書等の移管）

第４条　市長以外の実施機関が条例第２条第４項第２号に規定する特定歴史公文書等の寄贈又は寄託を受けた場合は、速やかに市長へ移管しなければならない。

２　前項の場合において、市長以外の実施機関は、移管する特定歴史公文書等について、条例第１６条第１項第１号又は第２号に掲げる場合に該当するものとして市長において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

（特定歴史公文書等の目録の作成及び公表）

第５条　条例第１４条第４項に規定するもののほか、同項の規定により目録に記載することが必要な事項は、次に掲げる事項（条例第１６条第１項第１号の情報又は同項第２号の条件に係る情報に該当するものを除く。）とする。

(1)　作成若しくは取得をした年度（当該特定歴史公文書等に係る文書ファイルに作成又は取得の年度の異なる公文書等が含まれるときは、当該文書ファイルの開始年度及び完結年度）又は寄贈若しくは寄託を受けた時期

(2)　識別番号

(3)　寄贈又は寄託を受けたものにあっては、寄贈し、又は寄託したものの名称又は氏名

(4)　その他適切な保存及び利用に資する事項

２　条例第１４条第４項の規定による目録の公表は、市のホームページへの掲載その他の方法により行うものとする。

（特定歴史公文書等利用請求書の記載事項等）

第６条　利用請求をしようとするものは、特定歴史公文書等利用請求書（以下「利用請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

２　条例第１５条第２項第３号の規則で定める事項は、利用請求をしようとするものの連絡先（法人その他の団体にあっては、当該利用請求の担当者の氏名及び連絡先）及び利用の実施方法の区分とする。

（利用請求の却下）

第７条　利用請求が次のいずれかに該当するときは、特定歴史公文書等利用請求却下通知書により当該請求を却下するものとする。

(1)　利用請求が不適法であり、かつ、利用請求に係る書面の補正が困難であるとき。

(2)　利用請求が権利の濫用と認められるとき。

（本人であることを示す書類）

第８条　条例第１７条に規定する本人であることを示す書類の提示又は提出は、市長に対し、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出することにより行うものとする。

(1)　官公署の発行した免許証、許可証、証明書等であって、本人の顔写真が貼付されているもの

(2)　健康保険被保険者証、国民年金等の年金証書その他利用請求をしようとする者を確認するに足りる書類のうち、２以上のもの

（利用請求に対する決定通知書等）

第９条　条例第１８条第１項の規定による通知は、特定歴史公文書等の全部を利用させる旨の決定をしたときは特定歴史公文書等利用決定通知書を、特定歴史公文書等の一部を利用させる旨の決定をしたときは特定歴史公文書等部分利用決定通知書を交付することにより行うものとする。

２　条例第１８条第２項の規定による通知は、特定歴史公文書等利用制限決定通知書を交付することにより行うものとする。

（利用請求に対する利用決定等の期限の延長に係る通知）

第１０条　条例第１９条第３項の規定による通知は、特定歴史公文書等利用決定等期限延長通知書を交付することにより行うものとする。

２　条例第２０条の規定による通知は、特定歴史公文書等利用決定等期限特例延長通知書を交付することにより行うものとする。

（第三者に対する意見照会）

第１１条　条例第２１条第１項の規定による第三者に対する意見書提出の機会の付与は、意見照会書を交付することにより行うものとする。

（不開示情報に係る第三者に対する意見照会）

第１２条　条例第２１条第２項の規定による通知は、意見書提出機会付与通知書（第三者用）を交付することにより行うものとする。

２　条例第２１条第２項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)　利用請求の年月日

(2)　利用請求に係る特定歴史公文書等の利用をさせようとする理由

(3)　利用請求に係る特定歴史公文書等に記録されている当該第三者に関する情報の内容

(4)　意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

（第三者からの意見書の提出）

第１３条　条例第２１条第１項又は第２項の規定による意見書の提出は、特定歴史公文書等の利用に関する意見書（第三者用）により行う。

（移管元実施機関に対する意見照会）

第１４条　条例第２１条第３項の規定による通知は、意見書提出機会付与通知書（移管元実施機関用）を交付することにより行うものとする。

２　条例第２１条第３項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)　利用請求の年月日

(2)　利用請求に係る特定歴史公文書等の利用をさせようとする理由

(3)　利用請求に係る特定歴史公文書等に付されている条例第９条第６項の規定による意見の内容

(4)　意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

（反対意見書を提出した第三者に対する通知）

第１５条　条例第２１条第４項ただし書の規定による通知は、第三者に関する情報の利用決定通知書を交付することにより行うものとする。

（利用の実施）

第１６条　特定歴史公文書等の利用は、市長が指定する日時及び場所において行わなければならない。

２　特定歴史公文書等の閲覧をする者は、職員の指示に従うとともに、当該特定歴史公文書等を改ざんし、汚損し、又は破損することがないよう丁寧に取り扱わなければならない。

３　市長は、前項の規定に違反する者に対し、特定歴史公文書等の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

４　写しの交付の方法による特定歴史公文書等の利用に係る交付部数は、利用請求に係る特定歴史公文書等１件につき１部とする。

（電磁的記録の利用方法）

第１７条　条例第２２条第１項に規定するフィルム又は電磁的記録の利用の方法及び条例第２３条の写しの交付に準ずる方法として規則で定めるものは、別表第１のとおりとする。

（写しの交付に要する費用）

第１８条　条例第２３条に規定する特定歴史公文書等の写しの交付を受けようとするものが負担しなければならない費用の額は、別表第２に定めるとおりとする。

２　前項の費用は、特定歴史公文書等の写しの交付を受ける時までに納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

（審査請求に係る委員会への諮問をした旨の通知）

第１９条　条例第２５条の規定による通知は、委員会諮問通知書を交付することにより行うものとする。

（審査請求に係る第三者への通知）

第２０条　条例第２６条において準用する条例第２１条第４項ただし書の通知は、特定歴史公文書等の利用決定等に係る通知書（審査請求をした第三者用）又は特定歴史公文書等の利用決定等に係る通知書（反対の意思表示をした第三者用）を交付することにより行うものとする。

（特定歴史公文書等の廃棄）

第２１条　市長は、条例第３６条の規定により特定歴史公文書等の廃棄を行った場合には、当該廃棄に関する記録を作成し、公表するものとする。

（様式）

第２２条　この規則に定めるもののほか、この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

２　前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

（雑則）

第２３条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

別表第１（第１７条関係）

記録媒体の種類	閲覧の方法	交付する特定歴史公文書等の写しの種類

フィルム（マイクロフィルムを除く。以下同じ。）、録音テープ及び録画テープ	映写機、再生機器等を使用した通常の方法による閲覧	当該フィルム、録音テープ又は録画テープの複製物（複製が可能であるものに限る。）
マイクロフィルム	当該マイクロフィルムをリーダープリンターにより紙に出力したものの閲覧	当該マイクロフィルムをリーダープリンターにより紙に出力したもの
磁気テープ（録音テープ及び録画テープを除く。以下同じ。）	当該磁気テープから紙に出力したものの閲覧	当該磁気テープから紙に出力したもの
磁気ディスク、光ディスクその他の電磁的媒体	当該磁気ディスク、光ディスクその他の電磁的媒体から紙に出力したものの閲覧	当該磁気ディスク、光ディスクその他の電磁的媒体から紙に出力したもの又はこれらについてフロッピーディスク、光ディスク若しくは光磁気ディスクに複製したもの（市長が対応できる媒体に限る。）

別表第２（第１８条関係）

<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th colspan="2">金額</th></tr>
<tr><td rowspan="4">写しの作成に要する費用</td><td rowspan="2">乾式複写機により写しを作成する場合（日本産業規格Ａ列３番以内に限る。）</td><td>白黒</td><td>１枚につき　１０円</td></tr>
<tr><td>カラー</td><td>１枚につき　３０円</td></tr>
<tr><td>光ディスク（ＣＤ―Ｒ　７００メガバイト）に複製する場合</td><td colspan="2">１枚につき　２００円</td></tr>
<tr><td>契約により写しの作成を委託する場合</td><td colspan="2">当該委託契約で定める額</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の方法により作成する場合</td><td colspan="2">当該作成に要する費用の額</td></tr>
<tr><td colspan="2">写しの郵送に要する費用</td><td colspan="2">当該郵送料に相当する額</td></tr>
</table>

備考　乾式複写機により写しを作成する場合で、Ａ列３番を超えるものについては、Ａ列３番による用紙を用いたものとした場合に必要となる枚数に換算して金額を算定するものとする。

規　則　第　３４　号
令和　３　年　３　月３１日

熊本市公文書等管理委員会規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市公文書等管理委員会規則

（趣旨）
第１条　この規則は、熊本市公文書管理条例（令和２年条例第　　号）第４２条の規定に基づき、熊本市公文書等管理委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
（委員長）
第２条　委員会に委員長及び副委員長各１人を置き、委員の互選によりこれを定める。
２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第３条　委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。
２　会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
４　委員長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
（書面審議）
第４条　委員長は、緊急の必要があり委員会の会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に送付し審議することをもって委員会の会議に代えることができる。
２　前条第３項の規定は、前項の場合について準用する。
（庶務）
第５条　委員会の庶務は、総務局行政管理部総務課において行う。
（雑則）
第６条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則
この規則は、令和３年４月１日から施行する。

規　則　第　３５　号
令和　３　年　３　月３１日

熊本市附属機関設置条例第２条第２項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市附属機関設置条例第２条第２項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則の一部を改正する規則

熊本市附属機関設置条例第２条第２項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則（平成２９年規則第１号）の一部を次のように改正する。

別表熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の項、熊本市テレワーク環境整備業務受託事業者選考委員会の項、城下町地区歴史的建造物等利活用促進支援業務受託事業者選考委員会の項及び城下町地区観光プロモーション動画制作・発信業務受託事業者選考委員会の項を削り、同表に次のように加える。

熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議	新型コロナウイルス感染症に係る感染状況、医療提供体制等の評価を行うとともに、本市の対応策等について、必要な事項を審議する。	令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで

附　則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

規　則　第　３６　号
令和　３　年　３　月３１日

熊本市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和６２年規則第４１号）の一部を次のように改正する。

別表第４中「１６６，９５０円」を「１７１，６５０円」に、「７２，９９０円」を「７３，０９０円」に、「８３，４８０円」を「８５，７８０円」に改める。

附　則

１　この規則は、令和３年４月１日から施行する。

２　この規則による改正後の別表第４の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

訓　　令

訓 令 第　３　号
令和 ３ 年 ３ 月２９日

熊本市公報発行に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市公報発行に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市公報発行に関する訓令（昭和２９年訓令第６号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号中「告示」の次に「（法令等の規定により公報に登載して公示しなければならないものに限る。）」を加える。
第３条第１項中「１５日及び」を削る。
第４条第１項中「が１５日（その日が休日に当たるときは、その日後においてその最も近い休日でない日）の公報にあっては発行日の属する月の前月の末日までに、発行日が末日（その日が休日に当たるときは、その日後においてその最も近い休日でない日）の公報にあっては発行日」を削る。
第６条第１項を次のように改める。
公報は、市のホームページへの掲載により一般の閲覧に供する。ただし、あらかじめ申出があったときは、情報公開窓口又は各区役所において閲覧に供するものとする。

附　則
この訓令は、令和３年４月１日から施行する。

訓　令　第　　４　　号
令和　３　年　３　月３１日

熊本市文書に関する訓令を廃止する訓令を制定する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市文書に関する訓令を廃止する訓令

熊本市文書に関する訓令（平成７年訓令第５号）は、廃止する。

附　則

この訓令は、令和３年４月１日から施行する。

訓 令 第　５　号
令和 ３ 年 ３ 月３１日

熊本市事務決裁に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大 西 一 史

熊本市事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市事務決裁に関する訓令（平成８年訓令第３号）の一部を次のように改正する。

第２条第４号中「（東区土木センター、中央・西区土木センター、南区土木センター及び北区土木センターの課長を除く。）」を削る。

第７条第５号を削る。

第８条文化市民局長専決事項の項第１号中「仮認定申請」を「特例認定申請」に改め、同条都市建設局長専決事項の項第１５号中「。以下「公拡法」という。」を削る。

第９条の見出しを「（部長専決事項）」に改め、同条部長共通専決事項の項第７号中「含む。）」の次に「、分限及び懲戒」を加え、同条市民生活部長専決事項の項第１号中「第５条第１項」を「第７条第１項」に改め、同条保健衛生部長専決事項の項第７号中「第５８条第５項」を「第６３条第５項」に改め、同条土木部長専決事項の項を削る。

第１０条広報課長専決事項の項の次に次のように加える。

秘書課長専決事項

(1)　市長及び副市長の交際費の支出に関すること。

第１０条地域政策課長専決事項の項を削り、同条文化政策課長専決事項の項第１号中「美術館」を「現代美術館」に改め、同項第２号を削り、同条文化財課長専決事項の項第１号中「及び」を「、分限及び懲戒並びに」に改め、同条高齢福祉課長専決事項の項中第３号を削り、第４号を第３号とし、同条食品保健課長専決事項の項第１号中「評価、認証、」を削り、同条子ども政策課長専決事項の項第３号中「給付」の次に「に」を加え、同条保育幼稚園課長専決事項の項第２号中「及び」を「、分限及び懲戒並びに」に改め、同条商業金融課長専決事項の項第３号を削り、同条競輪事務所長専決事項の項第１号中「及び」を「、分限及び懲戒並びに」に改め、同条都市整備景観課長専決事項の項を削り、同条開発指導課長専決事項の項の前に次のように加える。

市街地整備課長専決事項

(1)　所管の土地区画整理事業に係る保有地等の管理に関すること。
(2)　所管の公共施設の管理に関すること。
(3)　清算金等の徴収及び交付に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
(4)　所管の土地区画整理事業区域内の建築許可申請に関すること。
(5)　所管の土地区画整理事業に伴う登記に関すること。
(6)　都市再開発法に基づく市街地再開発促進区域内における建築の許可に関すること。
(7)　都市再開発法に基づく測量及び調査のための土地の立入りの許可に関すること。
(8)　都市再開発法に基づく障害物の伐除及び土地の試掘等の許可に関すること。
(9)　都市再開発法に基づく第一種市街地再開発事業の施行の障害となるおそれがある建築行為等の許可に関すること。
(10)　都市再開発法に基づく審査委員の選任、決算報告書、特定建築者の決定及び決定の取消しの承認に関すること。

(11)　都市再開発法に基づく個人施行者、組合又は再開発会社に対する報告及び資料の徴収並びに勧告等に関すること。
(12)　都市再開発法に基づく事業又は会計の状況の検査に関すること。
(13)　都市再開発法に基づく総会等の招集、理事又は監事の解任に係る投票の実施並びに総会等の議決等及び投票の取消しに関すること。
(14)　都市再開発法に基づく許可証の発行に関すること。
(15)　駐車場法（昭和３２年法律第１０６号）の規定に基づく立入検査等に関すること。
(16)　熊本市における建築物に附置する駐車施設に関する条例(昭和４５年条例第　３２号)第７条の規定に基づく承認及び同条例第１１条第１項の規定に基づく立入検査等に関すること。

都市デザイン課長専決事項

(1)　所管の公共施設の管理に関すること。
(2)　屋外広告物法（昭和２４年法律第１８９号）に基づく簡易屋外広告物の違反に関すること。
(3)　熊本市屋外広告物条例に基づく違反及び講習会に関すること。

第１０条建築指導課長専決事項の項中第５号を削り、第６号を第５号とし、第７号を第６号とし、第８号及び第９号を削り、同項第１０号中「バリアフリー法」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成１８年法律第９１号。以下「バリアフリー法」という。）」に改め、同号を同項第７号とし、同項中第１１号から第２２号までを３号ずつ繰り上げ、同項第２３号中「建物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の次に「（平成２７年法律第５３号）」を加え、同号を同項第２０号とし、同項中第２４号から第３３号までを３号ずつ繰り上げ、同条熊本駅周辺整備事務所副所長専決事項の項を削り、同条住宅政策課長専決事項の項に次の９号を加える。

(5)　マンション建替え円滑化法の規定に基づく審査委員の選任の承認に関すること。
(6)　マンション建替え円滑化法の規定に基づく施行再建マンション等に係る管理規約の認可に関すること。
(7)　マンション建替え円滑化法の規定に基づくマンション建替事業に係る報告又は資料の提出の要求及び勧告、助言又は援助並びにマンション建替事業の促進を図るための命令に関すること。
(8)　マンション建替え円滑化法の規定に基づくマンション建替事業に係る検査に関すること。
(9)　マンション建替え円滑化法の規定に基づく組合員からの請求等に基づく総会等の招集及び解任投票に関すること。
(10)　マンション建替え円滑化法の規定に基づく要除却認定マンションの除却に係る指導及び助言並びに指示に関すること。
(11)　マンション建替え円滑化法の規定に基づく認定買受計画に係る報告の徴収及び勧告に関すること。
(12)　マンション建替え円滑化法の規定に基づくマンション敷地売却事業に係る報告又は資料の提出の要求及び勧告、助言又は援助並びにマンション敷地売却事業の促進を図るための命令に関すること。
(13)　マンション建替え円滑化法の規定に基づくマンション敷地売却事業に係る検査に関すること。

第１０条震災住宅支援課長専決事項の項を次のように改める。

土木総務課長専決事項

(1)　道路及び河川の占用許可の更新（２以上の土木センターの各所管区域において複数の許可を受けている者に係るものに限る。）に関すること。

第１０条土木管理課長専決事項の項から東区土木センター、中央・西区土木センター、南区土木センター及び北区土木センターの所長専決事項の項までを削る。

第１１条東区土木センター、中央・西区土木センター、南区土木センター及び北区土木センターの課長専決事項の項から城南地域整備室及び植木地域整備室の室長専決事項の項までを削る。

第１３条第１号中「夏期特別休暇」を「夏季特別休暇」に改める。

第１５条第２項第６号中「各副課長」の次に「、図書館副館長」を加える。

第１５条の２の見出し中「市議会事務局」を「議会局」に改め、同条第１項中「市議会事務局」を「議会局」に、「事務局長」を「局長」に改め、同条第２項第１号中「市議会事務局長」を「議会局長」に改め、同項第２号中「市議会事務局次長」を「議会局次長」に改め、同項第３号中「市議会事務局総務課長」を「議会局総務課長」に改め、同項第４号中「市議会事務局総務課副課長」を「議会局総務課副課長」に改め、同条第３項中「市議会事務局総務課長」を「議会局総務課長」に、「市議会事務局総務課副課長」を「議会局総務課副課長」に改め、同条第４項中「市議会事務局長」を「議会局長」に改める。

附則第１条の３の見出し中「嘱託員」を「嘱託員等」に改め、同条中「ある場合」の次に「又はその他の職を兼ねる場合」を加える。

別表第１中「復興総室長」及び「熊本駅周辺整備事務所長」を削る。

別表第２中「復興総室副室長」、「熊本駅周辺整備事務所副所長」、「東区土木センター所長」、「中央・西区土木センター所長」、「南区土木センター所長」及び「北区土木センター所長」を削る。

別表第３中　「企業立地推進室」　を　「企業立地推進室
起業・新産業支援室」　に、

「都市デザイン室」を「自転車利用推進室」に、「自転車対策室」を「用地調整室」に改め、「東区土木センター、中央・西区土木センター、南区土木センター及び北区土木センターの課」、「中央・西区土木センターの河内分室」、「城南地域整備室」及び「植木地域整備室」を削る。

別表第４中「市議会事務局長」を「議会局長」に、

「市議会事務局次長」　を　「教育委員会事務局の部長
議会局次長　　」　に、

「市議会事務局総務課長」を「議会局総務課長」に、

「教育委員会事務局の副課長」　を　「教育委員会事務局の副課長
図書館副館長　　」　に改め、

「図書館長補佐」を削り、「市議会事務局総務課長補佐」を「議会局総務課長補佐」に改める。

附　則

この訓令は、令和３年４月１日から施行する。ただし、第９条市民生活部長専決事項の項第１号の改正規定及び同条保健衛生部長専決事項の項第７号の改正規定は、同年６月１日から施行する。

訓　令　第　　６　　号
令和　３　年　３　月３１日

熊本市契約書の書式等を定める訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市契約書の書式等を定める訓令の一部を改正する訓令

熊本市契約書の書式等を定める訓令（昭和３９年訓令第１０号）の一部を次のように改正する。

書式第１号熊本市公共工事請負契約約款第３条中第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

書式第１号熊本市公共工事請負契約約款第７条の２第１項中「下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方」を「下請負人」に改め、同条第２項を次のように改める。

２　前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

(1)　受注者と直接下請契約を締結する下請負人　次のいずれにも該当する場合

ア　当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

イ　発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を受注者が発注者に提出した場合

(2)　前号に掲げる下請負人以外の下請負人　次のいずれかに該当する場合

ア　当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

イ　発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から３０日以内（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間内）に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

書式第２号熊本市公共工事関係業務委託契約約款第４条第２項中「第４項」を「第５項」に改める。

書式第３号条項第１３条第１項中「契約金額」の次に「(単価契約による場合は、予定数量に単価を乗じて得た金額。以下この条において同じ。)」を加え、同条に次の１項を加える。

５　前各項の規定は、熊本市契約事務取扱規則（昭和３９年規則第７号）第２２条第２項各号（第１号及び第２号を除く。)の規定により発注者が契約保証金の全部の納付を免除した場合には、適用しない。

書式第３号条項第１７条第１項中「これによって生じた発注者の損害の賠償及び」を削り、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、発注者に生じた実際の損害額がこれを超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

書式第３号条項第１７条第３項中「損害の賠償に係る金額及び違約金」を「違約金及び同項ただし書の規定により請求する損害の賠償に係る金額」に改める。

附　則

１　この訓令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

⑴　書式第２号及び書式第３号の改正規定　令和３年４月１日

⑵　書式第１号の改正規定　令和３年４月１９日

２　前項第１号に掲げる改正規定による改正後の書式は、同号に定める日以後に締結する契約について適用し、同項第２号に掲げる改正規定による改正後の書式は、同号に定める日以後に行う公告に係る契約について適用する。

訓 令 第　７　号
令和 ３ 年 ３ 月３１日

熊本市区役所等事務決裁に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市区役所等事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市区役所等事務決裁に関する訓令（平成２４年訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第３条中

「 (1)　６，０００万円以上の工事施行に係る支出負担行為の整理及び支出命令に関すること。

を

「 部長共通専決事項　」

(1)　６，０００万円以上の工事施行に係る支出負担行為の整理及び支出命令に関すること。

に改め、同条第７号中「含む。）」の次に「、分限及び懲戒」を加え、同条中

「 (17)　部長専決事項に属する事務に係る支出負担行為の整理及び支出命令に関すること。　」

を

「 (17)　部長専決事項に属する事務に係る支出負担行為の整理及び支出命令に関すること。　」

区民部長専決事項

(1)　公園、河川、緑地等の不法占拠除却命令に関すること。

(2)　道路等の不法占拠除却命令に関すること。

」

に改める。

第４条中「所長を含む」を「所長及び土木センターの所長を含み、土木センターの課長を除く」に改め、同条まちづくりセンター所長専決事項の項の次に次のように加える。

土木センター所長専決事項

(1)　道路、河川及び熊本市法定外公共物管理条例（平成１６年条例第６０号）に規定する法定外公共物（農道を除く。）に係る施工承認に関すること。

(2)　道路の一時通行禁止に関すること。

(3)　港湾施設、港湾区域、海岸保全区域及び一般公共海岸区域に係る占用に関すること（西区土木センター所長に限る。）。

第６条交流室長専決事項の項の次に次のように加える。

土木センターの課長専決事項

(1)　２，０００万円未満の工事施行に関すること。

(2)　２００万円未満の委託及び物件、労力その他の供給に関すること。

(3)　所属職員の事務分担、服務及び旅行命令に関すること。

(4)　所管に係る不動産の登記に関すること。

(5)　所管に係る道路及び河川の占用に関すること（土木センター総務課長に限る。）。

(6)　所管に係る公園の占用に関すること（土木センター維持課長に限る。）。

(7)　前各号に規定する専決事項に属する事務に係る支出負担行為の整理及び支出命令に関すること（土木センター総務課長に限る。）。

西区土木センター河内分室長専決事項

(1)　２，０００万円未満の工事施行に関すること。

(2)　２００万円未満の委託及び物件、労力その他の供給に関すること。
(3)　会計年度任用職員の給与及び退職手当の支払に関すること。
(4)　報酬の支払に関すること。
(5)　旅費及び費用弁償の支払に関すること。
(6)　社会保険料の支出に関すること（会計年度任用職員に係るものに限る。）。
(7)　所属職員の事務分担、服務及び旅行命令に関すること。
(8)　西区土木センター河内分室長の服務に関すること。
(9)　所管に係る不動産の登記に関すること。
(10)　前各号に規定する専決事項に属する事務に係る支出負担行為の整理及び支出命令に関すること。
(11)　所管に係る収入の調定、更正、取消し、納期延長、分納並びに定めのある基準による後納及び減免並びに徴収に関すること。
(12)　定例的な所管事務に係る経由、進達、申請、報告、照会、回答、通知並びに許可及びその取消しに関すること。

城南地域整備室及び植木地域整備室の室長専決事項

(1)　２，０００万円未満の工事施行に関すること。
(2)　２００万円未満の委託及び物件、労力その他の供給に関すること。
(3)　会計年度任用職員の給与及び退職手当の支払に関すること。
(4)　所属職員の事務分担、服務及び旅行命令に関すること。
(5)　当該室長の服務に関すること。
(6)　所管に係る収入の調定、更正、取消し、納期延長、分納並びに定めのある基準による後納及び減免並びに徴収に関すること。
(7)　定例的な所管事務に係る経由、進達、申請、報告、照会、回答、通知並びに許可及びその取消しに関すること。

第８条第４項第１号中「又は交流室」を「、交流室、土木センターの課、西区土木センター河内分室、城南地域整備室又は植木地域整備室」に改め、同条第６項中「又は」を「、」に改め、「室長」の次に「、土木センターの課長又は西区土木センター河内分室、城南地域整備室若しくは植木地域整備室の室長」を加える。

附　則

この訓令は、令和３年４月１日から施行する。

議　会　局

議会規則第１号
令和３年３月２４日

熊本市議会会議規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市議会議長　　紫　垣　正　仁

熊本市議会会議規則の一部を改正する規則

熊本市議会会議規則（平成２５年議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第１条第２項中「疾病」を「公務、疾病、育児」に、「その他事故」を「その他のやむを得ない事由」に改め、同条に次の１項を加える。

３　議員は、出産のため招集に応ずることができないとき又は会議に出席できないときは、前項の規定による届出に際し、出産予定日の６週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）前の日から当該出産の日後８週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして提出することができる。

第８４条の見出し中「保存年限」を「保存期間」に改め、同条中「保存年限は、永年とする」を「保存期間については、熊本市公文書管理条例（令和２年条例第６０号）の定めるところによる」に改める。

第８６条中「疾病」を「公務、疾病、育児」に、「その他事故」を「その他のやむを得ない事由」に改め、同条に次の１項を加える。

２　委員は、出産のため会議に出席できないときは、前項の規定による届出に際し、出産予定日の６週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）前の日から当該出産の日後８週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして提出することができる。

第１４７条の２中「疾病」を「公務、疾病、育児」に、「その他事故」を「その他のやむを得ない事由」に改め、同条に次の１項を加える。

２　協議等の場の構成員は、出産のため会議に出席できないときは、前項の規定による届出に際し、出産予定日の６週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）前の日から当該出産の日後８週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして提出することができる。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第８４条の見出しの改正規定及び同条の改正規定は、令和３年４月１日から施行する。

議 会 規 程 第 １ 号
令和 ３ 年 ３ 月２４日

熊本市議会事務局設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規程の整備に関する規程を公布する。

熊本市議会議長　　紫　垣　正　仁

熊本市議会事務局設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規程の整備に関する規程

（熊本市議会事務局処務規程の一部改正）

第１条　熊本市議会事務局処務規程（昭和４０年議会規程第１号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市議会局処務規程

第１条中「熊本市議会事務局（以下「事務局」を「議会局（以下「局」に、「調査課」を「政策調査課」に改める。

第２条第１項中「事務局に事務局長の」を「局に事務局長として局長を置く」に改め、同条第２項及び第３項中「事務局」を「局」に改める。

第３条第１項及び第２項中「事務局長」を「局長」に改める。

第４条調査課の項を政策調査課の項とする。

第５条中「事務局長」を「局長」に改める。

第６条第１項中「事務局長」を「局長」に、「から第１０条の２まで」を「、第９条、第１０条、第１０条の３」に改め、同条第３項中「第　　１０条人事課長専決事項の項第３号及び第６号」を「第１０条労務厚生課長専決事項の項第１号及び第４号」に改める。

第７条第１項及び第２項中「事務局長」を「局長」に改める。

第８条を次のように改める。

（公印の名称、ひな型等）

第８条　公印の名称、書体、寸法及びひな型は、次のとおりとする。

議長印	局長印	表彰状専用 議長印
熊本市 議会 議長 （方２１mm）	熊本市 議会議 会局長 （方２１mm）	長議熊 之会本 印議市 （方３５mm）

（熊本市議会議員に対する防災服等貸与規程の一部改正）

第２条　熊本市議会議員に対する防災服等貸与規程（昭和４５年議会規程第１号）の一部を次のように改正する。

第９条中「議会事務局総務課長」を「議会局総務課長」に改める。

（熊本市議会請願取扱規程の一部改正）

第３条　熊本市議会請願取扱規程（平成元年議会規程第１号）の一部を次のように改正する。

様式第３号中「熊市議」を削る。

（熊本市議会委員会等モニター放映取扱規程の一部改正）

第４条　熊本市議会委員会等モニター放映取扱規程（平成１３年議会規程第２号）の一部を次のように改正する。

第５条及び第６条中「議会事務局」を「議会局」に改める。

（熊本市議会図書室規程の一部改正）

第５条　熊本市議会図書室規程（平成２４年議会規程第５号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「議会事務局」を「議会局」に改める。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

議 会 規 程 第 ２ 号
令和 ３ 年 ３ 月２４日

熊本市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規程を公布する。

熊本市議会議長　　紫　垣　正　仁

熊本市議会政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程

熊本市議会政務活動費の交付に関する条例施行規程（平成２０年議会規程第１号）の一部を次のように改正する。

別表使途基準表調査研究費の部国外調査費の項備考の欄中「旅行雑費」を「旅券交付手数料」に改める。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

病　院　局

病院局規程第１号
令和３年３月３１日

熊本市病院局事務決裁規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市病院事業管理者　　水田　博志

熊本市病院局事務決裁規程の一部を改正する規程

熊本市病院局事務決裁規程（平成２１年病院局規程第４号）の一部を次のように改正する。

第１１条課長共通専決事項の項第４号中「熊本市民病院附属芳野診療所（以下「診療所」という。）」を「診療所」に改め、同条第５号及び第６号中「（熊本市民病院にあっては給食材料を除く。）」を削り、同条財務課長専決事項の項第５号中「支払い」を「支払」に改め、同項中第７号を削り、第８号を第７号とする。

第１２条第２号中「熊本市民病院附属芳野診療所（以下「診療所」という。）」を「診療所」に改め、同条第３項中「（熊本市民病院にあっては給食材料を除く。）」を削る。

第１３条中施設管理室長、施設基準室長及び情報システム室長専決事項の項を施設基準室長及び情報システム室長専決事項の項とし、同条中栄養管理室長専決事項の項を削る。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

病院局規程第２号
令和３年３月３１日

熊本市病院局事務分掌規程等の一部を改正する規程を公布する。

熊本市病院事業管理者　　水田　博志

熊本市病院局事務分掌規程の一部を改正する規程

熊本市病院局事務分掌規程（平成２１年病院局規程第３号）の一部を次のように改正する。

第２条事務局の項中
「　総務企画課
　　施設管理室
　医事課　　」
　　を
「　総務企画課
　医事課　　」
に改める。

第３条第２項中「及び診療部」を「及び診療部長」に改め、第８項中「診療部に診療部長を、」を削る。

第５条医療安全対策部の項第４号を削り、第５号を第４号とする。

第５条総務企画課の項中第１３号を第１６号とし、第１２号の次に次の３号を加える。

(13)　病院の維持管理及び工事等に関すること。
(14)　工事等の請負契約及びそれに係る検査に関すること。
(15)　旧熊本市民病院の解体に関すること。

第５条総務企画課の項中
「　施設管理室
　(1)　病院の維持管理及び工事等に関すること。
　(2)　工事等の請負契約及びそれに係る検査に関すること。
　(3)　旧熊本市民病院の解体に関すること。　　」
を削る。

第５条植木病院事務局植木病院事務局の項を植木病院事務局に改め、第３号中「人事、」を削る。

第５条植木病院の項を次のとおり改める。

植木病院
診療各科
(1)　患者の診療に関すること。
(2)　救急患者の診察に関すること。
(3)　医務に属する諸検査及び鑑定に関すること。
(4)　付添人、看護人及び面会人に関すること。
(5)　前各号に掲げるもののほか、医務に関すること。
地域医療連携室
(1)　地域医療連携に関すること。
(2)　保健医療福祉の連携に関すること。

健診部
　⑴　健診に関すること。
救急診療部
　⑴　救急診療に関すること。
診療放射線部
　⑴　放射線に関すること。
リハビリテーション室
　⑴　機能回復訓練に関すること。
薬剤部
　⑴　薬務に関すること。
検査部
　⑴　臨床検査に関すること。
栄養管理室
　⑴　栄養指導及び給食に関すること。
臨床工学技術室
　⑴　臨床工学に関すること。
診療情報管理室
　⑴　診療記録の管理に関すること。
　⑵　診療統計及び分析に関すること。
医療安全対策室
　⑴　医療安全対策に関すること。
　⑵　危機管理に関すること。
　⑶　前２号に掲げるもののほか、医療安全に関すること。
　⑷　感染対策に関すること。
看護部
　⑴　患者の看護に関すること。
　⑵　看護師の勤務統制に関すること。
　⑶　看護師の研修に関すること。
　⑷　病棟の管理に関すること。
　⑸　前各号に掲げるもののほか、看護業務に関すること。
　⑹　手術に関すること。
　⑺　医療用備品、材料及び消耗品の整備に関すること。
　⑻　医療用備品、材料及び消耗品の滅菌に関すること。
　⑼　訪問看護に関すること。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

病院局規程第３号
令和３年３月３１日

熊本市病院事業企業職員職名規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市病院事業管理者　水田　博志

熊本市病院事業企業職員職名規程の一部を改正する規程

熊本市病院事業企業職員職名規程（平成２１年病院局規程第９号）の一部を次のように改正する。

第２条中「、課長」の次に「、特任部長」を、「、技師」の次に「、医員」を加える。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

病院局規程第４号
令和３年３月３１日

熊本市病院事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市病院事業管理者　　水　田　博　志

熊本市病院事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

熊本市病院事業企業職員の給与に関する規程（平成２１年病院局規程第１６号）の一部を次のように改正する。

別表第５級別基準職務表（１）病院事業行政職員給料表の適用を受ける職員の表８級の項標準的な職務の欄中「事務局長」を「局長」に改め、別表第５級別基準職務表（２）病院事業医療職員給料表の適用を受ける職員の表を次のように改める。

（２）　病院事業医療職員給料表の適用を受ける職員

職務の級	標準的な職務
１級	医師又は歯科医師である医員の職務
２級	⑴　医長の職務 ⑵　相当高度の知識、技術又は経験を必要とする医師又は歯科医師である医員の職務
３級	⑴　科部長、特任部長の職務
４級	⑴　診療部長、首席診療部長、副院長又は植木病院の院長の職務
５級	院長の職務

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

病院局規程第５号
令和３年３月３１日

熊本市病院事業会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市病院事業管理者　　水　田　博　志

熊本市病院事業会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

熊本市病院事業会計年度任用職員の給与に関する規程（令和２年病院局規程第４号）の一部を次のように改正する。

第１０条第４項中「１００分の１３０」を「１００分の１２７．５」に改める。
別表第３（第１１条関係）６月１日の項中「６月３０日」を「６月１５日」に改め、同表１２月１日の項中「１２月２０日」を「１２月１５日」に改める。

附　則
この規程は、令和３年４月１日から施行する。

固定資産評価審査委員会

固資産評価委告示第１号
令 和 ３ 年 ３ 月 ３ ０ 日

熊本市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市固定資産評価審査委員会委員長　　田　中　照　幸

熊本市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程

熊本市固定資産評価審査委員会規程（昭和３８年固資産評価委告示第２号）の一部を次のように改正する。

第１節の節名を削る。
第１条中「以下」の次に「本則において」を加える。
第２節の節名を削る。
第２条第２項を次のように改める。
２　委員長は、委員の互選により定める。
第２条第３項中「熊本市固定資産評価審査委員会規程」を「規程」に改め、同条第６項中「退職その他の事由により欠けるにいたった場合」を「欠けた場合において」に、「これを選出しなければ」を「、新たに委員長を定めなければ」に、「、後任者」を「における後任者」に改める。
第４条の見出し中「委員会」を「会議」に改め、同条第１項中「委員会」及び「集会」を「会議」に改め、「これを」を削り、同条第２項中「、集会」を「会議」に改め、同項ただし書中「場合」の次に「において」を加える。
第３節の節名を削る。
第６条第１項中「以下」の次に「本則において」を加え、同条第２項中「の各号」を削り、同項第１号中「又は居所」を「若しくは居所又は所在地」に改め、同条第３項中「前項各号」を「、前項各号」に改め、同条第４項を削り、同条第５項を同条第４項とし、同条第６項を同条第５項とする。
第７条第４項中「、通知しなければ」を「通知しなければ」に改める。
第９条第２項中「一つ」を「一」に改める。
第４節の節名を削る。
第１１条第３項中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。
第１２条中「貸借対照表、その他」を削り、「ものに」を「者に」に改める。
第１３条第２項中「つど」を「都度」に改め、同条第３項中「場合に」の次に「おいて、」を加え、同条第４項中「、その他」を「その他」に、「かえて」を「代えて」に改め、同条第５項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同項第１号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は所在地」及び「又は名称」を削り、同条第６項中「先だって」を「先立って」に改め、同条第８項中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。
第１４条第１項中「次」を「、次」に改め、同条第２項ただし書中「急速」を「急」に改める。
第１５条第２項中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

第１６条第２項中「、これに署名押印しなければ」を「これに署名しなければ」に改める。

第１９条の見出し中「様式」を「様式等」に改め、同条第２項中「を記載して委員会の名称を表示して」を「及び委員会の名称を記載し、」に、「署名押印しなければ」を「署名し、又は記名押印しなければ」に改め、同条第３項を削り、同条第４項各号列記以外の部分を次のように改める。

次の各号に掲げる文書の様式は、当該各号に定めるところによる。

第１９条第４項第７号中「写」を「副本」に改め、同項を同条第３項とする。

第２０条を次のように改める。

（文書の送達方法）

第２０条　文書の送達は、使送、郵便その他の適当な方法により行うものとする。

第２１条第２項第１号を次のように改める。

(1)　審査申出人又はその代理人

第５節の節名及び第２３条を削る。

第２２条第２項中「熊本市公印に関する訓令（昭和３０年訓令第４号）の規定」を「別に定めるものを除くほか、市長事務部局」に改め、同条を第２３条とし、第２１条の次に次の１条を加える。

（文書の取扱い）

第２２条　文書の取扱いについては、法令その他別に定めがあるもののほか、市長事務部局の例による。

第２４条中「審査の運営に」を「委員会の運営に関し」に、「委員会の議を経て委員長がこれを」を「委員長が委員会に諮って」に改める。

様式第１号（その１）（表）から様式第１号（その３）までを削り、附則の次に次の３様式を加える。

様式第１号(その1)

(表)

※受付番号

年度固定資産評価審査申出書(土地)

受付印

年　月　日

熊本市固定資産

評価審査委員会(宛)

審査申出人	住(居)所又は所在地		
	氏名又は名称		
	代表者又は管理人	住(居)所	
		氏　名	
	電　話		
総代又は代理人	区　分		総代・代理人(該当するものを○で囲むこと。)
	住(居)所		
	氏　名		
	電　話		

下記について、地方税法第432条の規定により審査の申出をします。

固定資産課税台帳に登録された所有者	住所又は所在地			
	氏名又は名称			
所在地	熊本市	地　目	地積　m²	評価された価格　円
所在地	熊本市	地　目	地積　m²	評価された価格　円
申出の趣旨(主張される価格、申出の結論等を簡潔に記入してください。)				
申出の理由(できるだけ具体的に記入してください。)				
意見陳述希望の有無	要・否	添付書類名	添付書類がある場合は、その名称を書いてください。	

◎1　申出物件が３件以上ある場合は、別紙に記入してください。

2　裏面をよく読んでから記入してください。

(裏)

◎　記載要領

1　※印の欄は記載を要しません。

2　申出書は正副各１通を提出してください。

3　申出書は黒インク又は黒のボールペンで書いてください。

4　審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の住所又は居所及び氏名を記載してください。

5　審査申出人が、上記４に掲げるものである場合は、これを証明する書面を添付してください。

6　記載事項に不備な点がある場合は、受理されないことがありますので、ご注意ください。

案内図(物件の所在する場所を目標になるものを示して書いてください。)

年度固定資産評価審査申出書　別紙

審　査　申　出　物　件　(土地)	※受付番号　第　　号
審査申出人　氏　　名　(名称)	
代表者・管理人　　氏　　名	
総代・代理人　　氏　　名	

	土地(補充)課税台帳に登録された事項					審査申出人の決定希望価格
	所　　在	地　　番	地目	地　積　m²	価　格　円	円
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

※印の欄には記入しないでください。

様式第１号(その２)

(表)

※受付番号

年度固定資産評価審査申出書(家屋)

受付印 年　月　日 熊本市固定資産 評価審査委員会(宛)	審査申出人	住(居)所又は所在地		
		氏名又は名称		
		代表者又は管理人	住(居)所	
			氏　名	
		電　話		
	総代又は代理人	区　分		総代・代理人(該当するものを○で囲むこと。)
		住(居)所		
		氏　名		
		電　話		

下記について、地方税法第432条の規定により審査の申出をします。

固定資産課税台帳に登録された所有者	住所又は所在地					
	氏名又は名称					
所在地	熊本市			家屋番号		種類
構造		床面積	㎡	評価された価格		円
申出の趣旨(主張される価格、申出の結論等を簡潔に記入してください。)						
申出の理由(できるだけ具体的に記入してください。)						
意見陳述希望の有無	要・否	添付書類名	添付書類がある場合は、その名称を書いてください。			

◎1　申出物件が２件以上ある場合は、別紙に記入してください。

2　裏面をよく読んでから記入してください。

(裏)

◎　記載要領

1　※印の欄は記載を要しません。

2　申出書は正副各１通を提出してください。

3　申出書は黒インク又は黒のボールペンで書いてください。

4　審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の住所又は居所及び氏名を記載してください。

5　審査申出人が、上記 4 に掲げるものである場合は、これを証明する書面を添付してください。

6　記載事項に不備な点がある場合は、受理されないことがありますので、ご注意ください。

案内図(物件の所在する場所を目標になるものを示して書いてください。)

年度固定資産評価審査申出書　別紙

審　査　申　出　物　件　(家屋)	※受付番号　第　　号
審査申出人　氏　　名　(名称)	
代表者・管理人　　氏　　名	
総代・代理人　　氏　　名	

家屋(補充)課税台帳に登録された事項						審査申出人の決定希望価格
	所在及び家屋番号	地　　番	種類・構造	床面積　m²	価　格　円	円
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

※印の欄には記入しないでください。

様式第１号(その３)

(表)

※受付番号

年度固定資産評価審査申出書(償却資産)

受付印

年　月　日

熊本市固定資産

評価審査委員会(宛)

審査申出人	住(居)所又は所在地		
	氏名又は名称		
	代表者又は管理人	住(居)所	
		氏名	
	電話		
総代又は代理人	区分		総代・代理人(該当するものを○で囲むこと。)
	住(居)所		
	氏名		
	電話		

下記について、地方税法第432条の規定により審査の申出をします。

固定資産課税台帳に登録された所有者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	

審査申出資産	所在地	熊本市						
	内訳	構築物	機械及び装置	船舶	航空機	車両及び運搬具	工具・器具及び備品	計
	評価された価格　円							

申出の趣旨(主張される価格、申出の結論等を簡潔に記入してください。)

申出の理由(できるだけ具体的に記入してください。)

意見陳述希望の有無	要・否	添付書類名	添付書類がある場合は、その名称を書いてください。

◎1　申出物件が書ききれない場合は、別紙に記入してください。

2　裏面をよく読んでから記入してください。

(裏)

◎　記載要領

1　※印の欄は記載を要しません。

2　申出書は正副各１通を提出してください。

3　申出書は黒インク又は黒のボールペンで書いてください。

4　審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の住所又は居所及び氏名を記載してください。

5　審査申出人が、上記 4 に掲げるものである場合は、これを証明する書面を添付してください。

6　記載事項に不備な点がある場合は、受理されないことがありますので、ご注意ください。

案内図(物件の所在する場所を目標になるものを示して書いてください。)

年度固定資産評価審査申出書　別紙

審　査　申　出　物　件　(償却資産)		※受付番号　第　　号
審査申出人　氏　　名　(名称)		
代表者・管理人　　氏　　名		
総代・代理人　　氏　　名		

償却資産課税台帳に登録された事項				審査申出人の決定希望価格　　円
所　在　地	熊本市			
内　　訳		数　　量	価　格　　円	
構　　築　　物				
機 械 及 び 装 置				
船　　舶				
航　　空　　機				
車 両 及 び 運 搬 具				
工具・器具及び備品				
計				

※印の欄には記入しないでください。

様式第３号中「印」を削る。

様式第４号中「名　称　　印」を「名　称　　」に、「こと）」を「こと。）」に、「取り下げできません。」を「取下げできません。」に、「、取り下げできませんので」を「取下げできませんので」に、「署名押印して」を「署名して」に改める。

様式第７号中

「　　審査の申出に対する弁明書の写の
送付と反論書の提出について　　」

を

「　　審査の申出に対する弁明書の副本の送付と反論書の提出について　　」

に改め、

「熊本市中央区手取本町１番１号

熊本市役所内　熊本市固定資産評価審査委員会

電話　　」

を削る。

様式第８号中「印」を削る。

様式第９号中「、当委員会」を「当委員会」に、「ついて意見陳述」を「係る意見陳述」に、「月　日（　曜日）」を「　　年　月　日」に改める。

様式第１０号中「上記のとおり意見陳述をおこなった」を「本書のとおり意見陳述調書を作成する」に、

「委員　　印　「委員　　

委員　　印　委員　　

委員　　印　を　委員　　

書記　　印　書記　　

書記　　印」　　」

に改める。

様式第１１号中「、当委員会」を「当委員会」に、「基づいて」を「係る」に、

「日　時　　年　月　日　時

場　所　　」

を

「1　日　時　　年　月　日　時

２　場　所　　」

に、「ご出席なき」を「ご出席のない」に改める。

様式第１２号中

「提　　出　　者

住(居)所又は所在地
氏 名 又 は 名 称　　印」

を

「　　提　出　者

住所又は居所

氏　　名　　」

に改める。

様式第１３号中「上記のとおり口頭審理をおこなった」を「本書のとおり口頭審理調書を作成する」に、

「委員＿＿＿＿＿＿＿＿印　「委員＿＿＿＿＿＿＿＿

委員＿＿＿＿＿＿＿＿印　委員＿＿＿＿＿＿＿＿

委員＿＿＿＿＿＿＿＿印　を　委員＿＿＿＿＿＿＿＿

書記＿＿＿＿＿＿＿＿印　書記＿＿＿＿＿＿＿＿

書記＿＿＿＿＿＿＿＿印」　　」

に改める。

様式第１４号中

「　　「
審　　会
　を　　に、
理　　議
　」　　」

「上記のとおり書面審理をおこなった」を「本書のとおり議事調書を作成する」に、

「委員＿＿＿＿＿＿＿＿印　「委員＿＿＿＿＿＿＿＿

委員＿＿＿＿＿＿＿＿印　委員＿＿＿＿＿＿＿＿

委員＿＿＿＿＿＿＿＿印　を　委員＿＿＿＿＿＿＿＿

書記　　印　　書記

書記　　印」　　」

に改める。

様式第１５号中「お立ち会い」を「お立会い」に、

「　　「

実地調査 日　時 及　び 立会い場所	を	実地調査 日　時 及　び 立会場所

」　　」

に改め、「連絡は熊本市役所内熊本市固定資産評価審査委員会」を削る。

様式第１６号中「上記のとおり実地調査をおこなった」を「本書のとおり実地調査調書を作成する」に、

「委員　　印　「委員

委員　　印　委員

委員　　印　を　委員

書記　　印　書記

書記　　印」　　」

に改める。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。